

平成27年3月
逗子市

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 策定の背景・趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	7
4 計画の対象	7
第2章 逗子の子ども・子育ての姿	9
1 自然に囲まれた住宅都市での地域の子育て	9
2 少子化、晩婚化、晩産化の中で世帯は小規模化しながら増加の傾向	9
3 保育所の待機児童と教育・保育施設の定員等	14
4 逗子市の子育て世帯における保護者の就労状況等	15
第3章 逗子市の子育て支援施策の現状と課題	17
1 幼稚園、保育所等の現状	17
2 子育て支援施策の現状	19
3 逗子市の子育て支援施策の課題	29
第4章 計画の基本的な考え方	33
1 基本理念	33
2 基本的な考え方（施策の視点）	34
3 計画の基本目標	34
第5章 基本目標における施策の方向と取組み	35
基本目標1 教育・保育の量の確保と質の向上をめざします	35
基本目標2 子育て情報の発信と、地域とのつながりをめざします	38
基本目標3 安心して子どもを産み育てられるまちをめざします	42
基本目標4 支援が必要な子どもとその家族へのサポートを充実します	45
基本目標5 仕事と子育ての両立しやすい環境の充実をめざします	48
第6章 子ども・子育て支援制度の推進	51
1 「子ども・子育て支援制度」のポイント	51
2 子ども・子育て支援制度に基づく事業体系	53
3 保育の必要性の認定	55
第7章 子ども・子育て支援施策における量の見込みと確保方策	57
1 教育・保育提供区域の設定	57
2 幼児期の教育・保育	57
3 地域子ども・子育て支援事業	60
第8章 計画の進行管理	73
1 計画の推進体制	73
2 計画の進行管理	73
資料編（資料1～資料8）	資料編 1～47

第1章 計画の策定にあたって

1 策定の背景・趣旨

わが国では、少子化が急速に進行し、平成2年に合計特殊出生率が1.57となって以来、少子化対策が社会全体の大きな課題として認識され、「エンゼルプラン」（平成6年）や「新エンゼルプラン」（平成11年）などを策定し、少子化対策への取り組みが始まりました。また、平成15年には「少子化社会対策基本法」とともに「次世代育成支援対策推進法」が制定され、同法に基づき地方公共団体及び企業に「行動計画」策定を義務付け、子育て家庭をとりまく地域環境についても取り組みを推進していくことになりました。しかしながら、子どもや子育てを取り巻く環境は依然厳しく、地域とのつながりの希薄化の中、子育てに対する不安や孤立感を覚える家庭は少なくありません。また、共働き世帯の増加や就労形態の多様化により、保育ニーズは年々増加しており待機児童が問題化されるようになりました。

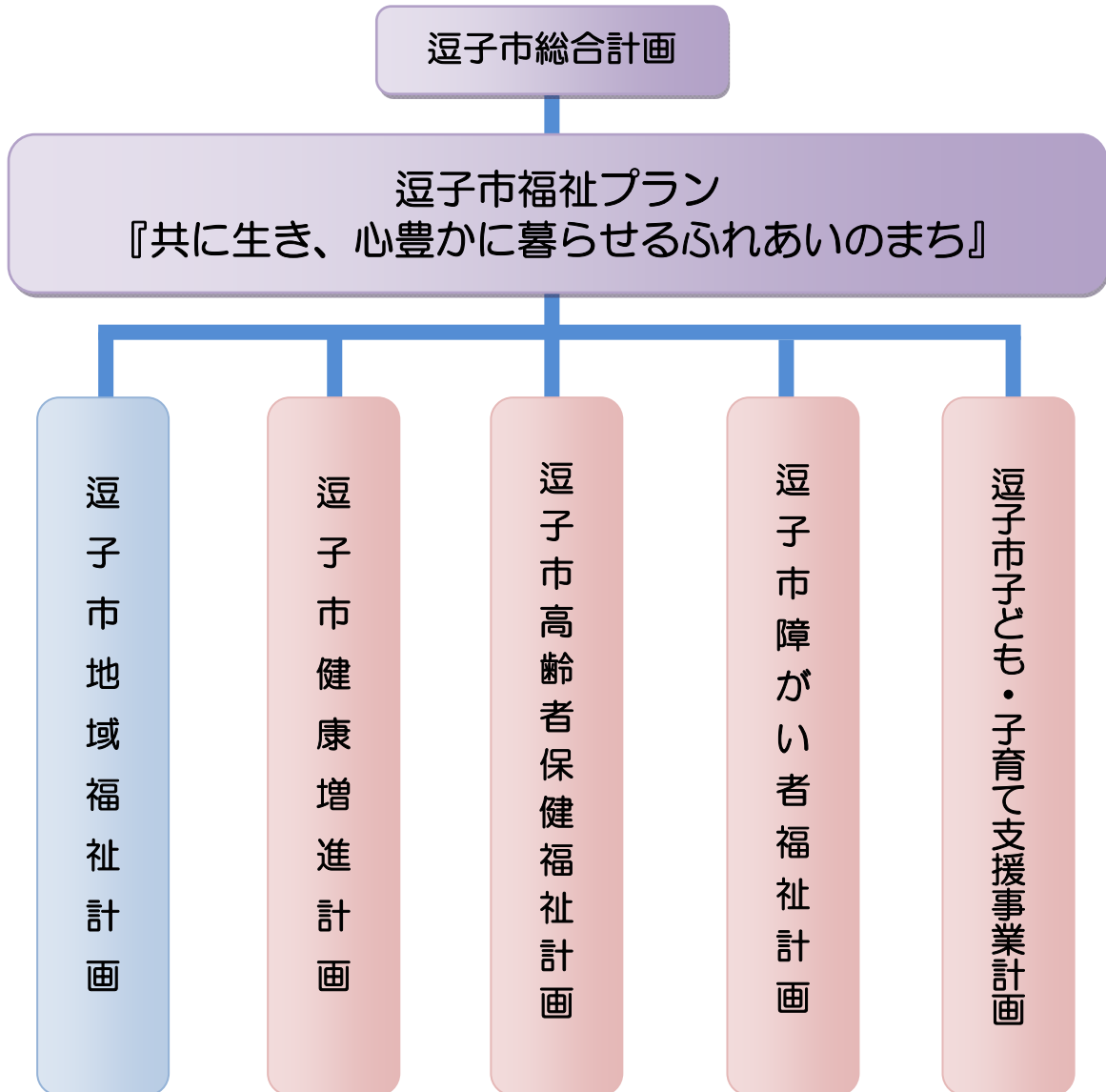
このような社会情勢を受け、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」を含む「子ども・子育て関連3法」が制定されました。この「子ども・子育て関連3法」に基づき、「子ども・子育て支援新制度」が平成27年から本格施行され、幼児期の質の高い教育・保育の提供や待機児童の解消、地域の子ども子育て支援のさらなる充実を図ることとしています。

本市においても、平成22年には「次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定し、子育てを地域全体で応援し、子どもも親もともに育つ豊かな環境を創造するとともに、すべての子どもがいきいきと育つことを目指し、「みんなでスクラム 子育て・子育て応援都市 逗子」をスローガンとして子育て支援に取り組んできました。平成26年度に本計画の最終年度を迎え、今後はこれまでの「次世代育成支援行動計画（後期計画）」も継承しつつ、「子ども・子育て関連3法」に基づき誰もが住みなれた地域で安心して子どもを産み育てることのできる総合的な支援体制の充実を目指すため、また、地域と力を合わせてともに育むまちづくりを目指すため、新たな計画として「逗子市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

- ◆本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保、その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものです。
- ◆また、「次世代育成支援対策推進法」第8条に基づく「次世代育成支援行動計画」を継承し、包含する計画として位置付け、「健やか親子21」に基づく「母子保健計画」も含めて計画します。
- ◆さらに、さまざまな分野の取り組みを総合的・一体的に進めるため、「逗子市総合計画」や「逗子市福祉プラン」などの上位計画と整合性を持ったものとしています。

(1) 他計画との関係イメージ



(2) 上位計画と連動する「逗子市子ども・子育て支援事業計画」の目標と方針

◆ 基本構想の取組みの方向 (「逗子市総合計画」より抜粋)

急速な少子化の進行や、家庭や地域を取り巻く環境の変化、地域とのつながりの希薄化の中で、心豊かに子育てをするためには、子育てに対する不安や孤立感を減らし、子育ての喜びを実感できることが必要です。子育てを親が主体的に行えるよう、まち全体で子育てを応援し、住みなれた地域で安心して子どもを産み育てることのできる総合的な支援体制の充実をめざします。

さらに、家庭環境や雇用形態の多様化などを踏まえ、家庭と地域や学校等が相互に協力し、まちを生かした豊かな遊びと学びの環境を整え、すべての子どもが愛され信頼されることを通じて、次世代を担う子どもたちが、心身共にたくましく生きる力と豊かな人間関係を培うことができるよう、地域と共に育むまちづくりをめざします。

◆ 「逗子市総合計画」で位置づけている事業と目標

【1】 ★リーディング事業

(1) 『子育てネットワーク構築事業』

課題	社会情勢や家庭、地域を取り巻く環境の変化などにより、保育や子育ての支援を必要とする児童や子育てに不安や負担を感じている保護者が増加していることから、子育てに関係する情報の一元化、総合化を行い、子育て情報の提供を充実させ、幅広いニーズに対応できる体制を築く必要があります。	
取組み	子育てに関するポータルサイトを構築し、インターネットを活用した情報の発信と収集を一元的、総合的に行います。子育てに関わる団体等が情報や課題を共有し、解決策を学び合う場として「子育てに関わるネットワーク会議」を逗子市社会福祉協議会と連携しながら設置します。ポータルサイトとネットワーク会議を連携させることで、「子育てネットワーク」として総合的に子育て支援を推進します。	
	目標【2022（平成34）年度】	現状【2013（平成25）年度末】
	★子育てに関するポータルサイトのアクセス数が、2018（平成30）年度の年間アクセス数の20パーセント増となっている。	子育てに関するポータルサイトがない。

(2) 『体験学習施設講座等事業』

課題	子どもたちが地域社会でいきいきと活動できるよう、地域社会に中高生を含む子どもの居場所を確保するとともに、自主的な活動を支援することが求められています。	
取組み	中高生については体験学習施設「スマイル」を拠点に、様々な講座やイベント等の企画運営ができる「子ども委員会」を設置し、子どもの居場所をつくります。また、実行委員会形式による体験学習施設まつり等の企画運営を行います。	
	目標【2022（平成34）年度】	現状【2013（平成25）年度末】
	逗子市体験学習施設「スマイル」の主催講座の年間延べ参加者数が2,000人、年間延べ利用者数が60,000人になっている。	開所されていない。

【2】 前期実施計画（平成27年度～34年度）で位置付けている目標

No.	目標 【2022年度】	現状 【2013年度末】	補足
1	★子育てに関するポータルサイトのアクセス数が、2018（平成30）年度の年間アクセス数の20パーセント増となっている。	子育てに関するポータルサイトがない。	これから構築するポータルサイトであって、内容によってアクセス数は大幅に異なる。できるだけアクセス数が多くなるようなポータルサイトの構築をめざす。
2	★逗子市体験学習施設「スマイル」の主催講座の年間延べ参加者数が2,000人、年間延べ利用者数が60,000人になっている。	開所されていない。	<ul style="list-style-type: none"> ・逗子市体験学習施設は、2014（平成26）年4月に第一運動公園内に開所し、小さい子どもと保護者が憩う場所、中学・高校生の居場所、生涯学習からスポーツまでいろいろな活動をする場所、様々な世代が交流する場所、いざという時の防災拠点などの機能を兼ね備えたもの。スマイルは愛称。 ・2013（平成25）年度の青少年会館の実績（講座受講者数約1,000人、利用者数30,000人）をもとに、実際に利用の中心となる中学・高校生の参加による「逗子市体験学習施設企画運営委員会による企画を取り入れた講座・イベントの実施により利用者の倍増をめざすもの。
3	「逗子市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査」における子育ての環境や支援の満足度が25パーセントになっている。	15.2パーセント 【2013（平成25）年度調査】	施設整備等、事業の推進に時間を要する事業が多く、既存の事業内容の制度拡充を行い（ずしファミリー・サポート・センター事業の病児・病後児の預かり、妊婦健診補助等）、5年間で満足度の10ポイントアップをめざす。
4	教育・保育施設等を希望する人すべてが、希望する施設を利用できる。	保育所入所待機児童数18名 【2013（平成25）年4月1日現在】	2015（平成27）年度から施行される子ども・子育て支援の新制度における逗子市子ども・子育て支援事業計画に基づき、希望する人すべてが、希望する施設を利用できることをめざす。

5	ほっとスペースの年間延べ利用者数が26,000人になっている。	約 10,000 人 【2013（平成25）年度調査】	<ul style="list-style-type: none"> ・「ほっとスペース」とは、市立小学校の多目的教室等や親子遊びの場*などを利用し、乳幼児が安心して遊べる場の提供、参加しやすいイベント等を行う子育て支援の場をいう。 ・2014（平成26）年度に池子ほっとスペースを開設したことに伴い、年間1万人程度の利用の純増が見込まれる。それに加えて、子育て支援に関する情報発信の充実等の施策を行うことで、年に3パーセント以上の延べ利用者数の増加を継続的にめざすもの。
---	---------------------------------	--------------------------------	--

◆ 「逗子市福祉プラン」で位置づけている事業と目標

(1) 『子育て支援センター運営事業』

課題	子育てについての悩みや不安のある人が気軽に相談ができるよう、身近な地域で相談できる場所や機会を拡充する必要があります。	
取組み	子育て支援センターでは親子で遊びながら他の親子と交流しながら誰もが気軽に相談できる仕組みを作るとともに、子ども相談室や児童相談所等の関係機関と綿密な連携をとり、子育てについての相談、情報の提供、助言などの援助を行います。	
	目標【2019（平成31）年度】	現状【2013（平成25）年度末】
	年間 15,000 人が来所。 子育てネットワーク構築事業と連携した情報提供ができています。	子育て支援センター来所者 5,446 組 11,627 人 小坪親子遊びの場（巡回相談） 来所者 181 組 385 人 沼間親子遊びの場（巡回相談） 来所者 516 組 1,174 人

(2) 『ファミリーサポートセンター運営事業』

課題	乳幼児や小学生等の児童がいる家庭の児童の預かりの援助を受けたい者と援助を行いたい者が会員となり、ファミリーサポートセンターが連絡調整を行い、地域における育児の相互援助活動を推進しております。地域の保護者の要望に応えるために乳幼児、小学生の一時預かりや病児・病後児の預かり等のニーズに対応できる支援会員、両方会員の確保が必要です。	
取組み	ファミリーサポートセンター支援会員研修について、支援会員が病児・病後児の預かりができるように研修会の開催方法、講義内容や開催回数などの工夫を図ります。	
	目標【2019（平成 31）年度】	現状【2013（平成 25）年度末】
	ファミリーサポートセンター支援会員と両方会員の合計が 500 人になっている。 病児・病後児預かりについて市民に周知がされ、病児・病後児預かりができる支援会員が増えてきている。	依頼会員 956 人 支援会員 279 人 両方会員 169 人（依頼会員かつ支援会員である会員） *病児・病後児預かりは平成 26 年度より開始。

(3) 『子ども相談室運営事業』

課題	社会状況が複雑化し、核家族化が進む中で、子育てに関する悩みをひとりで抱える親に対する支援や、配偶者からの暴力、望まない妊娠等様々な問題に対応するために、各機関と更なる連携をとる必要があります。	
取組み	児童福祉法に基づく要保護児童対策ネットワーク会議を中心に児童談所や警察署、保健福祉事務所等と連携をとりながら対象者へ寄り添う支援体制の更なる充実化を図ります。	
	目標【2019（平成 31）年度】	現状【2013（平成 25）年度末】
	要保護児童対策ネットワーク会議を中心とした様々な関係機関との連携が今まで以上に充実し、対象者への支援が組織的に行われている	要保護児童対策ネットワーク会議を中心に対象者への支援を行っている。

(4) 『妊産婦・乳児訪問等事業』

課題	妊婦や、出産後の母子のケアにおいて、子育てについての的確な情報提供や養育環境の把握がますます必要となっています。	
取組み	安全な妊娠・出産の確保、安心して子育てできる環境の確保及び個人の健康状態に応じた支援環境の確保を目的として、妊娠期から産後まで一貫した相談体制を整えます。	
	目標【2019（平成31）年度】	現状【2013（平成25）年度末】
	保健師及び助産師がすべての乳児のいる家庭を訪問し、相談にしている。	保健師、助産師が訪問や相談にしている。

3 計画の期間

本計画は、平成27年度から平成31年度の5年間を計画期間としています。なお、5年間の計画期間中であっても、状況の変化が生じた場合は、適宜必要に応じて、計画の見直しを行っていくこととします。

4 計画の対象

この計画の対象は、すべての子ども(18歳未満)と子どものいる家庭、及び妊婦を含む子どもを授かる予定の家庭です。障がい、疾病、貧困、虐待など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家庭を含めます。

第2章 逗子の子ども・子育ての姿

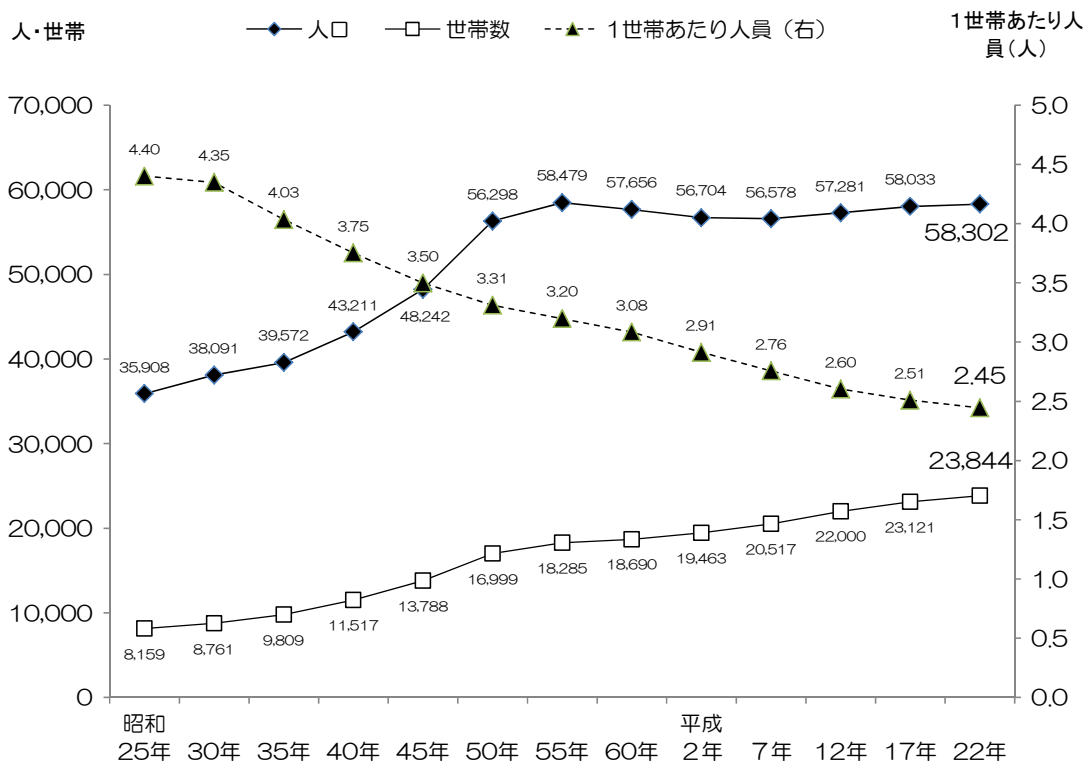
1 自然に囲まれた住宅都市での地域の子育て

本市の都市宣言「青い海と みどり豊かな 平和都市」に象徴されるように、都市化のなかで逗子市が守ってきた自然環境の豊かさは市民共通の誇りであり、心の豊かさ、自然環境と社会環境の調和、小さくても自立するまちを目指す文化の気風高い住宅都市となっています。自然に囲まれた住宅都市で、海や山など豊かな自然環境の中で子育てを楽しむための市と市民との協働による取組みを行っており、また、子育てサークルや母親同士等の助け合い活動など地域住民の主体的な活動もおこなわれています。

2 少子化、晩婚化、晩産化の中で世帯は小規模化しながら増加の傾向

本市の総人口は、昭和 50 年代前半から 6 万人弱で推移していますが、世帯数は増加を続けてきました。一般世帯構成（国勢調査結果）をみると、平成 2 年、12 年、17 年、22 年のいずれも核家族世帯は 7 割弱となっています。しかしその内訳を平成 2 年と 22 年で比べると、夫婦のみの世帯が 2,421 世帯（64.7%）増加しており、高齢夫婦も含めて子どものいない世帯が増えていることがわかります。また、平成 22 年に全体の 1 割弱である「ひとり親と子ども」世帯が 20 年前と比べると 711 世帯増加しており、年々増加の傾向にあるといえます。

人口、世帯数、一世帯あたり人員の推移 【国勢調査結果】



一般世帯構成 【国勢調査結果】

	平成 2 年		平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年	
	実数 (世帯)	構成比 (%)	実数 (世帯)	構成比 (%)	実数 (世帯)	構成比 (%)	実数 (世帯)	構成比 (%)
核家族世帯	13,328	68.8	15,133	69.0	15,698	68.5	16,252	68.2
夫婦のみ	3,740	19.3	5,419	24.7	5,980	26.1	6,161	25.9
夫婦と子ども	8,017	41.4	7,876	35.9	7,696	33.6	7,809	32.8
ひとり親と子ども	1,571	8.1	1,838	8.4	2,022	8.8	2,282	9.6
男親と子ども	240	1.2	310	1.4	309	1.3	334	1.4
女親と子ども	1,331	6.9	1,528	7.0	1,713	7.5	1,948	8.2
三世帯家族等	2,550	13.2	1,980	9.0	1,791	7.8	1,499	6.3
非親族世帯	27	0.1	80	0.4	115	0.5	171	0.7
単独世帯	3,476	17.9	4,743	21.6	5,326	23.2	5,908	24.8
総世帯数（一般世帯）	19,381	100.0	21,936	100.0	22,930	100.0	23,830	100.0

- ◆ひとりの女性が一生に産む子どもの数を表すとされる合計特殊出生率は、0.96～1.23のあいだを増減していますが、いぜん低い水準にとどまっており、神奈川県全体よりも低い水準で推移しています。
- ◆婚姻件数は、平成 14 年までは 1 年あたり 300 件台でしたが、平成 15 年以降は 200 件台となり減少の傾向にあります。
- ◆平均初婚年齢をみると、本市ではここ数年横ばいであるものの、全国と比べると高年齢となっています。全国的に晩婚化が進行しています。
- ◆本市における母親の年齢別出生人数は、30 代の割合が増加している中、平成 24 年には 30～34 歳より 35～39 歳で出産する人が最も多くなり、晩産化が進行しているといえます。

子どものいる世帯の状況 【国勢調査結果】

	平成 2 年		平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年	
	実数 (世帯)	構成比 (%)	実数 (世帯)	構成比 (%)	実数 (世帯)	構成比 (%)	実数 (世帯)	構成比 (%)
6歳未満親族がいる一般世帯	1,972	10.2	2,047	9.3	2,033	8.0	2,025	8.5
18歳未満親族がいる一般世帯	6,262	32.3	5,098	23.2	5,031	21.9	5,299	22.2
総世帯数（一般世帯）	19,381	100.0	21,936	100.0	22,930	100.0	23,830	100.0

出生数・出生率、婚姻・離婚の状況 【神奈川県衛生統計年報】

		平成 12 年	平成 17 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
出生数		443	383	392	397	408	408	384
出生率 人口千対	逗子市	7.7	6.6	6.7	6.8	7.0	7.0	6.6
	神奈川県	9.8	8.7	8.8	8.7	8.6	8.4	8.3
合計特殊 出生率	逗子市	1.12	1.01	1.10	1.16	1.18	1.23	1.19
	神奈川県	1.25	1.13	1.23	1.23	1.25	1.25	1.27
婚姻件数		311	277	292	273	294	269	215
離婚件数		115	100	93	93	87	95	89

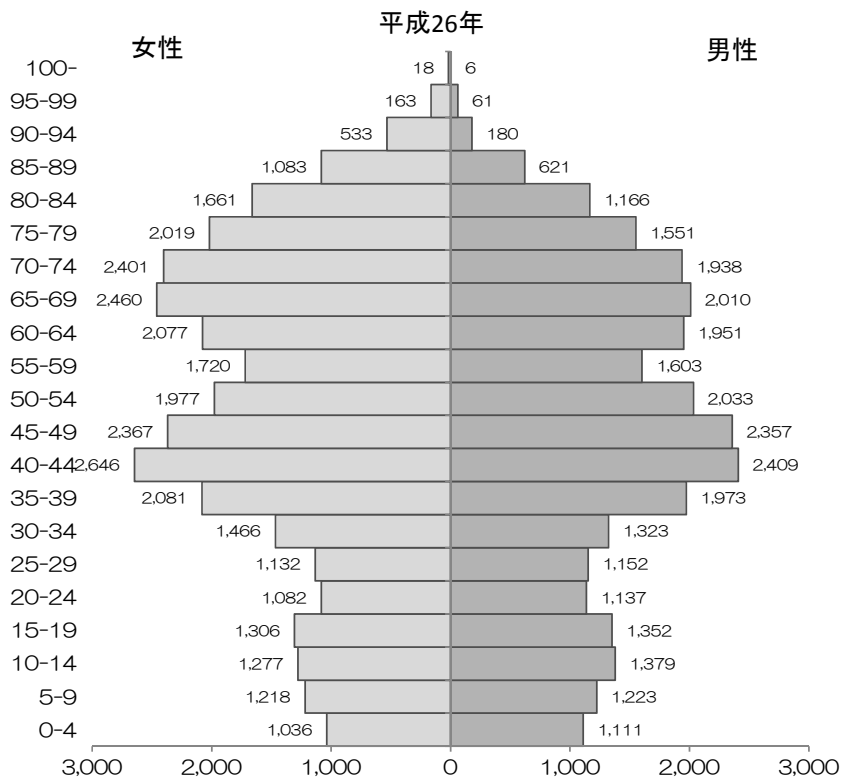
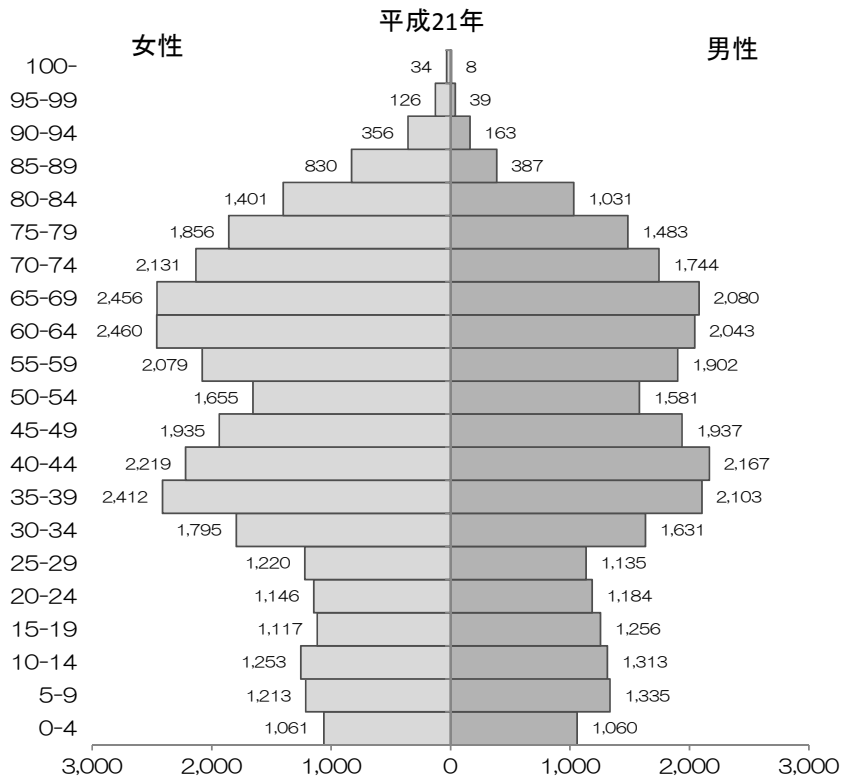
逗子市における平均初婚年齢の推移 【神奈川県衛生統計年報】

年 次	初婚夫妻の平均年齢(歳)	
	夫	妻
平成 17 年(参考)	31.4	29.1
平成 21 年	31.2	29.6
平成 22 年	31.6	29.8
平成 23 年	31.6	29.6
平成 24 年	31.4	29.7

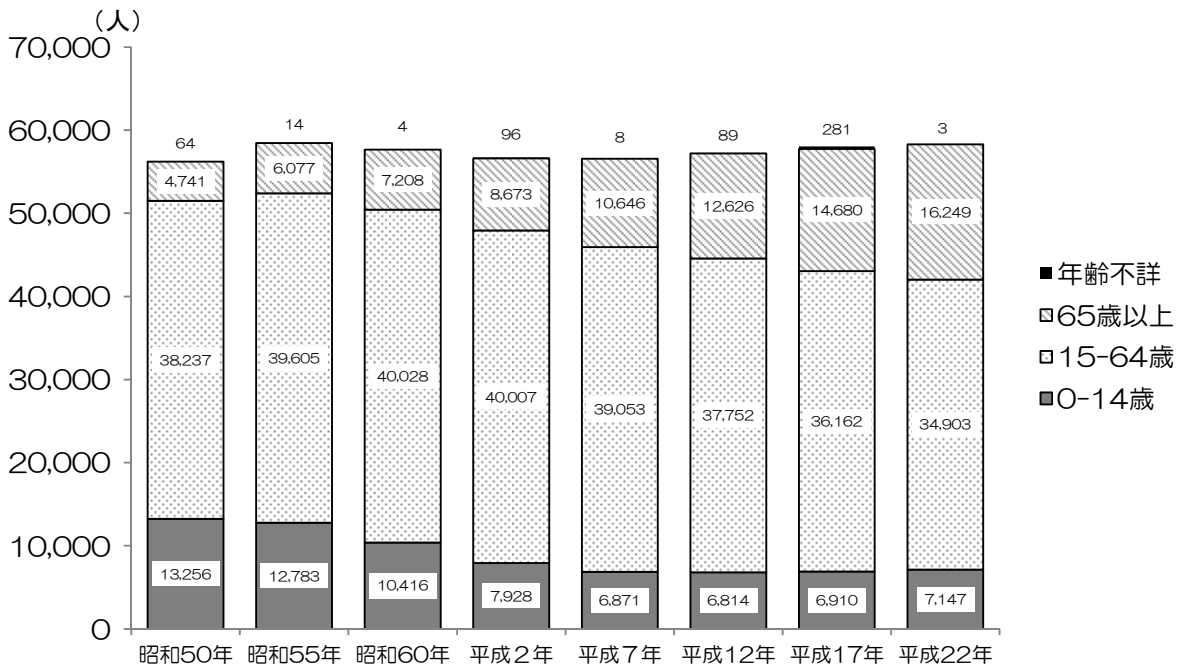
逗子市における母親の年齢別 出生人数 【神奈川県衛生統計年報】 (人)

年次 / 母年齢	15-19 歳	20-24 歳	25-29 歳	30-34 歳	35-39 歳	40-44 歳	45-49 歳
平成 21 年	3	27	70	149	124	24	0
平成 22 年	0	29	52	171	131	23	2
平成 23 年	4	17	77	145	133	32	0
平成 24 年	4	23	64	128	136	28	1

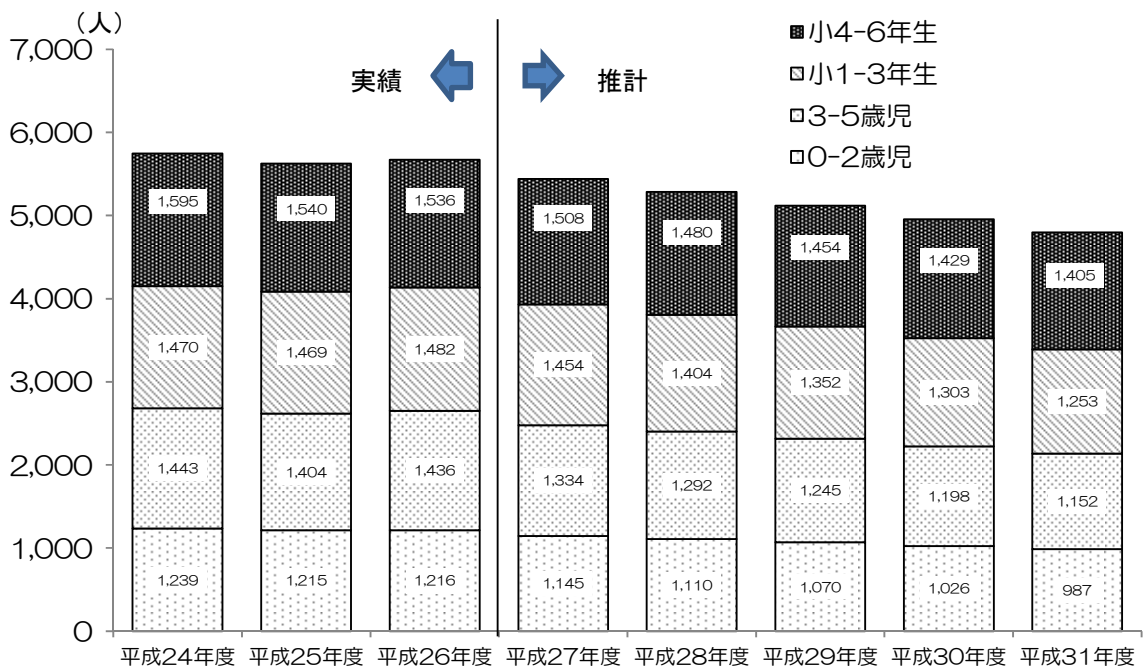
人口ピラミッド 【逗子市住民基本台帳】



年齢3区分別人口の推移 【逗子市住民基本台帳】



子ども人口の推移と推計



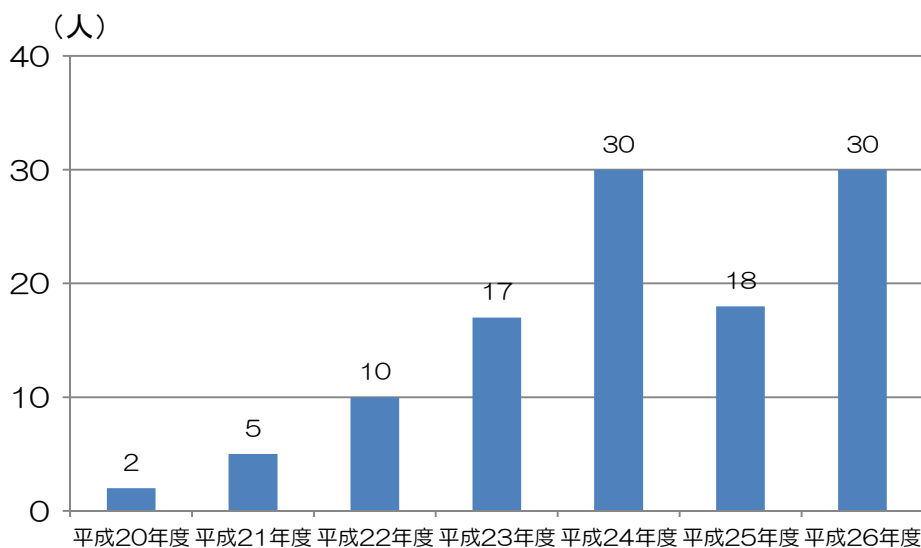
実績：逗子市住民基本台帳

推計：国勢調査結果を基に算出

3 保育所の待機児童と教育・保育施設の定員等

保育所の待機児童数は平成20年度は2人でしたが、24年度及び26年度には30人で最も多くなっています。

待機児童数の推移



市内の保育施設の定員等概数

保育施設	0歳・1歳	2歳	3歳以上
既存園計	125人	100人	405人
認可外計	11人	11人	30人
総計	136人	111人	435人

市内の教育施設の定員等概数

幼稚園	3歳以上
既存園(5園)	645人

保育所入所率(平成26年4月1日)

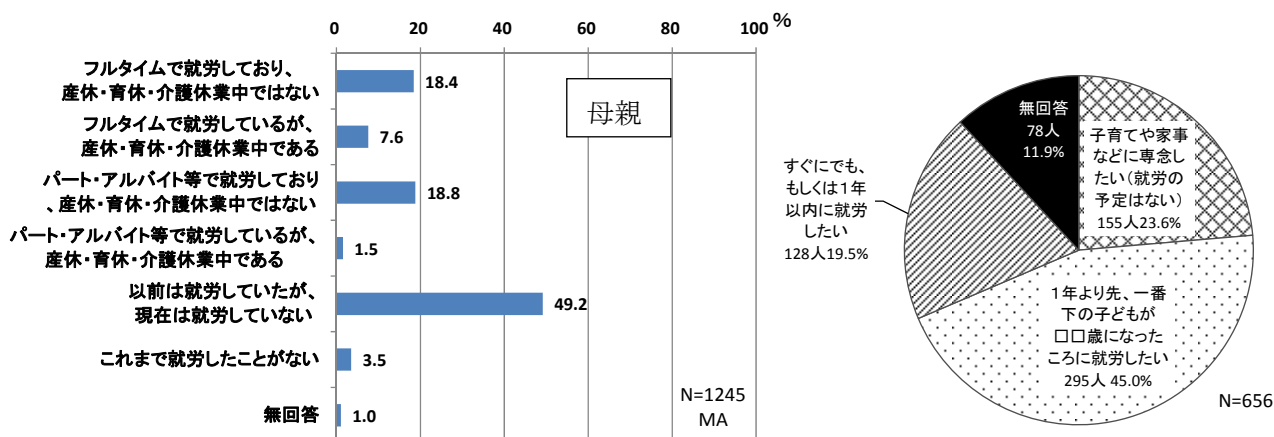
(人)

項目	0歳	1歳	2歳	小計	3歳	4歳	5歳	小計	計
保育所入所児童数	52	98	120	270	124	130	141	395	665
年齢別児童数	383	411	422	1,216	449	454	483	1,386	2,602
入所率	13.6%	23.8%	28.4%	22.2%	27.6%	28.6%	29.2%	28.5%	25.6%

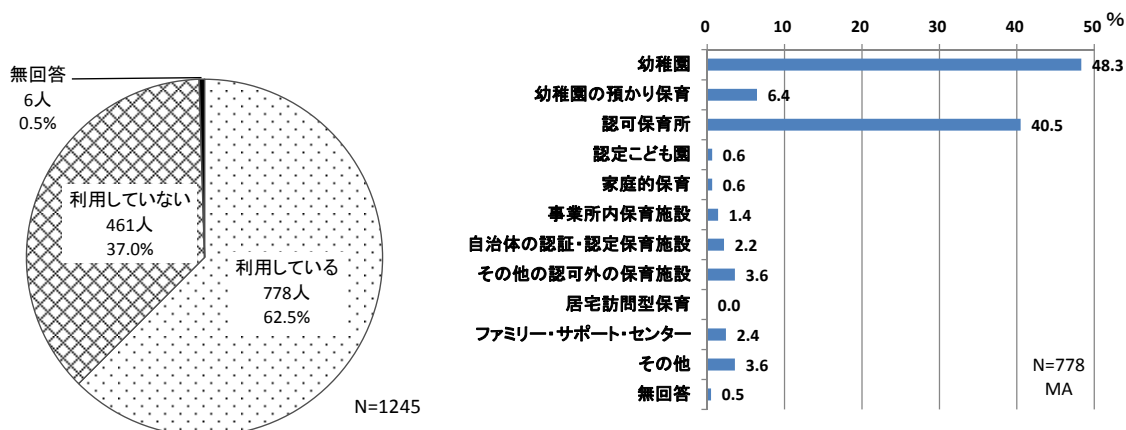
4 逗子市の子育て世帯における保護者の就労状況等

平成 25 年度に実施したアンケート調査の結果によると、父親は 88.6%がフルタイムで働いており、母親はフルタイム、パートタイムを合わせて 46.3%が就労しています。夫婦共にフルタイムの共働き家庭は 22.0%、パートタイムの共働き家庭は 18.2%で 4 割が共働き家庭です。定期的な教育・保育事業の利用は 62.5%、そのうち幼稚園が 48.3%、認可保育所が 40.5%となっています。

母親の就労状況と就労希望



定期的な教育・保育事業の利用



第3章 逗子市の子育て支援施策の現状と課題

1 幼稚園、保育所等の現状

1) 現在の制度の概要

認可保育所は公立保育所及び民間保育所で構成され、民間保育所の多くは(逗子市内は全て)社会福祉法人が運営しています。一方、幼稚園は県内市町によっては若干公立幼稚園がありますが、ほとんどが(逗子市内は全て)民間幼稚園として主に学校法人が運営し、私立学校という位置付けです。

◇ 幼稚園

- 教育基本法、学校教育法に基づく学校として、文部科学省が管轄し、戦後の経済的な発展の中で園児数が増加していきました。
- 施設及び運営内容は、幼稚園設置基準と幼稚園教育要領(省令)により規定されています。
- 幼稚園の保育料は、文部科学省の市町村補助金制度の枠組みを基本として、保護者の所得に応じて市町村から1年分まとめて保護者へ就園奨励費として一部補助されています。

◇ 認可保育所

- 児童福祉法に基づく児童福祉施設として、厚生労働省が管轄しています。戦後貧困対策として制度化されたもので、「保育に欠ける」児童を対象として現在に至っています。
- 施設及び運営内容は、児童福祉施設最低基準と保育所保育指針(省令)により規定されており、「養護と教育」を同時に行います。
- 保育料は、国の徴収基準額を元に各市町村が保護者の所得に応じて定めた保育料を保護者から徴収しています。

◇ 認可外保育施設

- 認可保育所以外に認可外保育施設(神奈川県では私設保育施設と呼んでいます。)があります。認可外保育施設は、保護者と施設の個人契約で利用するため、保育料は保護者の所得にかかわらず、施設が定めた一律の額となります。
- 認可外保育施設は、児童福祉法に基づき都道府県等への届け出の義務があり、県等による立ち入り調査を受ける等、劣悪な保育環境を無くし、保育の質とサービスの向上が推進されています。

2) 市内未就学児の入所状況概況

市内未就学児の入所状況

- ・幼稚園は、市単独幼稚園就園奨励費在園児調査(平成 26 年 6 月 1 日現在)
- ・保育所は、平成 26 年 4 月 1 日入所児童数
- ・年齢別人口は、平成 26 年 3 月 31 日住民基本台帳・外国人登録者の計

内 訳	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
年齢別人口	383人	411人	422人	449人	454人	483人	2,602人
年齢別人口 (3歳以上)	—	—	—	449人	454人	483人	1,386人
内 訳	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
市内 幼稚園	—	—	—	140人	168人	154人	462人
葉山町幼稚園	—	—	—	46人	72人	84人	202人
鎌倉市幼稚園	—	—	—	45人	67人	68人	180人
その他幼稚園	—	—	—	5人	6人	6人	17人
幼稚園 計	—	—	—	236人	313人	312人	861人
幼稚園入所率	—	—	—	52.6%	68.9%	64.6%	61.8%
市内 保育所	50人	93人	110人	120人	128人	137人	638人
市外 保育所	2人	5人	10人	4人	2人	4人	27人
保育所 計	52人	98人	120人	124人	130人	141人	665人
保育所入所率	13.6%	23.8%	28.4%	27.6%	28.6%	29.2%	28.7%
3歳以上在園児数計	—	—	—	360人	443人	453人	1,256人
3歳以上在園率	—	—	—	80.2%	97.6%	93.8%	90.6%

3) 保育所待機児童の推移

逗子市の保育所待機児童は、平成 20 年度に入り増加傾向が顕著となり、平成 24 年度までは毎年ほぼ倍増する状況でしたが、平成 25 年度は減少しました。平成 24 年度から平成 25 年度にかけて、施設整備等は特段行っていないため、市では申込みを手控えた方が増加したものと考えており、潜在的なニーズも含めた入所希望者数全体が減少したものととは考えておりません。

待機児童の年度推移 (毎年度4月1日)

区 分		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
待機児童数	3歳未満児	4人	7人	16人	21人	17人	25人
	3歳以上児	1人	3人	1人	9人	1人	5人
	計	5人	10人	17人	30人	18人	30人
園指定含む	3歳未満児	19人	14人	38人	49人	35人	71人
	3歳以上児	8人	3人	5人	21人	9人	16人
	計	27人	17人	43人	70人	44人	87人

※園指定含む=特定の園を指定している者は待機児童数から除外されるため、その数を含む全体数

2 子育て支援施策の現状

「逗子市子ども・子育て支援事業計画の策定」に伴うアンケート結果による主な特徴と関連する事業から子育て支援事業について課題と現状を整理しました。

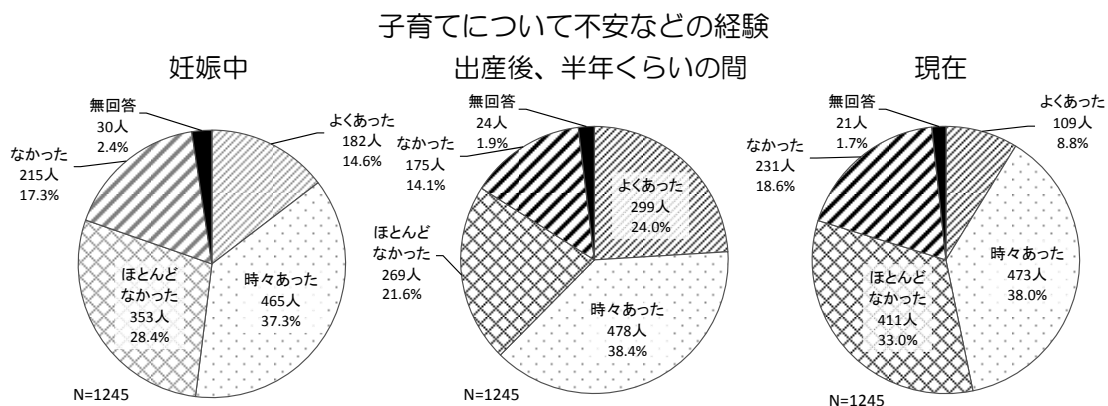
(1) 妊娠期から出産まで

アンケートでは、多くの方が妊娠中から出産後半年ぐらいの間に子育てについて不安を感じる割合が高いという結果が得られました。

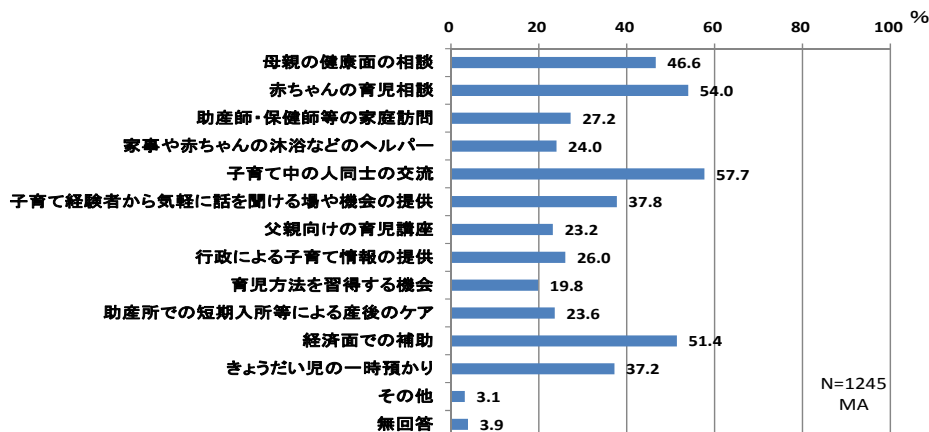
対応する主な子育て支援事業：「妊婦健診事業」「妊産婦・乳児訪問事業」
「妊産婦・乳幼児教室事業」「乳幼児健診事業」

出産後半年ぐらいの間に子育てについて不安を感じる割合が高い

子育てについて不安を感じたり自信が持てなくなったりするのは、妊娠中で約半数、出産後半年ぐらいの間で62.4%の人が不安を感じています。妊娠中や出産後に求められているサポートは、「子育て中の人同士の交流」「赤ちゃんの育児相談」「経済面での援助」「母親の健康面の相談」「子育て経験者から気軽に話を聞ける場や機会の提供」「きょうだい児の一時預かり」などであり、相談、情報提供など、子育ての不安を軽減する方策の提供が求められています。



妊娠中や出産後に重要なサポート



(2) 子育ての環境について

子どもの育児に関し、家族の協力体制や両親の就労状況から見える課題

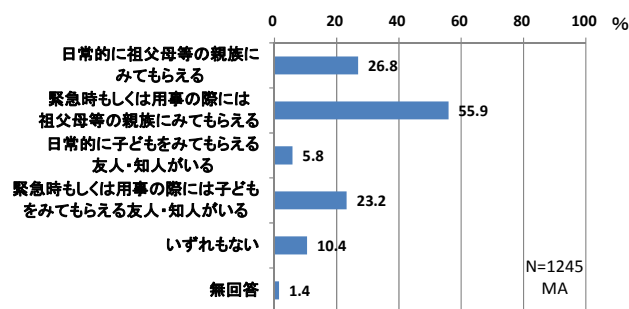
① 父親の子育てへの参加、緊急時の地域の協力体制

対応する主な子育て支援事業：「ファミリーサポートセンター」

子育てに関わる家族の状況、父親・母親の子育てに関わる程度や周囲の子育てに関する援助や協力体制についてみると、子育て（教育を含む）に日常的に関わっている方は、98.2%が「家族」となっていますが、父親が関わっている割合は 64.9%であり、母子家庭を除くと約 30%の父親が日常的には関わっていません。母親の不安や負担を軽減するためにも、父親の子育ての参加を促進する必要があります。

緊急時を含め、子どもを周囲に見てもらえる環境にない世帯が 10.4%あります。地域での協力体制が求められています。

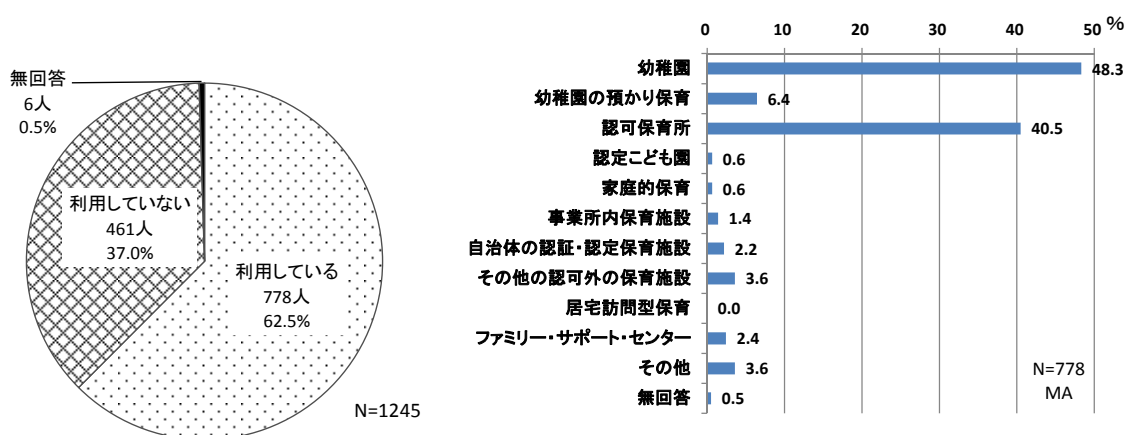
子育てに対する周囲からの支えについて



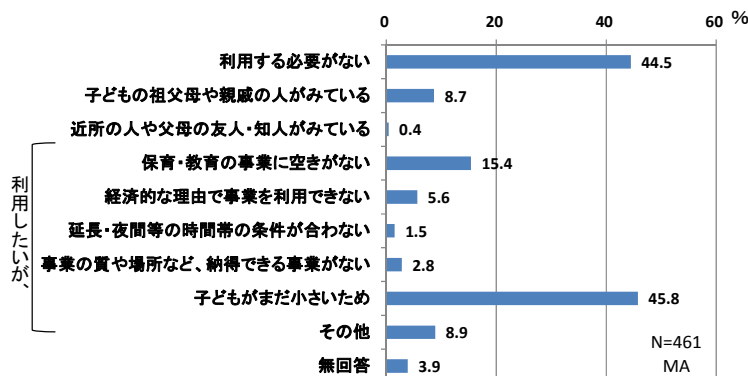
② 求められる待機児童対策

保護者の雇用形態と平日の定期的な教育・保育事業の利用状況では、4割が共働き家庭で、現在働いていないが就労希望を持つ母親は74.5%と多く、大半はパート就労を希望しています。このような中で、0歳から小学校就学前の子どもの定期的な教育・保育事業の利用状況は、62.5%で、そのうち幼稚園が48.3%、認可保育所が40.5%となっています。定期的な教育・保育事業を利用しない理由は「必要がない」44.5%「子どもがまだ小さいため」45.8%が多いですが、「保育・教育の事業に空きがない」も15.4%あり、待機児童対策が課題となっています。

定期的な教育・保育事業の利用



定期的な教育・保育事業を利用していない理由



③ 平日の定期的な教育・保育事業の利用意向と現状

利用の希望が多い事業：

「幼稚園の預かり保育」「認定こども園」「ファミリーサポートセンター」

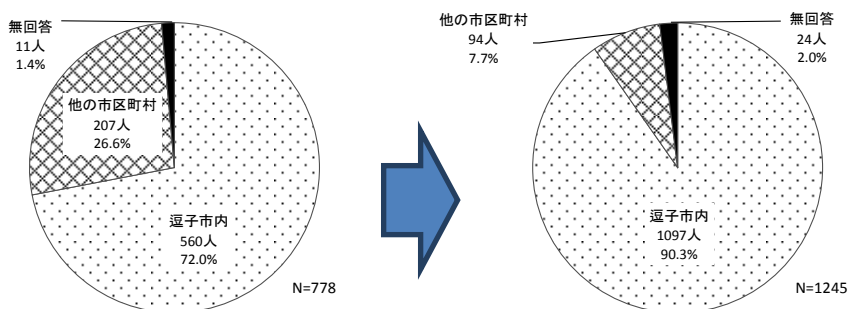
平日の定期的な教育・保育事業の今後の利用意向では、「幼稚園」56.5%、「保育所」43.5%、「幼稚園の預かり保育」31.6%、「認定こども園」23.0%、「ファミリーサポートセンター」15.4%の利用希望があります。現在幼稚園を定期的に利用している人の52.9%が幼稚園の預かり保育を定期的に利用したいと考えています。

また、「日中の定期的な教育・保育事業」は72.5%が逗子市内を利用していますが、希望では90.3%の市内の利用希望があり、より一層の教育・保育の施設の充実が求められます。

平日の定期的な教育・保育事業の今後の利用意向と現在の利用

幼稚園	希望 56.5%	現在 48.3%	差 8.2
認可保育所	希望 43.5%	現在 40.5%	差 3.0
幼稚園の預かり保育	希望 31.6%	現在 6.4%	差 25.2
認定こども園	希望 23.0%	現在 0.6%	差 22.4
家庭的保育	希望 6.0%	現在 0.6%	差 5.4
事業所内保育施設	希望 5.4%	現在 1.4%	差 4.0
自治体の認証・認定保育施設	希望 7.1%	現在 2.2%	差 4.9
その他の認可外保育施設	希望 3.4%	現在 3.6%	差 -0.2
居宅訪問型保育	希望 4.4%	現在 0.0%	差 4.4
ファミリーサポートセンター	希望 15.4%	現在 2.4%	差 13.0

教育・保育事業を利用している場所・したい場所

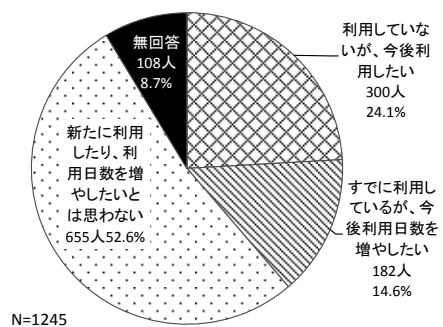
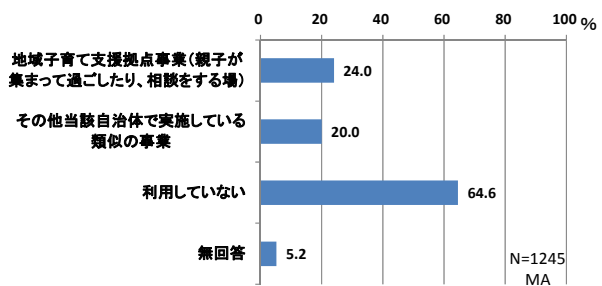


④ 希望が多い地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター、親子遊びの場）の利用

地域子育て支援拠点事業は、64.6%が利用していない現状ですが、利用意向は38.7%と高いのが特徴です。「母親両親教室」「離乳食教室・2歳すくすく教室」「子育てROOM 陽だまり」「保育所や幼稚園の園庭等開放」では、「知っている」が74%～83%に対して、「利用したことがある」は34%から66%とばらつきがあります。

今後、利用したい事業は、「保育所や幼稚園の園庭等開放」54%「ファミリーサポートセンター」47%「わくわくメール」43%が高い割合を示しています。

地域子育て支援拠点事業の利用と意向



事業を知っている	利用したことがある	今後利用したいと思う	%		
			はい	いいえ	無回答
①母親両親教室(N=1245)	81.8	9.9	8.4		
②離乳食教室・2歳児すくすく教室(N=1245)	82.8	7.5	9.7		
③子育て相談総合窓口(子育て支援課)(N=1245)	73.7	19.5	6.8		
④教育研究所・教育相談窓口(N=1245)	25.9	68.3	5.9		
⑤児童相談所(N=1245)	63.7	30.6	5.7		
⑥療育相談(N=1245)	36.7	57.8	5.5		
⑦児童・民生委員(N=1245)	58.1	36.6	5.3		
⑧地域安心生活サポート事業(N=1245)	24.2	70.2	5.6		
⑨社会福祉協議会(N=1245)	49.9	44.7	5.4		
⑩プレイヤーカー(N=1245)	47.6	45.9	6.5		
⑪子育てROOM陽だまり(N=1245)	75.8	17.2	7.0		
⑫保育所や幼稚園の園庭等開放(N=1245)	77.7	13.7	8.7		
⑬ずしファミリーサポートセンター(N=1245)	81.8	11.5	6.7		
⑭ずし子育てわくわくメール(N=1245)	29.6	64.3	6.1		
①母親両親教室(N=1018)	58.9	36.1	5.0		
②離乳食教室・2歳児すくすく教室(N=1031)	66.1	30.0	4.0		
③子育て相談総合窓口(子育て支援課)(N=917)	36.6	55.8	7.5		
④教育研究所・教育相談窓口(N=822)	12.7	76.1	11.2		
⑤児童相談所(N=798)	2.9	86.1	11.0		
⑥療育相談(N=457)	18.2	71.1	10.7		
⑦児童・民生委員(N=723)	9.5	80.5	10.0		
⑧地域安心生活サポート事業(N=301)	10.0	73.4	16.6		
⑨社会福祉協議会(N=621)	19.3	70.5	10.1		
⑩プレイヤーカー(N=592)	22.0	72.5	5.6		
⑪子育てROOM陽だまり(N=944)	34.5	59.5	5.9		
⑫保育所や幼稚園の園庭等開放(N=967)	48.8	46.7	4.4		
⑬ずしファミリーサポートセンター(N=1018)	33.6	60.6	5.8		
⑭ずし子育てわくわくメール(N=369)	41.5	53.4	5.1		
①母親両親教室(N=1245)	27.6	49.4	23.0		
②離乳食教室・2歳児すくすく教室(N=1245)	37.7	41.3	21.0		
③子育て相談総合窓口(子育て支援課)(N=1245)	41.8	37.0	21.2		
④教育研究所・教育相談窓口(N=1245)	33.5	45.5	21.0		
⑤児童相談所(N=1245)	22.6	54.8	22.7		
⑥療育相談(N=1245)	23.9	53.7	22.4		
⑦児童・民生委員(N=1245)	19.3	57.8	23.0		
⑧地域安心生活サポート事業(N=1245)	26.1	50.8	23.1		
⑨社会福祉協議会(N=1245)	24.3	52.9	22.7		
⑩プレイヤーカー(N=1245)	39.5	39.4	21.1		
⑪子育てROOM陽だまり(N=1245)	39.0	41.3	19.8		
⑫保育所や幼稚園の園庭等開放(N=1245)	53.7	28.8	17.6		
⑬ずしファミリーサポートセンター(N=1245)	47.0	34.2	18.8		
⑭ずし子育てわくわくメール(N=1245)	43.0	37.7	19.4		

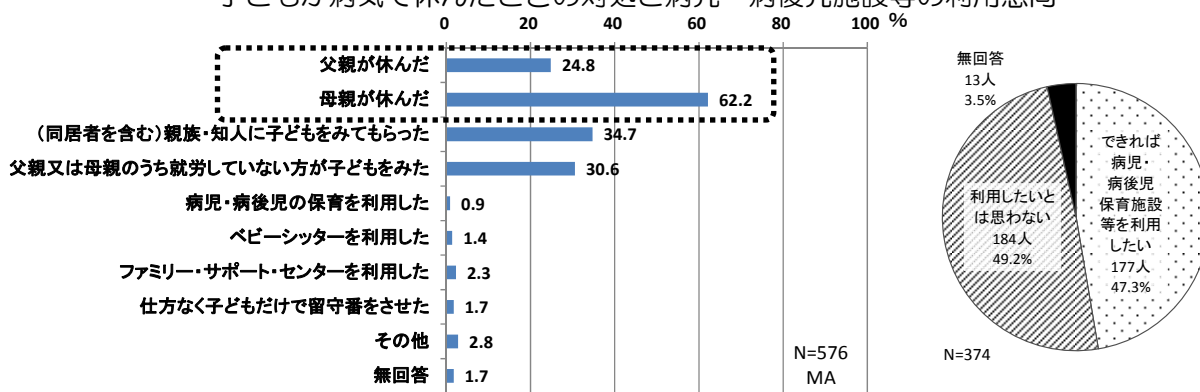
⑤ 病児・病後児施設の利用ニーズ

対応する主な事業：ファミリーサポートセンターの病児・病後児預かり（平成26年度より開始）

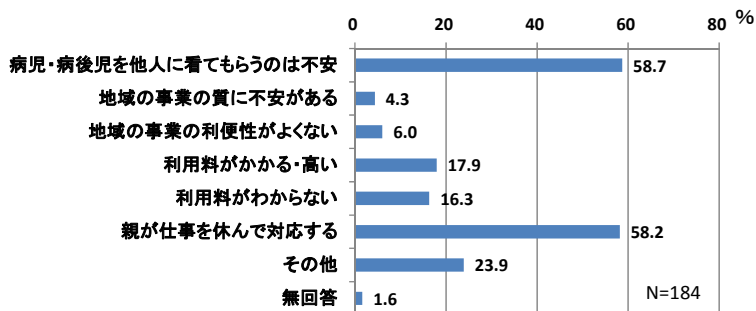
子どもの病気の際の対応で「父親或いは母親が仕事を休んだ」とする人の中で、病児・病後児保育施設等を「出来れば利用したい」「利用したいとは思わない」はほぼ半々となっています。病児・病後児保育施設等の利用を希望しない人では、「他人に看てもらうのは不安」「親が休んで対応する」が主な理由となっています。

また、「休んで看することは非常に難しい」と回答した理由は、「子どもの看護を理由に休みがとれない」57%「自営業なので休めない」「休假日数が足りないので休めない」がそれぞれ12%でした。

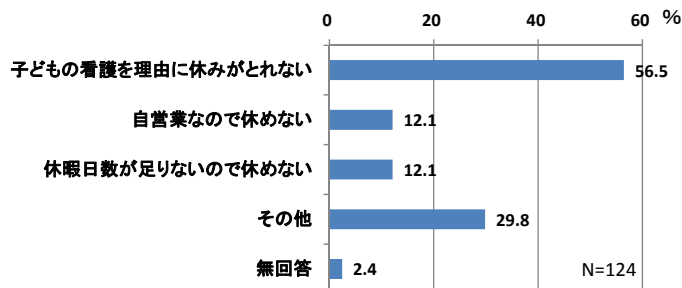
子どもが病気で休んだときの対処と病児・病後児施設等の利用意向



病児・病後児のための保育を利用したいと思わない理由



休んで看ることが非常に難しい理由

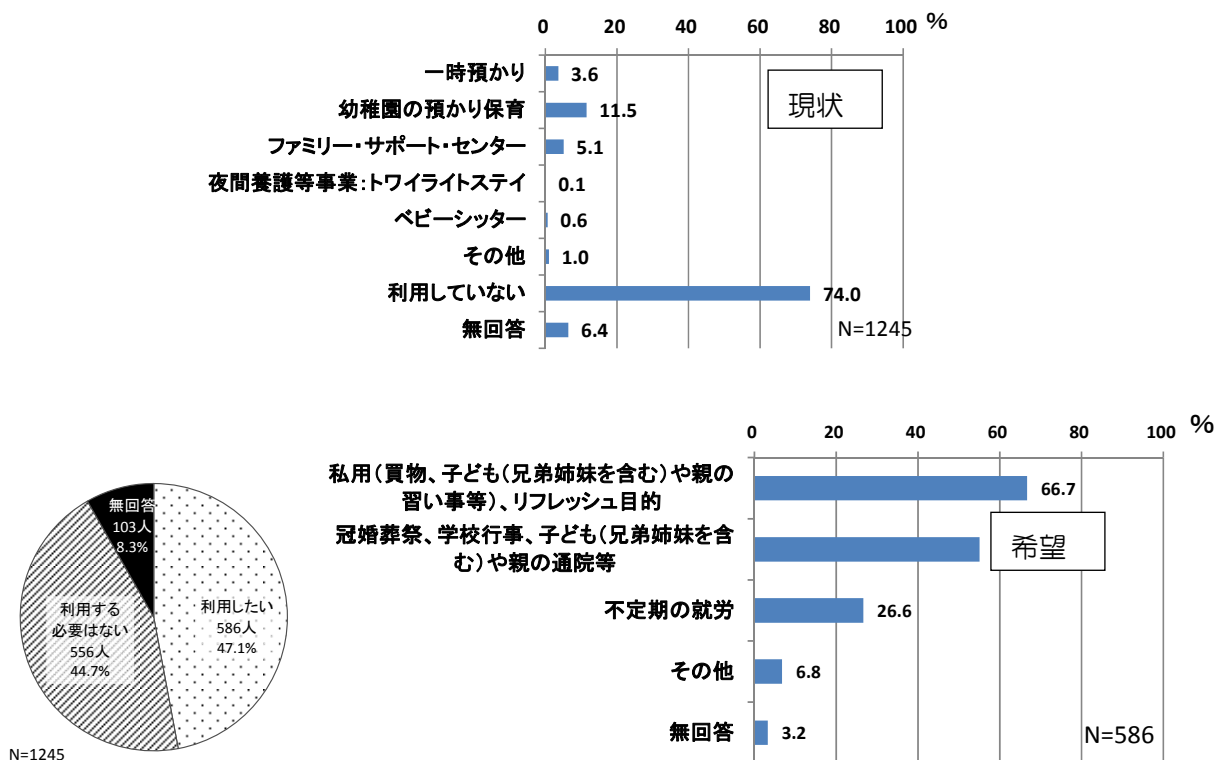


⑥ 希望が多い一時預かり等の利用

現状では、一時預かり等を利用しているのは、幼稚園の預かり保育を中心に約 20%で、利用していない割合が 74%と高いですが、一時預かりの利用希望は、47.1%と高くなっています。

利用希望の理由は、私用（リフレッシュ等）が 66.7%と最も多く、冠婚葬祭・学校行事の他に不定期の就労となっています。一時預かりについては、幼稚園の預かり保育のほかに保育所の一時預かりの活用を広く広報し、預かりやすい体制を構築していく必要があります。

宿泊を伴う一時預かり等の利用と利用希望



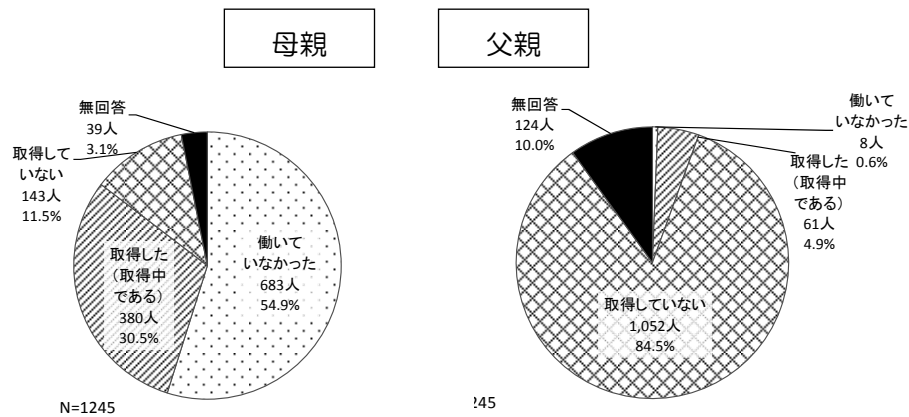
⑦ 求められるワークライフバランス（仕事と子育ての両立）

両親の育児休業の取得状況、短時間勤務制度など職場の両立、保育所への入所時期等についての特徴をみると、父親の育児休業の取得は極めて少なく、取得しない主な理由は、「仕事が忙しい」「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」「収入減となり経済的に苦しくなる」「職場に育児休業が無かった」などとなっており、取得したくても取得できない要因も存在し、父親の子育て参加促進に向けて、仕事と生活の調和を図っていく必要があります。

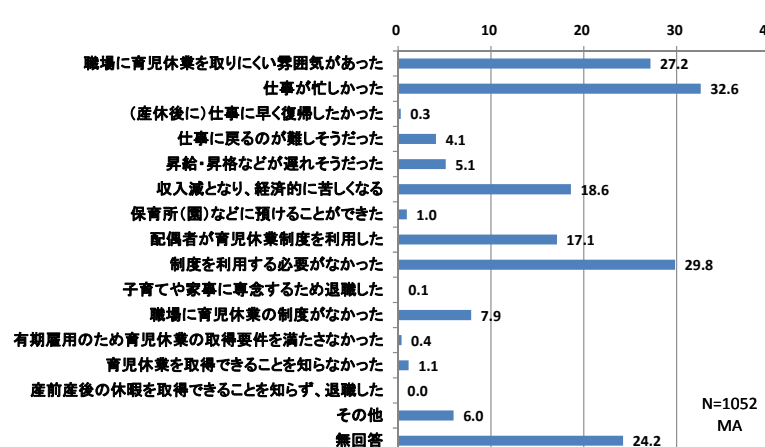
母親で育児休業後に仕事に復帰した人の65.3%は年度初めの保育所入所に合わせたタイミングとしており、希望より早く復帰した人の理由は「希望する保育所に入るため」が65.4%となっています。希望より遅く復帰した理由は「希望する保育所に入れなかったため」が75.0%を占め、保育所への入所と密接に関係する職場復帰の状況が見られます。

保育所の整備とともに、ワークライフバランス(仕事と子育ての両立)が課題となっています。

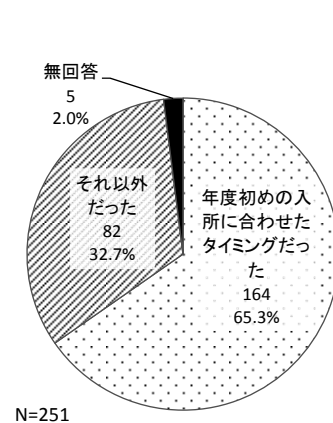
育児休業の取得状況



育児休業を取得していない理由(父親)



職場復帰と保育所入所のタイミング(母親)



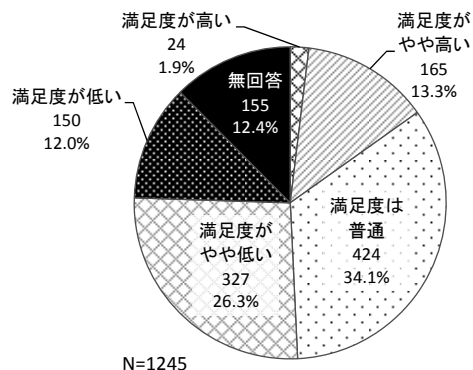
(3) ハード、ソフト両面から子育て支援施策

逗子市の子育て世帯の「子育ての環境や支援」の満足度は「普通」と「満足度が高い」「やや高い」を合わせると49.3%となっております。一方、「満足度が低い」と「やや低い」を合わせると38.3%となっております。

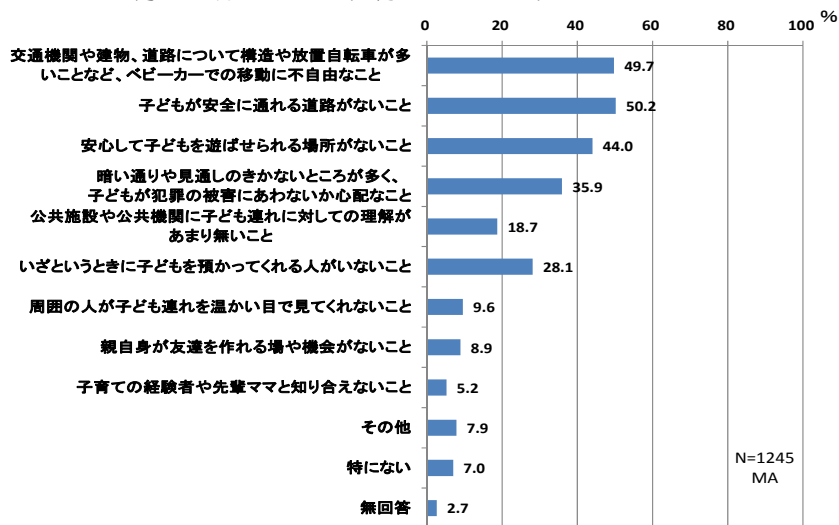
子育てをしていてつらかったことは、「自分の自由になる時間が持てない」が71.0%で最も多くなっています。また、子育てをしていて特に困ることについては「子どもが安心して通れる道路がない」50.2%と最も多く、次に「交通機関や建物、道路について構造や放置自転車が多いことなど、ベビーカーでの移動に不自由なこと」49.7%、「安心して子どもを遊ばせる場所がないこと」44%の順となっております。

日常の子育てを楽しく、安心して行うために必要なサービスは、「子どもを遊ばせる場や機会の提供」が79.4%と最も多く、「親のリフレッシュの場や機会の提供」54.5%「子育て中の親同士の仲間づくり」41.3%となっております。

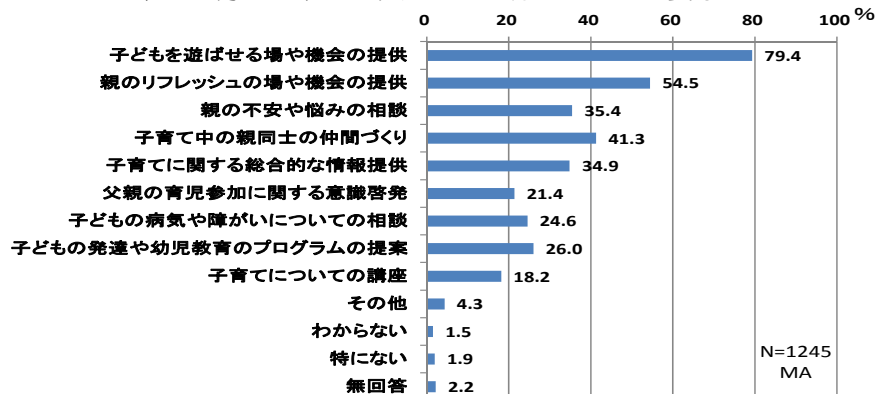
地域における子育ての環境や支援の満足度



子育てを行っていて、特に困ること、困ったこと



日常の子育てを楽しく、安心して行うために必要なサービス



(4) 放課後児童クラブ事業

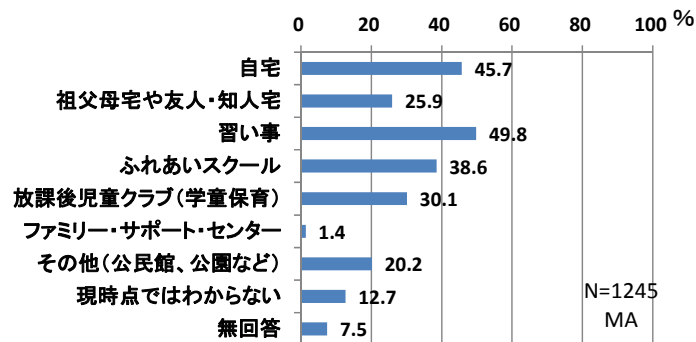
小学校就学後に放課後の時間を過ごさせたい場所は、小学校低学年時ではいずれの年齢も「習い事」が最も多く、次いで「自宅」の割合が多くなっています。

「放課後児童クラブ」で放課後の時間を過ごさせたい人のうち、土曜日の放課後児童クラブの利用希望は、「低学年の間は利用したい」13%「高学年になっても利用したい」26%「利用する必要はない」54%となっています。

日曜・祝日の放課後児童クラブの利用希望は、「低学年の間は利用したい」7%「高学年になっても利用したい」14%「利用する必要はない」71%となっています。

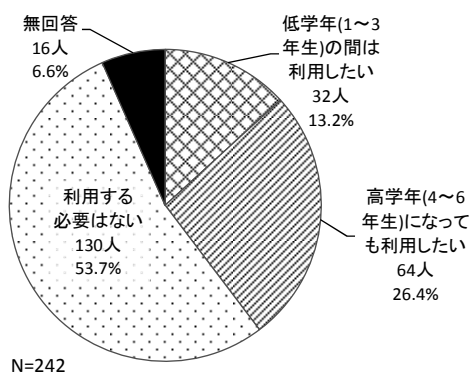
夏休み・冬休みなどの長期休暇中の放課後児童クラブの利用希望は、「低学年の間は利用したい」18%「高学年になっても利用したい」24%「利用する必要はない」33%となっています。放課後児童クラブの利用希望は、「日曜・祝日」に比べると「土曜日」と「長期休暇中」は、やや高い傾向にあります。また、利用時間については、開始時間は、「土曜日」と「日曜・祝日」は8時から、「夏休み・冬休み期間中」は9時からの希望が多く、終了時間は、いずれにおいても18時まで希望が35%～42%と最も多くなっています。

小学校就学後の放課後、過ごさせたい場所（低学年）

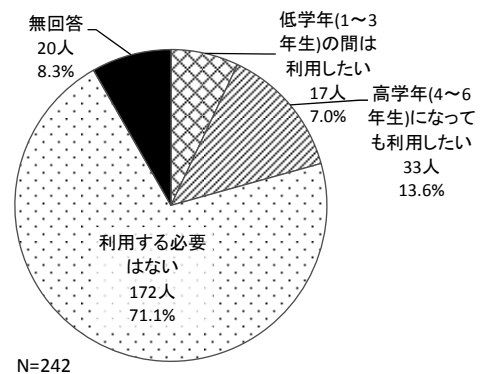


土曜日、日曜・祝日の放課後児童クラブ（学童保育）の利用希望

土曜日



日曜・祝日



3 逗子市の子育て支援施策の課題

子育てに関する事業の現状を整理し、見えてきた課題をまとめました。

(1) 教育・保育の量をバランスよく確保

保護者の4割が共働き家庭で、現在働いていないが就労希望の母親は74.5%と多く、大半はパート就労を希望しています。このような状況で0歳から小学校就学前の子どもの教育・保育事業（幼稚園や保育所等）の利用については、保護者の就業形態に合わせ、潜在的なニーズも含めた待機児童を解消するため、教育・保育の量をバランスよく確保する必要があります。

(2) 人と人とのつながりが生まれる場、人と人とのふれあいの場の充実

妊娠中や出産後にかかわらず子育てについて不安を感じ、自信が持てない割合が5割以上あり、多くの人は「子育て中の人同士の交流」「赤ちゃんの育児相談」などの人との交流を求めています。家族内だけでなく地域や育児経験者から話を参考にしたいと思っています。また、「自分の自由になれる時間が持てない」「社会的に取り残されるような孤立感を感じる」等子育てに自分の時間がとられ、自分に余裕がない状態にある親が多くみられます。そのような状態から日常の子育てを楽しく、安心して行うために必要なサービスを多くの保護者は求めており、一時預かりや子どもを遊ばせる場、親のリフレッシュの場など他の親子との交流や親がリフレッシュできる場所や機会の提供について充実を図る必要があります。

(3) 子育てに関する情報提供方法を検討

子育ての不安の解消のためにも、より豊かな子育てをするためにも、遊びや交流の場、子育ての講座等の情報は重要です。現在広報やホームページ、ずし子育てわくわくメール等の媒体を活用して発信をしていますが、情報発信・提供に関して、情報内容の精査と提供手法の充実が必要です。必要な人が必要なときに必要な情報が得られる手段を確立する必要があります。また、様々な子育てに関連する団体と連携をしながら、地域での子育てについての協力体制を作る必要があります。

(4) 相談体制の充実が必要

本市では、子育てに関する不安や悩み等を抱える子育て中の親への支援として、専門家による相談体制を構築してきましたが、子ども・子育てを取り巻く社会環境は変化してきており、現在の相談体制をより一層親子に寄り添える取組みが必要です。妊娠中から出産後、子どもの成長に合わせた相談体制を構築します。

(5) ワークライフバランスの促進

父親の育児休業取得率が極めて低く、父親の育児参加の促進が必要です。また、子どもの保育所入所のタイミングに合わせて母親の育児休業の期間を調整しています。短時間勤務制度の利用をしたかったが利用できない理由として父親、母親共に職場に短時間

勤務制度を取りにくい雰囲気があったことが挙げられています。父親は仕事中心の社会状況に常に置かれており、子育てに日常的にかかわることが少なく積極的な育児参加が求められます。

(6) ハード面での子育て支援

子育てをされていて特に困ること困ったこととして、「子どもが安全に通れる道路がないこと」、「交通機関や建物、道路について構造や放置自転車がが多いことなど、ベビーカーでの移動に不自由なこと」、「安心して子どもを遊ばせる場所がないこと」が多く挙げられています。また、公園の新設や遊具の充実も要望として挙げられています。

参考：主な意見等

評価・満足・感謝に関する主な意見の内容

対象		主な意見内容	件数
生活環境	19	逗子は子育てするの自然に恵まれ環境が良い	19
保育所	7	保育所の保育内容に満足している	7
行政	7	子育て支援に力をいれていただき感謝	2
		保健師の訪問をしていただき助かった	1
		母親両親学級はよかった	1
		子育て支援課の皆様相談に乗っていただき感謝	1
		保健師さん達の丁寧な対応で助かっている	1
		助産師さんによる母乳育児相談は助かる	1
ほっとスペース	6	子供にも親にも遊びやりフレッシュの場として助かる	6
ふれあいスクール	4	ふれあいスクールはとっても助かります	4
子育て支援センター	4	スタッフの方や同じ状況のママに話を聞いてもらえ助かった	4
その他の子育て支援施設	2	図書館のブックスタートシステムが嬉しい	1
		アリーナのプレイルームは助かっている	1
ファミリーサポートセンター	2	ファミサポ事業が充実している	2
公園	2	公園が多くて満足している	2
交流	2	自然を生かした集いが多い	2
子育て支援施策	1	逗子まちのこ保育プロジェクトにお世話になり助かっている	1
情報発信・情報提供	1	子育てメール情報が始まって助かった	1
アンケート	1	子育ての取組に力を入れて欲しいのでアンケートの実施に感謝	1
逗子文化プラザ	1	逗子文化プラザの託児サービスはとてもよい	1
総数			59

要望に関する意見の分類と主な意見の内容

	対象	意見の種類			総計	主な意見	
		提案	不満	要望			
保育・教育	320	保育所	2	1	216	226	保育所増設・待機児童対策・保育時間の延長
		学童保育	2		30	32	早朝保育の充実・利用時間の延長
		小学校	2		23	25	教育内容・PTA負担軽減
		幼稚園		1	20	21	公立幼稚園の設立・預かり保育の充実
		中学校		1	5	6	学区の選択の自由
		教育			5	5	教育の充実
		認定こども園			5	5	認定こども園の新設
子育て支援	313	子育て支援施策	2		135	138	病児・病後児保育の充実
		その他の子育て支援施設		1	40	44	児童館がほしい
		子育て支援センター			39	42	支援体制の充実
		一時預かり保育			30	30	不定期で気軽に利用できる
		ほっとスペース			22	28	利用時間の拡大
		ファミリーサポートセンター	1	6	10	19	サポート体制の充実
		ふれあいスクール			9	12	飲食可能な利用(昼間)
公園・遊び場	284	公園			203	205	公園の新設・遊具の充実
		子どもの遊び場			70	70	安心して遊べる公園
		運動公園			9	9	工事の迅速化
経済的支援	213	経済的支援	1	1	211	213	医療費補助の拡大・幼稚園の補助金
生活環境	146	道路・交通			89	89	歩道整備
		生活環境			38	57	安心して遊べる環境
行政	90	行政	4	25	45	81	子育て支援の体制
		保健センター			9	9	送迎バス
健康・医療	56	医療			39	39	小児科の拡充
		健康診断			17	17	健康診断回数の増加
生活支援	42	交流	2		16	20	イベント、小さい子のためのイベント
		地域との関わり	1	2	11	14	地域の理解・地域で子育てする環境
		市民交流センター			2	3	イベントの開催
		逗子文化プラザ			1	2	子ども向けイベント
		公民館			2	2	施設の充実
福祉会館			1	1	環境改善		
情報発信・情報提供	36	情報発信・情報提供	3		32	36	適切な情報の配信
その他	11	アンケート	1	1	4	7	アンケートの量が負担
		その他		2	2	4	その他
総計			21	41	1,390	1,511	

注) アンケート調査概要

対象者	調査方法	調査期間	回収状況
市内在住で未就学児の子どもを持つ保護者 2,166名	対象者へ郵送で配布し、郵送で回収。 (対象者全戸配布)	発送日 平成25年10月30日 回収期限 平成25年11月13日	発送数 2,166件 回収数 1,276件 回収率 58.9%

第4章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

スローガン

誰もが心豊かに子育てできるまち 逗子

子育ての主人公は親と子。地域全体で応援できるまちとなるように！
子どもがみんな、いきいきとして、心豊かに成長できるように！
まち全体が、子どもも親も共に育まれる豊かな環境となるように！

ア. 子育ての主人公は親と子。地域全体で応援できるまちとなるように！

急速な少子化の進行や、家庭や地域を取り巻く環境の変化、地域とのつながりの希薄化の中で、心豊かに子育てをするためには、子育てに対する不安や孤立感を減らし、子育ての喜びを実感できることが必要です。保護者が子育てを主体的に行えるよう、まち全体で子育てを応援し、住みなれた地域で安心して子どもを生み育てることのできる総合的な支援体制の充実をめざします。

イ. 子どもがみんな、いきいきとして、心豊かに成長できるように！

さらに、家庭環境や雇用形態の多様化などを踏まえ、家庭と地域や学校等が相互に協力し、まちの環境を生かした豊かな遊びと学びの場を整え、すべての子どもが愛され信頼されることを通じて、次世代を担う子どもたちが、心身共にたくましく生きる力と豊かな人間関係を培うことができるよう、地域と共に子育て・子育てできるまちづくりをめざします。

ウ. まち全体が、子どもも親も共に育まれる豊かな環境となるように！

逗子市の豊かな自然環境や市民の力を生かし、子どもが心身共にたくましく生きる力と豊かな人間関係を培い、子ども自身もまちづくりに主体的に関わっていくことができるよう、様々な活動・体験の機会と環境づくりを進めます。

2 基本的な考え方（施策の視点）

4つの視点

1 子どもの最善の利益のための視点

子どもの幸せを第一に考え、子どもが心身ともに健やかに育つよう、子どもの最善の利益を尊重する取組みを推進します。

2 子育てを親が主体的に行える視点

保護者が子育てに喜びを感じられるよう、孤立感や不安感を和らげ安心して子育てができる環境を整え、親育ちを支援します。

3 すべての子育て家庭を支援する視点

すべての子どもがいきいきと子どもらしい生活を送れるよう、市や地域などまち全体で子育て家庭をサポートできる体制づくりを図ります。

4 切れ目のない体系的で継続性ある長期的視点

妊娠から出産・子育てへの切れ目のない支援を継続的に行うとともに、次世代を担う子どもたちが豊かな心の大人になれるよう長期的視野に立ち支援していきます。

3 計画の基本目標

5つの基本目標

基本目標1 教育・保育の量の確保と質の向上をめざします

基本目標2 子育て情報の発信と、地域とのつながりをめざします

基本目標3 安心して子どもを産み育てられるまちをめざします

基本目標4 支援が必要な子どもとその家族へのサポートを充実します

基本目標5 仕事と子育ての両立しやすい環境の充実をめざします

第5章 基本目標における施策の方向と取組み

基本目標1 教育・保育の量の確保と質の向上をめざします

施策の方向

幼児期は豊かな人間性を培う大変重要な時期であるため、子どもを預かるだけでなく、保護者をより支援すると共に、教育・保育の質の向上をめざします。

保育ニーズの増加に伴い、働き続けたくても子どもの預け先が見つからないなどの理由で働くことをあきらめてしまうことのないよう、教育・保育の場を増やすなど、待機児童を解消するとともに、放課後児童クラブの内容の充実を図り、子育てしやすいまちをめざします。

取組みの柱

- 1 潜在的なニーズも含めた、教育・保育の量の確保
- 2 幼児教育・保育の質の向上
- 3 教育・保育ニーズの多様化に対する保育所や幼稚園の機能拡充
- 4 放課後児童クラブの充実

取組みの内容

1 潜在的なニーズも含めた教育・保育の量の確保

① 教育・保育施設の整備と拡充

- ・計画的に施設整備等を図り、潜在的なニーズも含めた教育・保育の量の不足の解消を図ります。
- ・休日保育の開始、長期休暇中の教育・保育の充実、延長保育の継続、ファミリーサポートセンター事業の充実などを図ります。

② 地域型保育（小規模保育など）の促進

- ・家庭的な雰囲気に近い少人数制で行われる地域型保育（小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育）の促進を図り、待機児童の解消につなげます。
- ・教育・保育施設と小規模保育等との連携については、卒園後に連携施設などで安心して新しい生活がスタートできるよう、円滑な接続に配慮します。

③ 認定こども園への移行促進・支援

- ・幼稚園・保育所が認定こども園への移行を希望する場合は、円滑に移行できるよう支援します。

2 幼児教育・保育の質の向上

① 幼稚園・保育所の教育活動及び教育環境の充実

- ・幼稚園・保育所が持つ情報や人材を生かし、地域全体の社会資源としてさらに充実していきます。
- ・幼児期は心豊かな人間性を培う時期であり、また、運動能力や脳の発達面でも著しく成長する重要な時期であるため、幼稚園・保育所の教育活動及び教育環境の充実を支援し、質の向上を図ります。

② 幼児期の教育・保育から小学校教育への円滑な接続

- ・保育士等支援者の人材確保及び人材育成の促進を図り、小学校教育への円滑な接続を支援する体制を整えます。
- ・幼稚園、保育所、小学校及び放課後児童クラブとの連携体制づくりを促進します。

③ 子育てに関する情報提供・交流事業への対応

- ・幼稚園・保育所において、地域や学校との異年齢交流事業への参画や子育てに関する情報提供を推進していきます。

3 教育・保育ニーズの多様化に対する保育所や幼稚園の機能拡充

① 必要な時、不定期・一時的に利用できる保育サービスの充実

- ・求職中の保護者や様々な働き方に対応するため、教育・保育施設の一時預かりを充実します。
- ・保護者のレスパイト（※）を目的とした一時預かりを充実し、ひとり親家庭等の緊急時対応を目的とした一時預かりの方策を検討します。

② 幼稚園の教育時間終了後の「預かり保育」の充実

- ・子どもが幼稚園に在園中でも保護者が働きやすいよう、また、在園児の豊かな遊び、保護者のレスパイトなど多様なニーズに対応すべく幼稚園の教育時間終了後の「預かり保育」の充実を促進します。

※レスパイトとは、息抜きのことです。お子さんを一時的に預かって家族の負担を軽減するための息抜きの意です。

4 放課後児童クラブの充実

① 活動内容の充実

- ・放課後児童支援員の人材確保及び人材育成の促進を図ります。
- ・学童期においては、急速な知的能力の発達や自我意識、社会性など人格形成にとって大変重要な発達期にあるため、家庭との連携を図りつつ、放課後児童クラブの内容の充実及び質の向上を図ります。

② 新たな環境への不安・負担軽減

- ・小学校入学後の生活や放課後に対する子どもの不安を軽減し、安心して日々を過ごすことができるよう子どもたちをサポートします。
- ・共働き家庭などにおいて、子どもが保育所から小学校への入学を機に、保護者の仕事と子育ての両立が困難にならないよう、放課後児童クラブの充実を図ります。
- ・幼稚園、保育所、小学校及び放課後児童クラブとの連携体制づくりを促進します。

基本目標2 子育て情報の発信と、地域とのつながりをめざします

施策の方向

地域とのつながりの希薄化の中で、心豊かに子育てをするためには、身近な地域で遊び、集い、交流の場をもつなど子育てに対する不安や孤立感を減らすことが必要です。地域とのつながりを促進するため、子育てに関する情報提供を充実させるとともに、子育てを通して人と人がつながるまちづくりをめざします。

また、次世代を担う児童・青少年が、心身共に健やかに、生きる力を培い、のびのびと活動できるような環境づくりを促進するとともに、地域や家庭、学校などと連携を図り、子どもが安全かつ安心して過ごせるまちづくりをめざします。

取り組みの柱

- 1 親子遊びの場づくり
- 2 子育て情報の整備と提供
- 3 地域や市民が主体の子育て支援
- 4 乳幼児とのふれあい交流の推進
- 5 児童・青少年の居場所づくり

取り組みの内容

1 親子遊びの場づくり

① ほっとスペース（親子遊びの場）の充実と連携

- ・第一運動公園内の「体験学習施設スマイル」を今後は親子遊びの拠点として、ほっとスペース（親子遊びの場）や生涯学習事業、子育てサークルなどの市民活動との効果的な連携を図ります。

- ・ほっとスペース（親子遊びの場）を充実させ、気軽に集えるようさらなる使いやすさを目指します。

- ・ほっとスペース（親子遊びの場）の貸しスペースなどの活用を促進し、自主サークル等の活動を支援するとともに、活動情報を市民へ提供していきます。

② 子育てサークル等への支援

- ・逗子の自然を生かした遊びなど、親子で楽しめる機会づくりを推進し、子育て情報として市民へ情報提供し、活用の促進を図ります。

③ 逗子の自然やまちの環境を生かした遊びの充実

- ・逗子の自然やまちの環境を生かした遊びのプログラムを充実させます。
- ・プレイパークやプレイリヤカーなど、子どもの外遊びの機会を提供します。
- ・地域文化の継承など、地域の人材による地域に根ざした豊かな遊びと学びの場を推進します。

④ 安心・安全な子どもの遊び場づくり

- ・幼児が安心してボール遊びや自転車遊びができるよう、また、子どもが安全に遊べる公園や遊び場づくりを推進します。
- ・子どもやベビーカーが安全に通れる道路整備や施設のバリアフリー化を推進します。
- ・子どもが不審者や有害図書、有害サイトなどから事件にまきこまれないよう防犯対策を推進し、家庭や地域、学校等との連携を図ります。

2 子育て情報の整備と提供

① 子育てに役立つさまざまな情報の収集、編集、発信等を一元的に行う体制の整備。

- ・子育て中の市民が必要な情報を得ることができるよう、子育てポータルサイトを構築するとともに、子育てメールマガジンの充実を図り、子育てに関するさまざまな情報を一元的に提供します。
- ・子育て情報誌や子育てポータルサイトなどは、市民目線での情報提供に努め、施設や団体等と連携して活用しやすいものとします。
- ・地域の子育てサークルや自主的な様々な活動などに関する情報を提供します。

② 子育てネットワーク会議の設置と関係機関・団体との連携強化

- ・子育てネットワーク会議を設置し、市民の意見や関係団体等の意見などを集約し、情報の充実に努め、子育てポータルサイト等へ反映させます。

③ 家庭や地域への教育・保育についての情報提供

- ・妊娠・出産・育児から学童期までの子どもの生活や発達の連続性をふまえた切れ目のない情報を体系的に提供します。
- ・子育て支援センター等による情報提供を継続して行い、また、利用者支援員による個々の家庭の状況を踏まえたきめ細かい対応として教育・保育に関する情報を一元的に集約し、提供します。

3 地域や市民が主体の子育て支援の充実

① ファミリーサポートセンター事業の拡充

- ・誰もが住まいの地域の中で安心して活用できるように、支援者への研修制度の拡充と利用促進を図り、支援会員のさらなる確保に取り組みます。

・障がいのある子どもや病児・病後児の預かり、外国語に対応可能な支援会員の確保を図ります。

② NPO や地域の力を生かした子育て支援の展開

・子育て家庭の支援に関わるホームヘルプ、食育、子育て関係事業を行うNPO法人や市民団体等を支援し、連携を図ります。

・子育て支援や子どもの健全な育成には、地域の力・地域の理解が不可欠であるため、イベントなどさまざまな機会をとられて、地域の理解促進や市民活動等が主体の子育て支援の充実を図っていきます。

・ファミリーサポートセンターの活動は、保護者と支援会員のつながりが地域とのつながりに拡がる効果があるため、より一層の充実を図ります。

③ 地域子ども会活動の充実

・地域の子ども会やジュニアリーダーの活動の充実を図り、子どもたちが地域行事へ主体的に参加する取組みを支援していきます。

④ 青少年の地域参画の推進

・青少年指導員などの協力を得ながら、青少年の地域行事への参画を推進していきます。

4 乳幼児とのふれあいや異年齢交流の推進

① 乳幼児とのふれあいや異年齢交流の推進

・保育所・幼稚園・子育てサークル等と地域・学校との交流により、異年齢の子どもたち、青少年と子育て世代の学びあい、育て合いの展開を支援します。

・青少年や高齢者など子育て世代以外の市民が、子育てに関われる機会を提供します。

② 世代間交流による豊かな遊びと学びの機会づくり

・親子で参加できる場づくりを促進し、世代間交流を行い、人と人をつなげる仕組みをつくります。

③ 学校・家庭・地域でのプレ親教育の推進

・保育所・幼稚園、学校、保健機関、市民と連携し、異年齢相互学習や地域の中での学びなど、子どもの年齢に対応したプレ親育てを推進します。

5 児童・青少年の居場所づくり

① 児童・青少年の居場所づくり

・第一運動公園内の「体験学習施設 スマイル」が遊びの拠点、児童・青少年の居場所として定着するよう利用者増を目指し、文化・スポーツ等の講座やイベントを実施し充実を図っていきます。

- ・行事や事業に参加したがる子どもへも配慮し、ストレスや抱えている悩みを解決できるようサポートします。
- ・ストレスや悩みを抱え、行事や事業に参加しづらい子どもにも配慮し、参加を働きかけます。サポートします。また、子どもや青少年が抱えている悩みやストレスを友だちと協力して問題解決できるようサポートします。
- ・放課後や休日に身近な地域で気軽に集まり、おしゃべりをするなど自由にくつろぎ、安心して過ごせる居場所づくりをサポートします。

② 児童・青少年の自主活動の促進

- ・友だちと自由に交流できる場や機会を提供し、友だちづくり・仲間づくりをサポートします。
- ・青少年の主体性や社会性を育むため、体験学習施設の企画・運営を主体的に行えるよう支援していきます。

③ ふれあいスクール事業の充実

- ・小学生の放課後の居場所のひとつとして、市立小学校の余裕教室を活用したふれあいスクール事業を、安全に過ごせる遊びの場、心の安らぎの場として気軽に利用できるようさらなる内容充実に努めます。

基本目標3 安心して子どもを産み育てられるまちをめざします

施策の方向

安心して子どもを産み育てられるよう、妊娠・出産に関する正しい知識の啓発を行うことや、妊娠・出産・子育てに悩みや不安のある人も気軽に相談できるよう、身近な地域での相談場所や機会を拡充し相談体制の整備を行うとともに、妊娠・出産・子育てまで切れ目のない、きめ細かい支援をめざします。

取り組みの柱

- 1 妊産婦、乳幼児等とその家族の安心を支える環境づくり
- 2 子育て相談・子育て支援の充実
- 3 育児ストレスへの対応

取り組みの内容

1 妊産婦、乳幼児等とその家族の安心を支える環境づくり

① 妊産婦、新生児・乳幼児家庭への訪問指導活動

- ・保健師、助産師による、妊産婦・新生児・乳幼児への母子保健訪問活動を継続して行い、産後の母子の心身のケアに取り組みます。
- ・核家族化の進行や出産時の母親の高年齢化、身近に援助者がいない家庭が増加していることから、妊娠期からの産後の母子の早期状況把握及び産後の更なる支援を図ります。

② 育児教室、両親教室等の学習機会の充実

- ・初めて親になる人々に対して、健診・教室・相談を実施するとともに、育児のノウハウや親になる心構え、市のサービスの紹介などを行い、子育てへの不安軽減を図ります。

③ 子育て家庭をあたたかく見守り支援する地域づくり

- ・地域や関係機関・団体との連携を図り、地域で子育てをあたたかく見守り支援するまちづくりを促進します。

2 子育て相談・子育て支援の充実

① 妊娠・出産・育児まで一貫した支援の充実

- ・子育て支援における公的サービスや市民による活動の情報を発信し、地域が主体の子育て支援

を促進するなど、妊娠・出産・子育てまでの切れ目のない支援の充実を図ります。

・相談の場や交流の機会などに出向くことのできない妊娠中や子育て中の保護者などの孤立を防ぐため、家庭への訪問や電話で気軽に相談できる体制を整えます。

② 子育てに関する相談の充実

・子ども相談室や子育て支援センター、平成28年度開設予定の（仮称）こども発達支援センターでの相談を充実し、誰もが気軽に相談できる仕組みをつくとともに、関係機関との密接な連携を図ります。

③ 幼稚園、保育所による子育て相談の充実

・市内の幼稚園や保育所など、幼稚園教諭や保育士などの専門職のいる身近な地域施設における子育て相談事業を充実していきます。

④ 子育ての先輩父母による支援ネットワークづくり

・子育て経験者等子育てサポーターの養成・配置、ピアカウンセリング（※）の場づくり、先輩親子との交流機会づくりを進めます。

※ピアカウンセリングとは、同じ背景を持つ人同士が対等な立場で話を聞きあうことです。

⑤ 経済的支援

・国の児童手当のほか、妊婦健康診査費への補助や小児医療費助成など、経済的支援を継続します。

・幼稚園就園奨励費は、子ども・子育て支援給付対象施設に移行しない幼稚園に通園する児童の保護者を対象として継続実施します。また、子ども・子育て支援給付における保育料については、保育所保育料を適正な負担水準として、幼稚園の保育料は、保育所保育料を踏まえて均衡を図ります。

3 育児ストレスへの対応

① 母親の社会参加促進とレスパイト機能の確保

・就労以外の理由で一時的に利用できる一時保育・一時預かり等の保育サービスを拡充し、利用しやすい仕組みをつくります。

・託児サービス付きの趣味教養講座や公演など、子育て中の親のリフレッシュのための事業を推進します。

② 乳幼児の親の集い・交流の場づくり

・親子遊びの場を有効に活用し、子育て中の市民同士の交流を促進します。

③ 相談機能の充実

- 子ども相談室や子育て支援センター、（仮称）こども発達支援センターの相談機能の充実に加え、子育てサポーターなどによる仲間づくりや集いへの誘い、ピアカウンセリングなど柔軟な対応を図ります。

基本目標4 支援が必要な子どもとその家族へのサポートを充実します

施策の方向

すべての子どもが愛され、豊かな可能性を伸ばしながら育つ権利があります。障がいのある・なしや家庭環境などのいかにかわらず、まちの中でいきいきと過ごし、大人になる夢を育むための環境づくりとサポートの充実を図ります。

取り組みの柱

- 1 すべての子どもを受け入れる環境づくり
- 2 障がいのある子ども、発達に心配がある子ども及びその家族への支援
- 3 ひとり親家庭への自立支援の推進
- 4 保護が必要な子どもと親への対応

取り組みの内容

1 すべての子どもを受け入れる環境づくり

- ① 幼稚園、保育所、学校等における障がいのある子どもなどの受入れの充実
 - ・幼稚園、保育所、学校、放課後児童クラブ及びふれあいスクールへの障がいのある子どもや発達に心配のある子どもの受入れ体制を充実し、すべての子どもがわけへだてなく遊び・学べる環境の拡充を図ります。
- ② 幼稚園、保育所、学校等における職員等の人材育成
 - ・障がいのある子どもや発達に心配のある子どもの受入れ体制を充実させるため、幼稚園、保育所、学校、放課後児童クラブ、ふれあいスクールなど職員の人材育成に取り組みます。
- ③ 障がいのある子どもなどへの理解ある環境づくり
 - ・子育て支援センターなど子育て関係施設や遊びの場など、障がいのある子どもや発達に心配のある子ども、外国籍の子どもなども家族と気軽に利用できるよう、さらなる環境づくりを推進します。

2 障がいのある子ども、発達に心配がある子どもとその家族への支援

逗子市障がい者福祉計画に基づき、次の取り組みを行います。

- ① 障がいの早期発見・一貫した支援の充実
 - ・平成28年度開設予定の（仮称）こども発達支援センターを相談・支援の拠点として、障がいのある子どもや発達に心配がある子どもとその家族が、安心して地域で生活できるようにライフステージに応じた切れ目のない支援を行います。

② 医療・保健などの地域関係機関が連携できる仕組みづくり

・（仮称）こども発達支援センターでは、子どもの人権を尊重し、一人ひとりの子どもがその持てる力を十分に発揮した生活ができるように、乳幼児健診などの母子保健や医療・教育など地域の関係機関との連携を強化した総合的な支援を行います。

③ 子どもと家族への心身のケア体制の充実

・子育てに不安や悩みを抱えている保護者へ子どもの特性への理解を進め、安心して前向きに子育てができるよう、子どもとその家族への心身のケア体制を充実することで不安感や負担感の軽減を図り、だれもが子育てしやすい環境をつくります。

④ 障がいのある子どもや発達に心配のある子どもとその家族を支える地域づくり

・（仮称）こども発達支援センターを中心に、市民向けの勉強会や講座の開催など、障がいに関する市民への啓発を積極的に進め、市民全体で障がいのある子どもや発達に心配のある子どもとその家族を支える地域づくりを行います。

3 ひとり親家庭への自立支援の推進

① 母子・父子家庭への自立支援の推進

・母子・父子家庭など、ひとり親家庭の安定した生活を確保し、自立に向けた支援体制の充実を図ります。

・国の児童扶養手当のほか、ひとり親家庭等福祉手当、ひとり親家庭等医療費助成事業、母子・父子福祉資金の貸付け、ファミリーサポートセンター利用料の一部助成や自立支援教育訓練給付等の経済的支援を継続します。

② 相談、情報提供の充実

・それぞれの家庭の状況に配慮し、子どもと保護者の心身のケアを充実させ、保護者への生活支援や子育て支援、就業支援など相談体制を充実します。

・母子・父子自立支援員によるひとり親家庭への情報提供や相談業務を含めた、支援の充実を図ります。

4 児童虐待など保護が必要な子どもと親への対応

① 子どもと親に対する相談支援

・子ども相談室や子育て支援センター、（仮称）こども発達支援センターその他の相談機能の充実に加え、親子で遊びの中や様々な場面を捉えて子育てに関する悩みや相談を身近な機関からより児童相談に関する専門的な機関へ繋ぐことや、母子保健、女性相談、障がい福祉等との庁内連携を拡充します。

② 要保護児童援助ネットワーク会議の有機的な連携

・逗子市要保護児童援助ネットワーク会議を中心に関係各機関が有機的に連携し、児童虐待に対する早期発見と虐待予防、ケアが必要な児童の保護、子どもの立場にたった本人と保護者のケアマネジメント体制の充実を図ります。

③ 保護者・家庭の自立支援

・保護者や家庭の養育力を安定させるため、養育支援訪問事業等を活用し、保護者のケアや就労支援、保育やその他子育てに関する養育力の向上を目指し、親子に寄り添う支援体制づくりを子ども相談室を中心に行います。

・子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないように、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境の整備について、子どもの貧困対策の推進に関する法律やその他関連する制度を活用します。

④ 児童保護に係る NPO 活動などへの支援と連携

・児童保護などに関わる関係機関や里親をはじめとして NPO やボランティア活動等を支援するとともに、子ども相談室を中心として連携していきます。

基本目標5 仕事と子育ての両立しやすい環境の充実をめざします

施策の方向

仕事と子育ての両立ができるよう、母親が働きやすい環境づくりや、父親の育児・家事への参加できるきっかけづくりなど、ワークライフバランスの取組みを進めます。

取り組みの柱

- 1 男女の多様な働き方に対するサポート
- 2 父親の家事・育児参画と祖父母世代の孫育て応援
- 3 地域子ども・子育て支援事業の推進

取り組みの内容

1 男女の多様な働き方に対するサポート

① ライフスタイルに合わせた子育てサポート

・働きながらも子育ての楽しさ・喜びを実感できるよう、ライフスタイルに合わせた情報提供を行うなど、様々なきっかけづくりを促進します。

② 雇用形態の多様化に対応できる教育・保育施設の促進

・多様な働き方に対応するため、教育・保育施設の預かりや小規模保育施設等の充実・拡大を図ります。

③ 就業時間に即した保育支援

・様々な働き方・働く時間に対応できるような保育の充実を推進し、親が安心して働ける環境を促進します。

④ 病児・病後児の預かり支援

・ファミリーサポートセンター事業において、病児・病後児の預かりに対応可能な支援会員の確保を図ります。

2 父親の家事・育児参画と祖父母世代の孫育て応援

① 父親の家事・育児参画の促進

・父親が参加しやすい日時に配慮し、父子で参加できるイベント等を通じて、父親の家事・育児参画を促進します。

② 祖父母世代の孫育て応援

- ・祖父母世代向けの孫育てセミナー等を開催するなど、祖父母世代の育児への参加を促進します。

3 地域子ども・子育て支援事業の推進

※基本目標1～5の中から該当する取り組み内容を再掲

① 子育て支援センター

- ・子育て支援センター等による情報提供を継続して行い、また、利用者支援員による個々の家庭の状況を踏まえたきめ細かい対応として教育・保育に関する情報を一元的に集約し、提供します。
- ・子ども相談室や子育て支援センター、平成28年度開設予定の（仮称）こども発達支援センターでの相談を充実し、誰もが気軽に相談できる仕組みをつくとともに、関係機関との密接な連携を図ります。
- ・子育て支援センターなど子育て関係施設や遊びの場など、障がいのある子どもや発達に心配のある子どもも家族と気軽に利用できるよう、さらなる環境づくりを推進します。
- ・子ども相談室や子育て支援センター、（仮称）こども発達支援センターその他の相談機能の充実に加え、親子で遊びの中や様々な場面を捉えて、子育てに関する悩みや相談を身近な機関からより児童相談に関する専門的な機関へ繋ぐことや、母子保健、女性相談、障がい福祉等との庁内連携を拡充します。

② 一時預かり

- ・求職中の保護者や様々な働き方に対応するため、教育・保育施設の一時預かりを充実します。
- ・保護者のレスパイトを目的とした一時預かりを実施し、ひとり親家庭等の緊急時対応を目的とした子どもの一時預かりの方策を検討します。
- ・就労以外の理由で一時的に利用できる一時保育・一時預かり等の保育サービスを拡充し、利用しやすい仕組みをつくります。

③ ファミリーサポートセンター(病児・病後児預かりを含む)

- ・誰もが住まいの地域の中で安心して活用できるように、支援者への研修制度の拡充を図り、支援会員のさらなる確保に取り組みます。
- ・障がいのある子どもや病児・病後児の預かり、外国語に対応可能な支援会員の確保を図ります。
- ・ファミリーサポートセンターの活動は、保護者と支援会員のつながりが地域とのつながりに広がる効果があるため、より一層の充実を図ります。
- ・ファミリーサポートセンター事業において、病児・病後児の預かりに対応可能な支援会員の確保を図ります。

④ 利用者支援

- ・子育て支援センター等による情報提供を継続して行い、また、利用者支援員による個々の家庭の状況を踏まえたきめ細かい対応として教育・保育に関する情報を一元的に集約し、提供し

ます。

⑤ 放課後児童クラブ

- 幼稚園、保育所、小学校及び放課後児童クラブとの連携体制づくりを促進します。
- 放課後児童支援員の人材確保及び人材育成の促進を図ります。
- 学童期においては、急速な知的能力の発達や自我意識、社会性など人格形成にとって大変重要な発達期にあるため、放課後児童クラブの内容の充実及び質の向上を図ります。
- 小学校入学後の生活や放課後に対する子どもの不安を軽減し、安心して日々を過ごすことができるよう子どもたちをサポートします。
- 共働き家庭などにおいて、子どもが保育所から小学校への入学を機に、保護者の仕事と子育ての両立が困難にならないよう、放課後児童クラブの充実を図ります。
- 幼稚園、保育所、学校、放課後児童クラブ及びふれあいスクールへの障がいのある子どもや発達に心配のある子どもの受入れ体制を充実し、すべての子どもがわけへだてなく遊び・学べる環境の拡充を図ります。
- 幼稚園、保育所、学校、放課後児童クラブ、ふれあいスクールなど、学びや遊びの場における人材の育成に取り組みます。

第6章 子ども・子育て支援制度の推進

1 「子ども・子育て支援制度」のポイント

子ども・子育てをめぐる様々な課題に総合的に計画的に対応し、子育てしやすい社会を実現するため、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法が成立しました。子ども・子育て関連3法に基づく新制度が、平成27年4月からスタートします。

新制度では、「子育てについての第一義的責任は保護者が持つ」という考えを基本に、その上で、幼児期の教育・保育の必要な量を確保し質を向上し、その他の施策と合わせて地域の子ども・子育て支援を総合的に進めることを目指しています。

「子育てしたいまち」を重点プロジェクトとする本市としては、新制度を骨格として、様々な市単独事業等を含めて、体系的に子育て支援を推進して参ります。また、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして、子ども・子育て会議を設置し、必要に応じてパブリックコメント等を実施し、市民の皆様や関係団体等のご意見を頂きながら進めます。

新制度で取り組む3つのポイント

- 1 ニーズ調査結果を踏まえて、潜在的なニーズも含めた小学校就学前の教育と保育の「量の拡充」による待機児童の解消や、質の向上。
- 2 地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実。
- 3 教育と保育の両方の機能を果たす「認定こども園」の普及支援

「認定こども園」の普及支援

3

「地域子ども・子育て支援事業」の充実

2

教育と保育の「量の拡充」と「質の向上」

1

子ども・子育て関連3法(平成24年8月成立)の趣旨と主なポイント

◆ 3法の趣旨

自公民3党合意を踏まえ、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進

*子ども・子育て関連3法とは、①子ども・子育て支援法②認定こども園法の一部改正法③児童福祉法の一部改正等関係法律の整備法

◆ 主なポイント



① 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設

*地域型保育給付は、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応

② 認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）

- ・幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ
- ・認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化

③ 地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実

④ 市町村が実施主体

- ・市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
- ・国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える

⑤ 社会全体による費用負担

- ・消費税率の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提
(幼児教育・保育・子育て支援の質・量の拡充を図るためには、消費税率の引き上げにより確保する0.7兆円程度を含めて1兆円超程度の追加財源が必要)

⑥ 政府の推進体制

- ・制度ごとにバラバラな政府の推進体制を整備（内閣府に子ども・子育て本部を設置）

⑦ 子ども・子育て会議の設置

- ・国に有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして、子ども・子育て会議を設置
- ・市町村等の合議制機関（地方版子ども・子育て会議）の設置努力義務

⑧ 施行時期

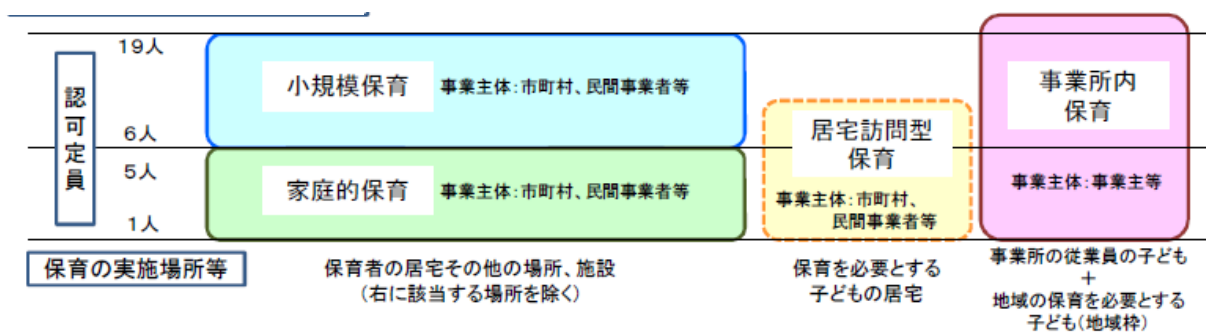
- ・平成27年4月に本格施行を予定

資料：内閣府 子ども・子育て会議資料

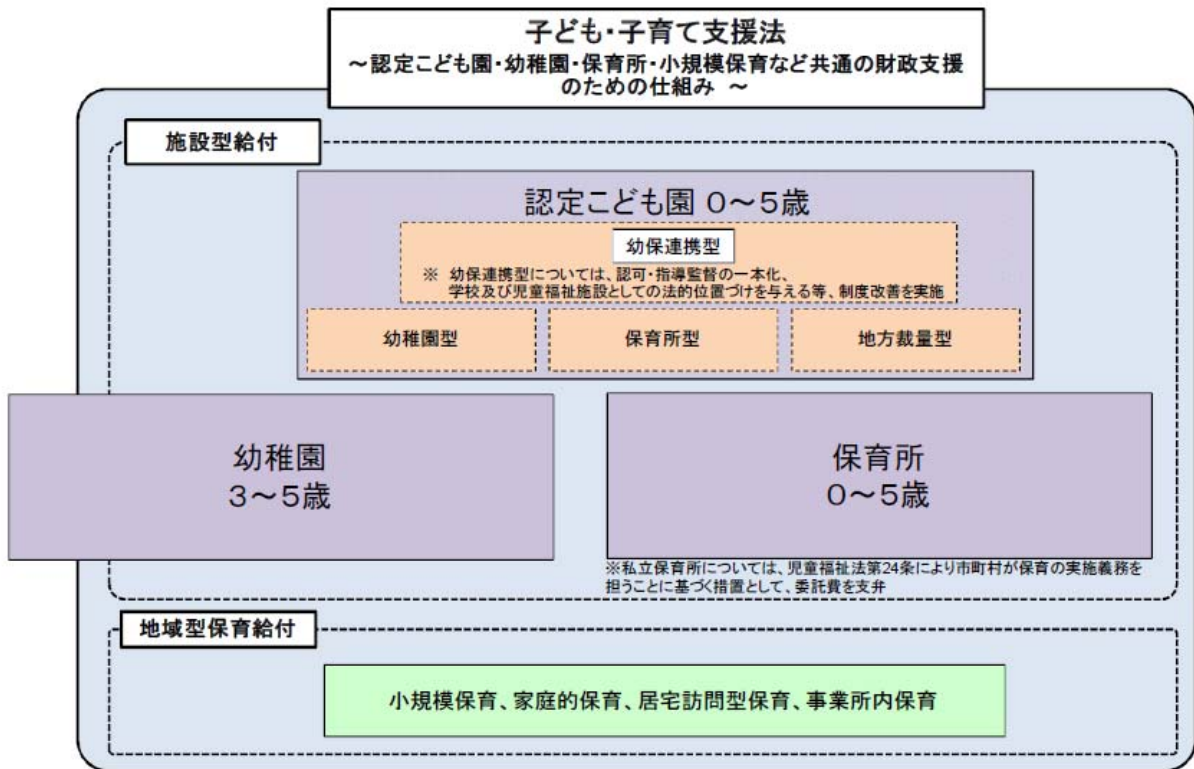
2 子ども・子育て支援制度に基づく事業体系

教育・保育給付	施設型給付	①幼稚園（新制度へ移行した幼稚園） ②保育所 ③認定こども園 （幼稚園型認定こども園 保育所型認定こども園 幼保連携型認定こども園 地方裁量型認定こども園）
	地域型保育給付（※）	①家庭的保育 ②小規模保育 ③事業所内保育 ④居宅訪問型保育
地域子ども・子育て支援事業		①利用者支援事業 ②地域子育て支援拠点事業 ③妊婦健康診査 ④乳児家庭全戸訪問事業 ⑤養育支援訪問事業 ⑥子育て短期支援事業 ⑦ファミリー・サポート・センター事業 ⑧一時預かり事業 ⑨延長保育事業 ⑩病児保育事業 ⑪放課後児童クラブ ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業 ⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

※ 地域型保育



資料：内閣府 子ども・子育て会議資料



資料：内閣府 子ども・子育て会議資料



新制度で増える教育・保育の場

幼稚園・保育所に加えて、〈認定こども園〉の普及を図ります。
〈地域型保育〉を新設し、待機児童の多い3歳未満児の保育を増やします。

小学校就学前の施設としては、これまで幼稚園と保育所の2つが新制度では、幼稚園と保育所に加えて、両方の良さをあわせ持つつまた、新たに、少人数の子どもを保育する事業を創設し、待機児童も多く利用されてきました。
「認定こども園」を普及していきます。
の多い都市部、子どもが減っている地域の双方で身近な保育の場を確保していきます。

幼稚園
3～5さい

小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校

利用時間 昼過ぎごろまでの教育時間のほか、園により教育時間前後や園の休業中の教育活動（預かり保育）などを実施。
利用できる保護者 制限なし。

認定こども園
0～5さい

教育と保育を一体的に行う施設

- 幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です（平成18年に導入）。
- 新制度では、認可手続きの簡素化などにより、新たな設置や幼稚園・保育所からの移行をしやすくし、さらに普及を図っていきます。

3つのポイント

- 1 保護者の働いている状況に関わりなく、どのお子さんも、教育・保育を一緒に受けます。
- 2 保護者が働けなくなったなど、就労状況が変わった場合も、通い慣れた園を継続して利用できます。
- 3 子育て支援の場が用意されていて、園に通っていない子どものご家庭も、子育て相談や親子の交流の場などに参加できます。

保育所
0～5さい

就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設

利用時間 夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施。
利用できる保護者 共働き世帯など、家庭で保育のできない保護者。

地域型保育
0～2さい

施設（原則20人以上）より少人数の単位で、0～2歳の子どもの預かる事業

- 新制度では、新たに市町村の認可事業とし、待機児童の多い0～2歳児を対象とする事業を増やします。
- 保育施設を新設する場所のない都市部に加えて、子どもが減少している地方など、地域の様々な状況に合わせて保育の場を確保します。

4つのタイプ

- 1 家庭的保育（保育ママ）
家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員5人以下）を対象にきめ細かな保育を行います。
- 3 事業所内保育
会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育します。

- 2 小規模保育
少人数（定員6～19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行います。
- 4 居宅訪問型保育
障害・疾患などで個別のケアが必要な場合や、施設が無くなくなった地域で保育を継続する必要がある場合などに、保護者の自宅で1対1で保育を行います。

資料：内閣府 「子ども・子育て支援新制度 なるほど BOOK」

3 保育の必要性の認定

新制度では、新たに「教育・保育の必要性の認定制度」が導入され、パートタイマーなど短時間就労の保護者のお子さんも公的保育が利用しやすくなります。

給付対象の施設や事業を利用することを希望される保護者の方は、居住している市町村の定める基準に従って、認定を受けることになります。

(1) 3つの認定区分

1号認定	教育標準時間認定 満3歳以上で、幼稚園での教育を希望される場合 【主な利用先：幼稚園、認定こども園】
2号認定	保育認定（満3歳以上） 保育を必要とする事由に該当し、保育所等での保育を希望の場合 【主な利用先：保育所、認定こども園】
3号認定	保育認定（満3歳未満） 保育を必要とする事由に該当し、保育所等での保育を希望の場合 【主な利用先：保育所、認定こども園、小規模保育等】

(2) 保育の必要量に応じた区分

保育標準時間	主に、フルタイム勤務を想定した利用。 利用可能時間は1日11時間
保育短時間	主に、パートタイム勤務を想定した利用。 利用可能時間は1日8時間まで

第7章 子ども・子育て支援施策における量の見込みと確保方策

本計画において、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況等を把握するとともに、保護者に対するニーズ調査を実施し、これらを踏まえて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを推計し具体的な目標設定を行います。

本計画における提供体制確保の実施時期は、「待機児童解消加速化プラン」を踏まえ平成31年度末までに、各年度の量の見込みに対応する教育・保育施設及び地域型保育事業を整備することを目指し、設定するものです。

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法により教育・保育を提供するための施設の整備の状況およびその他の地理的条件や社会的条件を総合的に勘案して、教育・保育の提供区域を定めることとされています。

本市では、これら条件のほか、基盤整備や事業実施上の効果など総合的に考慮の上、区域を限定せずかつ効率よく計画を進めるため、教育・保育の提供区域について、市内全域を1区域と設定します。

2 幼児期の教育・保育

(1) 量の見込みと確保策について

ニーズ調査の結果を踏まえ、待機児童解消加速化プランの終了予定年度である平成29年度までに施設整備を終えるよう計画しました。確保量の設定にあたっては、2歳以上は潜在的なニーズを含めて全て満たすことを前提として設定しました。なお、0歳と1歳のニーズは他の年齢層に比較し突出して利用希望が多かったため、様々な子育て支援施策の拡充を図り子育てしやすいまちづくりを推進することを前提として、2歳児の計画上の確保量に合わせて、補正を行っています。

確保の方策としては、平成27年4月に既存の認可外保育施設1園の認可保育所への移行及び、平成28年4月に市有地を無償貸与して定員110名程度の民間認可保育所を開設すること、市内既存私立幼稚園の認定こども園への移行支援を行う他、更に不足する3歳未満児の保育ニーズについては、短期的な整備が可能であることや、既存施設の活用が期待できること、多様な保育形態で計画することが望ましいことから、小規模保育施設で確保することとし、既存の認可外保育施設1園及び新設施設4園の計5か所程度で確保することを柱として計画しています。

なお、算出にあたっては、保護者の労働時間を月64時間以上で算出しています。

平成 27 年度

(単位:人)

		H27年度					計	
		1号	2号	3号				
		3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳		
①量の 見込み	子どもの人数	666	618	85	160	170	1699	
②確保の 内容	認定こども園(幼稚園型)						0	
	認可保育所(公立)		120	10	20	30	180	
	認可保育所(私立)		307	37	69	77	490	
	幼稚園(私学助成)	666	0				666	
	小計	666	427	47	89	107	1336	
	地域 型	小規模保育事業(A型)			6	14	18	38
	小計	0	0	6	14	18	38	
	合計	666	427	53	103	125	1374	
	②-①	0	-191	-32	-57	-45	-325	

平成 28 年度

(単位:人)

		H28年度					計	
		1号	2号	3号				
		3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳		
①量の 見込み	子どもの人数	644	599	83	155	165	1646	
②確保の 内容	認定こども園(幼稚園型)						0	
	認可保育所(公立)		120	10	20	30	180	
	認可保育所(私立)		367	49	87	97	600	
	幼稚園(私学助成)	644					644	
	小計	644	487	59	107	127	1424	
	地域 型	小規模保育事業(A型)			9	22	26	57
	小計	0	0	9	22	26	57	
	合計	644	487	68	129	153	1481	
	②-①	0	-112	-15	-26	-12	-165	

平成 29 年度

(単位:人)

		H29年度					計	
		1号	2号	3号				
		3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳		
①量の 見込み	子どもの人数	621	577	80	150	160	1588	
②確保の 内容	認定こども園(幼稚園型)	260	60				320	
	認可保育所(公立)		120	10	20	30	180	
	認可保育所(私立)		367	49	87	97	600	
	幼稚園(私学助成)	361	0				361	
	小計	621	547	59	107	127	1461	
	地域 型	小規模保育事業(A型)		0	30	38	42	110
	小計	0	0	30	38	42	110	
	合計	621	547	89	145	169	1571	
	②-①	0	-30	9	-5	9	-17	

平成30年度

(単位:人)

		H30年度						
		1号	2号	3号			計	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳		
①量の 見込み	子どもの人数	597	555	78	144	152	1526	
②確保の 内容	認定こども園(幼稚園型)	260	60				320	
	認可保育所(公立)		120	10	20	30	180	
	認可保育所(私立)		367	49	87	97	600	
	幼稚園(私学助成)	337	0				337	
	小計	597	547	59	107	127	1437	
	地域 型	小規模保育事業(A型)			30	38	42	110
	小計	0	0	30	38	42	110	
合計		597	547	89	145	169	1547	
②-①		0	-8	11	1	17	21	

平成31年度

(単位:人)

		H31年度						
		1号	2号	3号			計	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳		
①量の 見込み	子どもの人数	575	533	75	138	147	1468	
②確保の 内容	認定こども園(幼稚園型)	260	60				320	
	認可保育所(公立)		120	10	20	30	180	
	認可保育所(私立)		367	49	87	97	600	
	幼稚園(私学助成)	315					315	
	小計	575	547	59	107	127	1415	
	地域 型	小規模保育事業(A型)			30	38	42	110
	小計	0	0	30	38	42	110	
合計		575	547	89	145	169	1525	
②-①		0	14	14	7	22	57	

(2) 3号認定保育所利用率

3号認定(0歳~2歳)保育所利用率(目標値)

(単位:人)

年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
推計児童数	1,145	1,110	1,070	1,026	987
計画確保数	281	350	403	403	403
保育利用率	24.5%	31.5%	37.7%	39.3%	40.8%
量の見込み	415	403	390	374	360

3 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、以下の13事業を実施することが定められているものです。（子ども・子育て支援法第59条）

量の見込みについては、ニーズ調査（平成25年度実施「逗子市子ども・子育て支援事業計画策定に伴うアンケート調査」）の結果に基づいて算出しています。

地域子ども・子育て支援事業（13事業）

- (1) 利用者支援事業
- (2) 地域子育て支援拠点事業
- (3) 妊婦に対する健康診査
- (4) 乳児家庭全戸訪問事業
- (5) 養育支援訪問事業
- (6) 子育て短期支援事業（ショートステイ）病児保育事業、
- (7) 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）
- (8) 一時預かり事業
- (9) 延長保育事業
- (10) 子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）
- (11) 放課後児童クラブ事業
- (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- (13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

※実費徴収に係る補足給付を行う事業、多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業は、量の見込み及び確保方策を作成する事業の対象外となっています。

(1) 利用者支援事業

① 事業概要

妊娠中の方や子どもがいる保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う事業です。

② 量の見込と確保方策

多様な雇用形態に対応できる幼稚園・保育所、または地域子育て支援事業から、保護者の状況に寄り添ったきめ細かい利用者支援を行うため、市の中心部であり主要な駅からも近い市役所内に、保育所等利用者支援員を2名配置（1か所）します。また、市内保育所の空き状況などを把握している担当課におくことで、詳細かつリアルタイムの状況で相談に対応します。

保育所等利用者支援員を市の中心部である市役所内に2名配置（1か所）。

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込(箇所数)	1	1	1	1	1
確保方策(箇所数)	1	1	1	1	1

(2) 地域子育て支援拠点事業

① 事業概要

少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、地域において子育ての親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援することを目的としています。

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

- ア 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- イ 子育て等に関する相談、援助の実施
- ウ 地域の子育て関連情報の提供
- エ 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施（月1回以上）

② 逗子市の状況

子育て支援センターを 1 か所のほか、親子遊びの場（小坪、沼間）2 か所へ巡回相談を実施しています。また、このほか類似事業として市内 5 か所に「ほっとスペース」を開設しています。（平成 25 年度までは市内 4 か所）。

（実績）年度	来所者	相談	小坪巡回相談	沼間巡回相談
平成 23 年度	5,189 組 11,739 人	面接 2,536 組 電話 79 件	来所者 238 組 506 人 相談件数 176 件	来所者 257 組 575 人 相談件数 165 件
平成 24 年度	4,662 組 10,110 人	面接 2,232 組 電話 86 件	来所者 146 組 306 人 相談件数 119 件	来所者 396 組 860 人 相談件数 225 件
平成 25 年度	5,466 組 11,627 人	面接 2,634 組 電話 82 件	来所者 181 組 385 人 相談件数 147 件	来所者 516 組 1,174 人 相談件数 302 件

ほっとスペース（市内 4 か所）	25 年度
（実績）年間延べ来所者数	10,814 人

③ 量の見込みと確保方策

量の見込みは、アンケート調査から算出した子育て支援センター利用希望年間延べ人数です。

確保方策については、子育て支援センター及び親子遊びの場 2 か所への巡回相談で、合わせて 3 か所を計画として位置付けるとともに、市内 5 か所に設置している「ほっとスペース」（平成 25 年度までは市内 4 か所）への利用者が多いことから、これを合わせると確保可能人数はほぼ見込み量と同等人数が見込まれるため、現状維持を確保します。

（確保策）年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
量の見込（人年）	26,628 人	25,812 人	24,888 人	23,888 人	29,946 人
確保方策（箇所）	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所

(3) 妊婦に対する健康診査

① 事業概要

妊婦の健康の保持及び増進を図るために、妊婦に対する健康診査として、

- (1) 健康状態の把握
- (2) 検査計測
- (3) 保健指導

を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

妊娠後母子健康手帳と一緒に、全 14 回分の妊婦健康診査補助券（1 万円補助 1 回、3 千円補助 13 回）を妊婦へ給付しています。また、里帰りで県外の医療機関を利用する場合などで補助券が使用できない時は、出産後健診費用について償還払いとして対象者へ還付を実施しています。双子以上の多胎児を妊娠している場合は、健診回数が通常より多くなることから、その分の補助内容を充実しています。

② 量の見込と確保方策

量の見込みは、平成 25 年度実績（4,720 件）をもとに、子どもの数の推計値を勘案し、一人当たりの健診回数に見込まれる人数を乗じたものです（年間延べ受診回数）。

確保方策については、検査項目 13 は、法定の検査項目です。母子ともに安心して出産することを目的として、妊婦健康診査を定期的に受診できるよう、今後も費用の助成を行うとともに、今後助成額の拡充を検討します。

また、妊婦健康診査の受診勧奨を積極的に行います。

年度		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
量の見込（件）		4,998	4,858	4,676	4,480	4,312
確保 方策	実施場所	-----	-----	-----	-----	-----
	実施体制	-----	-----	-----	-----	-----
	検査項目	13	13	13	13	13
	検査時期	-----	-----	-----	-----	-----

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

① 事業概要

妊娠中の妊婦、出産後の母子のケアや出生後 4 カ月以内にすべての乳児のいる家庭を保健師、助産師が訪問することにより、子育てに関する情報の提供と乳児とその保護者の心身の状況、養育環境の把握を行う他、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行うことを目的としています。

安全な妊娠・出産の確保、安心できる子育ての確保、子育てしやすい環境の確保、個人の健康状態に応じた環境の確保を目的とし、各家庭を保健師、助産師が訪問します。妊娠期から出産後まで一貫した相談体制で生後 4 カ月以内にすべての乳児のいる家庭を訪問し、適切な指導助言を行います。

② 量の見込と確保方策

量の見込みは、25年度実績（384人）をもとに子どもの数の推計値から算出しています。

確保方策については、実施体制は市直営で行い、対応する保健師及び助産師の人数を計上しています。十分な体制人数を整え、様々なケースに柔軟に対応します。

年度		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込（人）		332	283	273	263	253
確保 方策	実施体制（人）	10	10	10	10	10
	実施機関	1	1	1	1	1

(5) 養育支援訪問事業

① 事業概要

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

児童福祉法に基づき乳幼児の養育について支援が必要でありながら、積極的な支援が困難な家庭に対し、保健師、助産師等がその家庭を訪問して養育に関する指導、助言を行います。家事支援についてはヘルパーを派遣し、その他専門的な訪問支援については要保護児童対策ネットワーク会議を中心に支援方法を検討します。

② 量の見込と確保方策

量の見込みは、平成 25 年度実績（年間延べ件数 8 件）をもとに、算出しています。

確保方策については、市職員 4 人による相談体制を維持し、十分な支援体制を整えます。

年度		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
量の見込（人）		24	24	24	24	24
確保 方策	実施体制（人）	4	4	4	4	4
	実施機関	1	1	1	1	1
	委託団体等	0	0	0	0	0

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

① 事業概要

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

② 量の見込と確保方策

量の見込みは、アンケート調査の結果により算出しています。

年間の延べ人数であり、2 人×6～8 日間（年）程度を見込んでいます。

確保方策としては、近隣市町の児童養護施設への委託契約などを今後検討していきます。

年度		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
量の見込(人年)		15	15	14	14	13
確保 方策	子育て短期支援事業 (ショートステイ)	-----	15	14	14	13

(7) 子育て援助活動支援事業（就学後）

① 事業概要

安心して子育てができるよう、地域の人たちがお互いに助け合っていくことを目指し、乳幼児や小学生を預かって欲しい保護者と、預かる意思のある者の会員制による相互援助活動を推進する事業です。具体的には、保護者に代わり幼稚園や保育所への送り迎えやお迎え後の一時預かり、病児・病後児預かり等多様なニーズへの対応を図ることを目的としています。

*この項目では就学後の児童がファミリーサポートセンター事業を利用する見込みを算定しています。

② 逗子市の状況

年度	依頼会員 (人)	支援会員 (人)	両方会員 (人)	活動件数 (件)	活動時間数 (時間)
23年度	1,032	270	162	4,185	8,344
24年度	1,135	278	178	4,650	8,368
25年度	956	279	169	3,515	6,081

③ 量の見込と確保方策

量の見込と確保方策については、ファミリーサポートセンター事業の小学生の実績を基に、小学生の人口、ファミリーサポートセンターへの加入数と利用件数を算出しました。量の見込に対応するためにも支援会員数を増やし対応していきます。

年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込	1,437	1,404	1,374	1,344	1,314
確保方策	1,557	1,524	1,491	1,464	1,434

※子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の未就学児に関しては、
＜(8) 一時預かり事業＞ における子育て援助活動事業において量と見込みの確保を算出しています。

(8) 一時預かり事業

◆ 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

① 事業概要

幼稚園の正規の教育時間（1日4時間が標準）の前後や夏休み期間中などに、在園児を預かり保育します。

② 量の見込と確保方策

量の見込みについては、Aの1号認定による利用は、幼稚園で就労以外の理由で一時預かりを希望するニーズ量であり、平成27年度で平均化すると、 $1,813 \text{ 人} \div 11 \text{ 月} \div 22 \text{ 日} = 7.5 \text{ 人}$ であり、市内全体で、1日平均7.5人が一時預かりを希望していると解されます。なお、利用月は1号認定の場合は夏休み期間1カ月を差し引いた11月で算出しています。

確保方策については、幼稚園による一時預かり事業は、各幼稚園の事業計画に位置付けられているため、1号認定による利用見込み量を確保方策とし、各園を支援することで対応していきます。2号認定による利用は、保育ニーズとして位置付け、4、5歳児の教育・保育施設利用率が99%として計画しているため、計画上は本表では見込まないこととします。計画上の位置付けに関わらず、各幼稚園の事業展開を支援します。

単位：（人年）

年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込（1号認定による利用）	1,813	1,756	1,692	1,628	1,566
確保方策（一時預かり事業）	1,813	1,756	1,692	1,628	1,566

◆ 一時預かり事業（在園児対象型を除く）、子育て援助活動事業（病児・緊急対策強化事業を除く、ファミリー・サポート・センター事業）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

① 事業概要 <上記（3）の幼稚園型を除く>

保育所等を利用していない家庭において日常生活の突発的な事情や、社会参加等により家庭での保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について保育所等で一時的に預かり、必要な保護を行う事業。

【事業形態】

保育所による一時預かり・子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）・子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

*トワイライトステイは、本市では実施予定はありません。

② 量の見込と確保方策

量の見込みは、アンケート調査の結果より算出しています。

確保方策については、一時預かり事業では保育所で可能な一時預かりの人数を基に算出しており、平成28年度からは保育所の新設を予定しているため、その分多く確保します。

子育て援助活動支援事業では、ファミリーサポートセンターの活動件数を基に算出しており、今後さらなる支援会員の拡充を図ります。

本市ではトワイライトステイについて実施予定がないため確保方策の記載はありません。

単位：（人年）

年度		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込		6,015	5,826	5,614	5,402	5,195
確保 方策	一時預かり事業（在園対象型を除く）	2,960	4,440	4,440	4,440	4,440
	子育て援助活動事業（病児・緊急対応強化事業を除く）	3,595	3,635	3,675	3,715	3,755
	子育て短期支援事業（トワイライトステイ）	-----	-----	-----	-----	-----

(9) 延長保育事業

① 事業概要

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定子ども園、保育所等において保育を実施する事業です。

② 量の見込と確保方策

量の見込は、アンケート調査の結果から算出しています。

確保方策は、実施箇所数を延長保育を行う園について記載しています。

年度		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込		133	129	124	119	114
確保 方策	実施体制	-----	-----	-----	-----	-----
	実施箇所数	6	7	7	7	7

(10) 病児保育事業、子育て援助活動事業（病児・緊急対応強化事業）

① 事業概要

病児について、病院・保育所に等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育等をする事業です。

【病児保育事業】

（病院対応型・病後児対応型） 医療機関、保育所等で専用スペースで一時的に保育師、看護師が行います。

（体調不良児対応型） 保育中の体調不良児を一時的に預かります。（看護師の配置が必須）

（非施設型（訪問型）） 地域の病児・病後児について看護師等が自宅へ訪問。一時的に保育します。

*いずれの形態も本市では実施しておらず、実施予定はありません。

【子育て援助活動事業（病児・緊急対応強化事業）】

本市においては、ファミリーサポートセンター事業の病児・病後児預かり事業に該当。

② 量の見込と確保方策

平成 26 年度よりファミリーサポートセンター事業で病児・病後児預かりを開始しました。量の見込みは、アンケート調査の結果をもとに算出しています。

確保方策については、今後も病児・病後児預かりを行う支援会員向けの研修を実施し、病児・病後児研修を受講した支援会員数と支援会員一人当たりの対応数としています。

病児・病後児対応の支援会員数を増やすことで利用者の要望に応えていきます。

年度		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
量の見込		2,090	2,025	1,952	1,875	1,803
確保 方策	(病児保育事業)	-----	-----	-----	-----	-----
	子育て援助活動事業(病児・緊急対応強化事業)	300	500	700	900	1,100

(1 1) 放課後児童クラブ事業

① 事業概要

児童福祉法に基づき保護者が労働等により昼間家庭にいないなどの場合に、授業の終了した放課後と土曜日、夏休み等の学校休業日に、家庭に代わる生活の場と適切な遊びを提供し生活指導を行うこと等により、児童の健全な育成を図るとともに、仕事と子育ての両立支援を図るものです。入所している児童が、心身ともに健やかに育成されることを保障すべくこの事業を実施しています。

市内の公立小学校区毎に 1 箇所ずつ整備し、5 箇所あります。

② 量の見込みと確保方策

量の見込みは、平成 25 年度の小学校別在校生数に人口構成の変化率を掛けて各年度の在籍児童数を求め、在校生対象ニーズ調査を踏まえた利用希望率を掛けて量の見込みを算出しています。

確保方策については、各学校区に 1 か所の実施を今後も継続していきます。待機児童が発生したときに長時間の利用が必要等の必要度の高い学校区については、放課後こども総合プランを踏まえて更なる既存事業の活用により、事業の展開を図ります。なお、既存の 5 施設は各小学校の敷地とは別に独立した施設として整備済みのため、放課後こども総合プランにおける連携型として実施します。(放課後子ども教室は、ふれあいスクール事業として主に遊びの場として位置付け、日曜日祝日を除き、毎日全校で実施済です。)放課後児童クラブの開所時間については、既に全ての施設で保育所と同じ午後 7 時まで延長して開所しており、この開所時間を維持継続します。

【放課後児童クラブとふれあいスクール(放課後子ども教室)の連携方法など】

共通プログラムの企画は内容や実施日等について、現在各校で実施している、放課後児童クラブとふれあいスクールと小学校の連携会議の場を活用し検討し、連携して実施します。

実施に当っては、放課後児童クラブ支援員は、放課後児童クラブ児童の学校への移動を含めた安全確保のため利用児童数に応じてふれあいスクールに引率し、ふれあいスクールのパートナーと連携して事業を実施することとします。各小学校とは、余裕教室の活用状況等について毎年協議し、使用計画を決定します。

また、放課後児童クラブとふれあいスクールの実施手法、福祉部局と学校や教育委員会との連携手法等については、総合教育会議等を活用し総合的な放課後対策を協議することとします。

一体型の放課後児童クラブについては、今後のニーズの推移を踏まえ、必要と認められた場合に本計画に位置付けることを検討します。

放課後児童クラブの目標事業

年度		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み(延べ人数)		407	396	385	375	365
確保方策	実施箇所数	5	5	5	5	5

ふれあいスクール（放課後子ども教室）

年度		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
確保方策	実施箇所数	5	5	5	5	5

（12）実費徴収に係る補足給付を行う事業

① 事業概要

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設などに対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用などを助成する事業です。

② 事業実施の方向性

国の制度に準拠して平成27年度より実施します。

（13）多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

① 事業概要

特定教育・保育施設などへの民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設などの設置または運営を促進するための事業です。

② 事業実施の方向性

今後、本市の状況を勘案し調査研究したうえで、事業の必要性も含めて検討します。

第8章 計画の進行管理

1 計画の推進体制

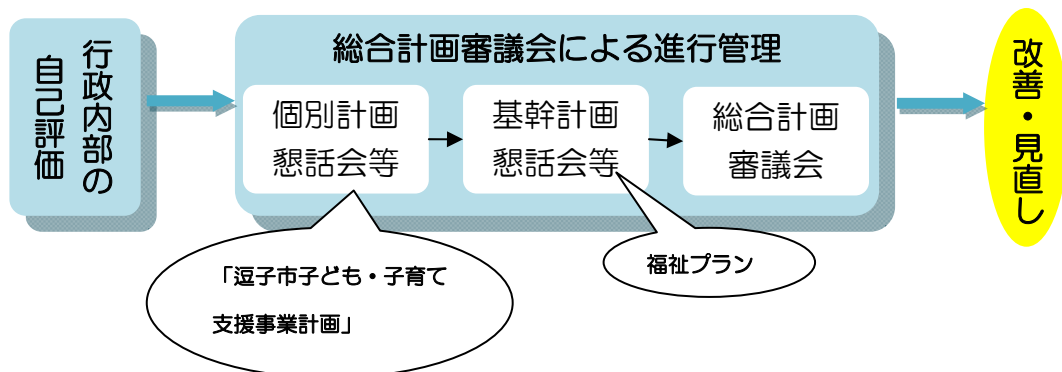
◆「逗子市子ども・子育て会議条例」に基づき市長の諮問機関である「逗子市子ども・子育て会議」を設置し、事業計画及び本市の子ども・子育て支援に関する円滑な事業運営を推進するとともに、子ども・子育てに関する問題提起や意見等を市に対して行います。

◆本計画の推進にあたって、関係機関と連携して施策に取り組むとともに、幼稚園・保育所など子ども・子育て支援事業者、学校、市民と連携して、多くの方の意見を取り入れながら施策を推進していきます。また、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、的確に事業に反映させます。

2 計画の進行管理

本市の計画体系は、全ての計画を総合計画の下に体系化し、総合計画・基幹計画・各個別計画の三層を連動させ、一体的に計画の実現を推進していくことから、個別計画・基幹計画における審議会等での意見聴取を経て、総合計画審議会が進行を管理します。

【進行管理体制のイメージ(「逗子市総合計画」より抜粋)】



本計画では、学識経験者、子育ての当事者や支援者、保育・教育関係者などから構成される「逗子市子ども・子育て会議」において、子ども・子育て支援施策の総合的・計画的な推進に関して必要な事項や施策の実施状況を調査審議および子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の進捗状況を把握し、点検、評価などを各年度で行います。

本計画の進行状況を市の広報やホームページなどにより公表します。

資料編



資料1	母子保健事業の本市のこれまでの取り組み・・・・・・・・・・	1
資料2	母子保健の現状と課題・・・・・・・・・・	2
	1 安全で快適な妊娠、出産のために・・・・・・・・・・	2
	2 子どもの健やかな発育、発達のために・・・・・・・・・・	5
	3 虐待予防と育児支援のために・・・・・・・・・・	10
	4 子育てしやすい環境のために・・・・・・・・・・	13
	5 思春期における健康教育と保健対策・・・・・・・・・・	17
	6 統計編・・・・・・・・・・	19
資料3	計画策定の経緯・・・・・・・・・・	33
資料4	逗子市子ども・子育て会議委員名簿（平成27年3月現在）	35
資料5	逗子市子ども・子育て会議条例・・・・・・・・・・	36
資料6	子ども・子育て支援法（抄）・・・・・・・・・・	38
資料7	次世代育成支援対策推進法（抄）・・・・・・・・・・	40
資料8	用語集・・・・・・・・・・	41

資料1 母子保健事業の本市のこれまでの取組み

本市では、昭和50年度から母子保健ケアシステムを発足させ、「健康で丈夫な赤ちゃんを産み育てるため」に、①健康づくりのために②健康管理のために③子育て支援のために、の3つの基本指針で母子保健事業を推進してきました。

平成8年には、これらの活動の分析・評価から課題を明らかにし、国の指針に沿って母子保健計画を策定しました。平成12年には、「児童虐待防止等に関する法律」が制定されるとともに、21世紀の母子保健の国民運動計画である「健やか親子21」が策定されました。この「健やか親子21」の指針に沿って、安心して子どもを産み、ゆとりを持って健やかに育てるための家庭や地域の環境づくり、そして母親だけでなく父親やその他の家族等も含め、子どもと健やかに暮らせる社会づくりを目指して、逗子市母子保健計画を改定してきました。

「健やか親子21」は平成26年度に終了し、平成27年度からは「健やか親子21（第2次）」としてスタートします。また、逗子市母子保健計画も平成26年度で終了し、平成27年度から新計画である「逗子市子ども・子育て支援事業計画」と統合されることとなりました。

「健やか親子21（第2次）」では、「健やか親子21」では達成できなかった課題や、新たな課題に向けて取り組みが必要とされています。そのため、母子保健計画も新計画に統合された後も引き続き今まで取り組んできた母子保健活動を推進し、「健やか親子21（第2次）」に沿った視点を含めた対応が必要であると考えました。

そのため「健やか親子21（第2次）」で基盤課題として挙げられている妊娠期からの切れ目のない保健対策、近年特に必要とされている児童虐待防止対策のために親と子ども両方への支援などを含めて、母子保健事業に取り組んでいきます。

資料2 母子保健の現状と課題

1. 安全で快適な妊娠、出産のために

妊娠、出産、産褥期の女性は、心身の大きな変化に加え、母親としての役割と責任をもつため、ライフスタイルに変化が生じています。この時期の女性に、望ましい生活習慣を伝えていくことが、次世代の育成につながると考えられ、本市では、妊娠届出時健康相談、母親両親教室、妊産婦新生児訪問等を通じ、情報の提供や不安の解消に努めています。

(1) 周産期死亡率、新生児死亡率（統計については統計編を参照）

本市では、平成24年の周産期死亡数は2人で、周産期死亡率は5.2%、新生児死亡数は0人でした。ここ数年新生児死亡数は0人で推移しています。出生数が少ないため、年毎の死亡率の変動が大きいです。

今後も継続して妊娠中の保健指導を母子健康手帳交付時面接や母親両親教室、訪問にて実施し、周産期死亡や新生児死亡の減少に努めます。

(2) 低出生体重児出生率（統計については統計編を参照）

低出生体重児の訪問（未熟児訪問指導）は保健福祉事務所が行っていましたが、権限移譲により平成25年度から市町村が実施しています。

平成24年は全出生数384人のうち2,500g未満の低出生体重児は33人で8.6%でした。近年は横ばいで推移しています。

低出生体重児は、全ての機能が未熟であるため、すこやかな発育発達のためには細やかな配慮が必要になり、親が不安を抱えることも多いです。

低出生体重児の予防のため、妊娠届出時健康相談、母親両親教室、妊婦訪問等を通して、早産の予防や妊婦の禁煙等の喚起に努めます。

(3) 若年妊娠

19歳以下の妊婦を若年妊婦としています。平成25年度は4人でした。（内1名転出）

若年妊娠は予期せぬ妊娠である場合が多く、そのため出産に向けての準備から養育者の育児手技の獲得、育児不安の解消など、妊娠期から継続的に支援が必要です。

若年妊婦は、全員を対象に家庭訪問を実施していますが、入院や里帰りなどで訪問ができない人は電話などで状況を把握するよう努めています。

また今後も保健福祉事務所、児童相談所、学校等各関係機関など思春期教育にかかわる機関と連携し、若年妊娠の発生を未然に防いでいきます。

単位：％

区分	平成25年	区分	平成25年
若年妊婦の フォロー率（妊婦訪問）	33.3	若年妊婦の フォロー率（産婦訪問）	100

※転出、流産となった妊婦は対象に含めず。

（４） 高齢妊娠

35歳以上の初妊婦、40歳以上の経産婦を高齢妊婦としています。

高齢妊婦は、不妊治療による妊娠の場合や合併症をもつリスクが高いこともあり、妊娠中から家庭訪問等による支援を行っています。

平成25年度の高齢妊婦は100人で全妊婦401人の内24.9%。高齢初妊婦は60人で全初妊婦数178人の内の33.7%でした。平成20年度以降5年間は、50人以上の高齢初妊婦数で推移しています。

単位：％

区分	平成25年	区分	平成25年
高齢初妊婦の フォロー率（妊婦訪問）	85.7	高齢初妊婦の フォロー率（産婦訪問）	97.4

※ フォロー率については、転出、流産となった妊婦は対象に含めず。

（５） 不妊に悩む方への特定治療支援事業の現状（神奈川県）

体外受精および顕微受精(特定不妊治療)による不妊治療を受けた方に対して治療費の助成を行っています（所得や指定医療機関等条件あり）。

本市では、平成24年度より「特定不妊治療費助成事業」として神奈川県事業である不妊に悩む方への特定治療支援事業に1年度あたり5万円上乗せする補助事業を開始しました。

- ・不妊に悩む方への特定治療支援事業申請者数は、60件（延べ99件）（平成25年度）
- ・本市の特定不妊治療費助成事業申請者数は、55件（平成25年度）

（６） 母子健康手帳交付時期が11週以内の割合

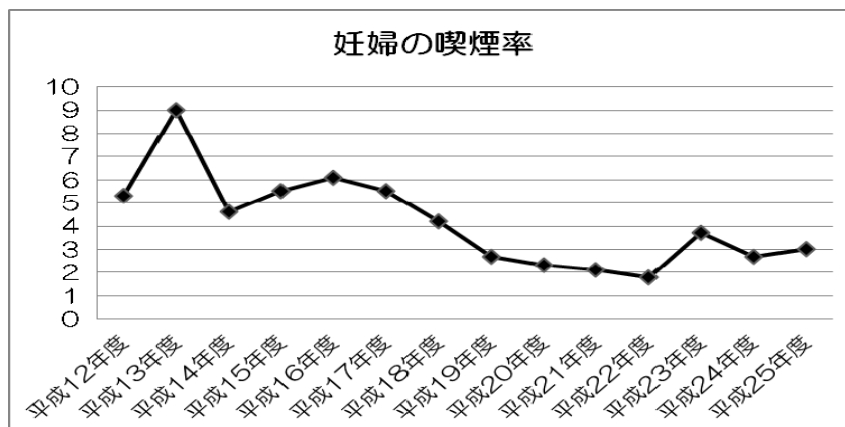
「健やか親子21（第2次）」では母子健康手帳交付を11週以内にすることを推奨しています。平成25年度の11週以内の交付は92.5%。健やか親子21による全国の割合は、平成24年度は90.8%でした。今後も早期に母子健康手帳を取得するよう周知をすすめ、妊婦が保健情報等を得られるよう努めます。

（７） 妊婦の喫煙率

妊婦の喫煙は、妊婦自身の健康を損なうだけでなく、早産のリスクが上がるなど胎児への影響もあることが分かっており、禁煙指導が必要です。

平成25年度の逗子市の妊婦の喫煙率は3.0%、健やか親子21による全国の割合は、3.8%でした。

妊娠届出時健康相談や母親両親教室等の機会をとらえて、夫や家族も含めた禁煙指導をします。



(8) 母親両親教室の参加率

母親両親教室は主に初妊婦を対象としています。地域での仲間づくり、妊娠、出産、育児についての不安の軽減、夫婦で共に育てる自覚を促すことを目的に行っています。父親や就労妊婦の参加も促す目的で、土曜日にも「沐浴教室」を開催しています。

平成25年度の参加実人員は初妊婦178人中103人で、参加率（初妊婦の母親両親教室出席者数／初妊婦数）は57.9%でした。近年の社会情勢を鑑みて、就労妊婦や父親がより参加しやすいような日程、内容を検討していく必要があります。引き続き、妊娠届出時健康相談、妊婦訪問、広報等にて周知に努めます。

<内容> 平日コース 年4回開催

	内 容	スタッフ
1日目	自己紹介、グループワーク、 赤ちゃんとの生活の話、事故予防の話、 「揺さぶられ症候群と、新生児の泣きについて」のDVD 赤ちゃん人形の抱っことオムツ換え体験	保健師
2日目	講義「妊娠期の生活とお産の話」（グループワークを含める） 妊婦体操	助産師
3日目	講義「お母さんと赤ちゃんの栄養」 妊娠中の食事と離乳食の試食	管理栄養士
4日目	講義「親となる心の準備」、沐浴実習	臨床心理士・保健師

土曜日開催コース 年3回開催

	内 容	スタッフ
1日	講義「親となる心の準備」、沐浴実習	臨床心理士・保健師

(平成27年3月現在)

(9) 妊産婦訪問指導

妊婦訪問は初妊婦（ハイリスク妊婦は全数）、産婦訪問は、「こんにちは赤ちゃん訪問事業（乳幼児全戸訪問事業）」として、全数に訪問を行っています。また継続指導が必要なハイリスク妊産婦に対しては地区担当保健師が訪問しています。妊娠届出時健康相談、母親両親教室および出生届出時健康相談において周知を行っています。

平成25年度の統計（平成24年12月～平成25年11月生まれ）

- ・妊婦訪問率（全数）＝妊婦訪問数／妊娠届出者数＝39.3%
- ・初妊婦訪問率＝初妊婦訪問数／初妊婦数＝65.5%
- ・産婦訪問率（全数）＝産婦訪問数／出生届出者数＝96.5%

妊婦訪問は、就労妊婦が増えたことなどから、連絡が付きづらい、訪問を実施するのが難しい現状もあります。訪問に行けない人には電話にて近況を確認するなどフォローを細やかにするように努めています。

こんにちは赤ちゃん訪問事業は、平成22年度から行っており、訪問率は年々上がっています。訪問ができなかった理由として、4ヶ月健診直前までの長期里帰りや、訪問の主旨を理解してもらえないことなどもありますが、妊婦訪問からの繋がりもあり、全体的に受け入れは良好です。なお、訪問できなかった人も4ヶ月健診時に現状について把握が可能となっています。

今後も妊娠届出時健康相談にて妊婦訪問の趣旨を説明し、初妊婦の訪問率の向上に努め、妊婦訪問や出生届出時にはこんにちは赤ちゃん訪問事業の周知を徹底していきます。

(10) 母乳授乳相談

週2回、予約制で助産師が授乳室にて面接、または電話にて1人30分程度、個別の相談を受けています。また、4か月児健診でも母乳授乳相談を設けており、出産後不安を抱えやすい乳児の成長や授乳方法について相談できるようにしています。相談内容は授乳量、体重増加量、卒乳方法などについて多く、平成25年度は121件の相談がありました。

2. 子どもの健やかな発育、発達のために

乳幼児期は、心身共に健やかに成長するために、食事、睡眠等に関する生活習慣を身につけていくことが大切な時期です。そのために乳幼児健康診査では、子どもの発育・発達の確認、疾病を早期に発見するとともに、様々な機会において養育者への支援も必要です。健やか親子21（第2次）でも地域全体で子育てを支援していくことや養育者の孤立化予防が重要とされています。今後も乳幼児健康診査や各教室を充実させるのと共に、子育て支援関係機関との連携にも努めていきます。

(1) 乳児死亡率、乳幼児（0～4歳児）死亡数（統計については統計編を参照）

本市において、平成24年の乳児死亡数（1歳未満）は0人、乳幼児死亡数は1人でした。ここ10年間の乳幼児死亡数は0～3人で推移しており、出生数が少ないため年毎の死亡率の変動が大きいです。

妊娠中は、妊娠届出時健康相談や妊婦訪問、母親両親教室等の機会を通して知識を伝え、早産や乳幼児突然死症候群（SIDS）、乳幼児揺さぶられ症候群予防に努めています。また、こんにちは赤ちゃん訪問事業や各健康診査、育児教室等で、疾病予防や事故予防についても健康教育を徹底し、事故等による死亡者ゼロを維持します。

(2) 母乳栄養

母乳栄養は栄養や児の免疫機能等の面で優れているだけでなく、母子間の愛着行動からみても、母子関係を自然に築く上で非常に重要です。本市では、4か月健診時の母乳栄養率（混合栄養含む）は9割を占めています。しかしながら、母乳分泌不足感等の不安を持ちながら母乳栄養をおこなっている母も少なくないのが現状です。

母乳栄養は適切なケアにより継続が可能であるため、母親両親教室、妊産婦訪問、市役所や4か月児健康診査で行われている母乳授乳相談にて状況の把握とそれに応じた母乳相談を行い、母乳栄養の推進に努めています。新生児訪問を受けた者のその後の状況については次のとおりです。

① 新生児訪問を受けた者の授乳状況

単位：人

新生児等訪問時	4か月児健康診査時	人数（率）
母乳	母乳	179（50.3%）
	混合	12（3.4%）
	人工	0（0.0%）
混合	母乳	51（14.3%）
	混合	81（22.8%）
	人工	19（5.3%）
人工	母乳	1（0.3%）
	混合	0（0.0%）
	人工	13（3.7%）
計		356（100.0%）

（平成25年度4か月児健康診査対象者）

② 新生児訪問を受けなかった者の授乳状況

単位：人

退院時	4か月児健康診査時	人数 (率)
母乳	母乳	5 (55.6%)
	混合	0 (0.0%)
	人工	1 (11.1%)
混合	母乳	1 (11.1%)
	混合	2 (22.2%)
	人工	0 (0.0%)
人工	母乳	0 (0.0%)
	混合	0 (0.0%)
	人工	0 (0.0%)
計		9 (100.0%)

(平成25年度4か月児健康診査対象者)

母親両親教室、妊産婦訪問指導時の乳房ケア(母乳栄養を確立させるための助言)、母乳授乳相談等の周知にて相談機会の充実をはかり、引き続き母乳栄養の推進に努めます。特に、母乳育児を希望しているにも関わらず知識不足等から人工乳へ移行することのないよう支援し、授乳による母子愛着形成といった心理的観点からの支援にも努めていきます。

(3) 乳幼児健康診査

① 受診率 (統計については統計編を参照)

近年の乳幼児健康診査の受診率は90%以上です。しかし親が必要性を感じないとして未受診になることもあり、その場合は訪問又は電話での聞き取りにて児の状態を確認しています。

今後も広報および出生届出時健康相談で健康診査の周知徹底を継続するとともに、各健康診査時にも、次回の健康診査の案内をし、受診率の向上に努めます。また、未受診者の状況の確認を行っていきます。

単位：%

区分	平成25年度	区分	平成25年度
4か月児健康診査	98.5	お誕生日前健康診査	99.0
1歳6か月児健康診査	94.8	3歳児健康診査	96.2

参考：平成24年度地域保健・健康増進事業報告

国 3～5か月児健康診査：95.5%

1歳6か月児健康診査：94.8%

3歳児健康診査：92.8%

② 各健康診査未受診児を含めた把握率

各健康診査未受診児については、地区担当保健師が家庭訪問等により状況把握をしており、受診児と合わせた数を把握者数とし、把握率を出しています。

平成25年度は、居所不明児童の対策として徹底した状況把握に努めたため、各健康診査の把握率は100%でした。健康診査未受診の場合、育児や養育環境に問題がある場合や虐待が疑われることもあるため、引き続き、詳細の把握に努めます。

単位：%

区 分	平成25年度	区 分	平成25年度
4か月児健康診査	100.0	1歳6か月児健康診査	100.0
3歳児健康診査	100.0		

(4) 予防接種を受けたものの割合

全ての予防接種は医療機関で個別接種しています。

〈小児を対象とした予防接種の主な変更点〉

- 平成24年9月より、不活化ポリオワクチンを定期予防接種に追加
- 平成24年11月より、4種混合ワクチン（ジフテリア、百日咳、破傷風、ポリオ）を定期予防接種に追加
- 平成25年度より、インフルエンザ菌b型（Hib）、小児用肺炎球菌、子宮頸がん（HPV：ヒトパピローマウィルス）ワクチンを定期予防接種に追加。HPV ワクチンについては、ワクチン接種後に疼痛や運動障害の報告があったことから、現在国にて詳細を調査中。医学的な説明ができるまでは、積極的接種勧奨を延期しています。
- 平成26年度より、水痘を定期予防接種に追加

単位：%

区 分		平成25年度	神奈川県
ポリオ (不活化も含む)	1歳6か月	86.3	67.3
	3歳3か月	87.5	77.2
BCG	1歳6か月	98.8	97.6
	3歳3か月	97.5	97.4
三種混合 (四種混合も含む)	1歳6か月	98.8	84.9
	3歳3か月	98.3	83.4
麻疹・風疹	1歳6か月	88.0	91.9
	3歳3か月	97.3	95.7
日本脳炎	1歳6か月	0	1.4
	3歳3か月	21.2	40.8

※ 日本脳炎の標準接種年齢は3歳です。

予防接種の接種勧奨は、出生届出時健康相談、訪問、各健康診査、育児教室、広報等で行い、その時期に必要な予防接種について個別に伝え、接種率の向上に努めています。今後も引き続き接種勧奨を行っていきます。

(5) 3歳児う歯罹患率

う歯予防については、お誕生日前健康診査（11か月児対象）にて、唾液のPHチェックを行い、唾液の性質について個別に助言しています。1歳6か月児、3歳児健康診査では、必要時個別歯科相談を行い、2歳児すくすく教室では、全員に個別歯科相談を実施しています。

1歳6か月児健康診査、2歳児すくすく教室におけるう歯ハイリスク児に対しては、鎌倉保健福祉事務所の「重度う蝕ハイリスク幼児予防対策事業」と連携し、継続してう歯の発生、重症化の予防に努めています。

平成25年度の3歳児う歯罹患率は、15%、神奈川県域では、16.6%でした。

今後も健康診査や教室における歯科衛生士の個別相談にてう歯予防について助言すると共に、保健師、栄養士も生活面からの助言を行っていきます。

(6) 離乳食教室（統計については統計編を参照）

生後5～6か月児を対象に、隔月で離乳食教室を実施しています。特に初産婦の場合は初めての離乳食であるため、始める前に知識や情報を得てスムーズに離乳食を開始できるように支援しています。近年アレルギーの問題や離乳食の開始時期など様々な情報があり、養育者も混乱しやすいため、引き続き離乳食教室にて正しい知識を伝え、不安を軽減するよう努めていきます。

(7) 2歳児すくすく教室参加率（統計については統計編を参照）

う歯の発生予防を目的として2歳時に育児教室を開催し歯科相談、栄養相談、育児相談を実施しています。1歳6か月健康診査から3歳児健康診査の間に相談ができる場として教室を実施しています。今後も広報や出生届出時等に周知をはかり、参加率の向上に努めていきます。

(8) すこやか健診（小児生活習慣病予防健診）

すこやか健診は小児期から生活習慣を見直し、家族を含めて生活習慣病を予防するために、市内在住の小学4年生全員を対象として個別通知し、医療機関において実施しています。

内容：問診、計測（身長、体重）内科診察、血圧測定、検尿（蛋白・糖・潜血）

空腹時血液検査（総コレステロール、HDLコレステロール・中性脂肪・血糖・貧血）

① 受診率

近年、受診率は70%台で経過しています。平成25年度の受診率は73.1%でした。未受診者への受診勧奨は、電話連絡と手紙により実施していますが、疾患等で継続的に病院を受診していて健診の必要性の低い場合や健診に必要な検査を実施することが困難な児もいるため、大きく受診率を向上するのは難しい一面もあります。

② 危険因子保有率

危険因子保有者率（肥満度、血圧、総コレステロール値、中性脂肪値、血糖値等が基準値を超えた者）は、平成25年度は、25.5%でした。そのうち8割は標準体重以下の子どもでした。

今後も受診勧奨方法を検討し、受診率の向上に努めていきます。妊娠届出時や乳幼児健康診査時等の機会に家族全体の生活習慣の見直しを喚起し、医療機関、学校関係者（学校医、養護教諭等）とも連携して保健活動に取り組んでいきます。

3. 虐待予防と育児支援のために

養育者の多くは、児の成長や育児に関する些細なことに悩み、不安を感じています。少子化、核家族化や近所づきあいの希薄化など、孤立した家庭のなかで、養育者と児が向き合う環境では、育児不安が増強されることが多く、子どもの虐待問題が発生する可能性があります。

平成12年に児童虐待の防止等に関する法律が施行されて以来、全国的に虐待受理件数は増加傾向にあります。これは、虐待に対する住民の意識が高まったことや、きめ細かな対応により早期に把握がなされたことによるものと考えられます。

逗子市では市町村の虐待相談窓口としている「こども相談室」を中心に児童相談所、保育所、子育て支援センター等関係機関と連携を取りながら虐待予防活動を実施しています。

また母子保健事業は、養育者の育児不安やストレスを直接把握できる大切な機会です。「健やか親子21（第2次）」でも、妊娠期からの虐待予防が重点課題としても挙げられており、妊娠届出時健康相談から、乳幼児健康診査や家庭訪問などを通して、一層の早期発見・早期対応に努め、親子がいきいきと生活ができる育児支援を行っていききたいと考えています。

鎌倉三浦地域児童相談所における虐待受理件数（逗子市）

単位：件

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
49	61	64	27	41	33

平成25年度鎌倉三浦地域児童相談所虐待受理件数の年齢別内訳人数

単位：人

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	小計	小学生	中学生	高校生	その他	計
1	1	2	1	4	3	0	12	13	5	3	0	33

平成25年度逗子市子育て支援課こども相談室実績

相談等延件数 3,917件（市・関係機関間の連絡調整含）

要保護児童実数 111人

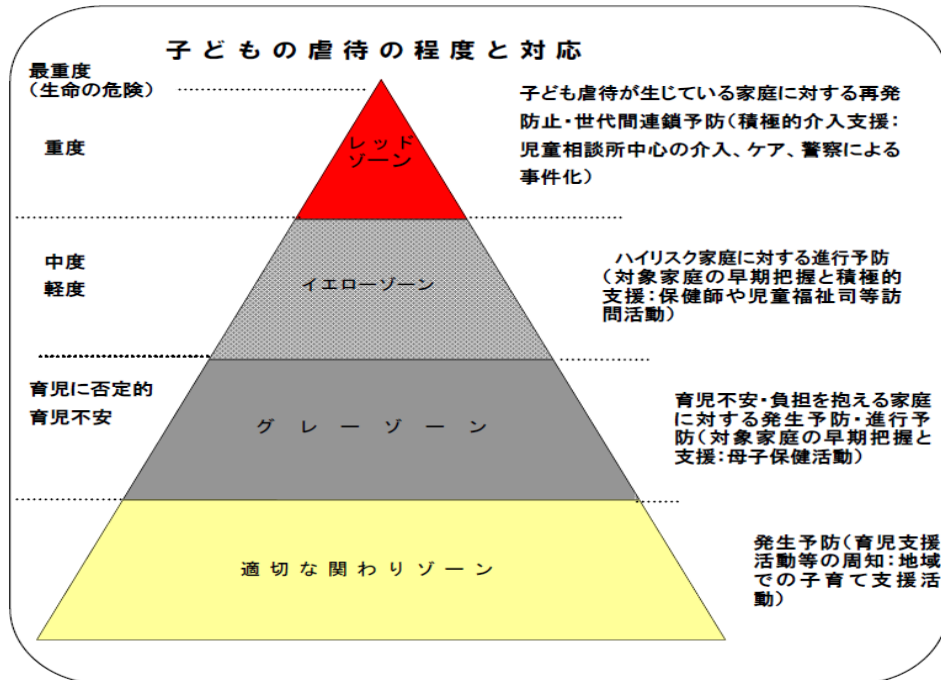
（うち身体的虐待相談19人、心理的虐待相談45人、ネグレクト相談44人、その他3人）

特定妊婦数 4人

※特定妊婦：出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

虐待予防の概念図

児童虐待は発生要因が複雑に絡み合っているため、一旦虐待が発生すると有効な対応策がなく、児童に重大な障害を残したり、死亡に至る例も少なくありません。予防が最大の防止策であり、一般には以下の予防レベルで虐待防止活動が展開されています。

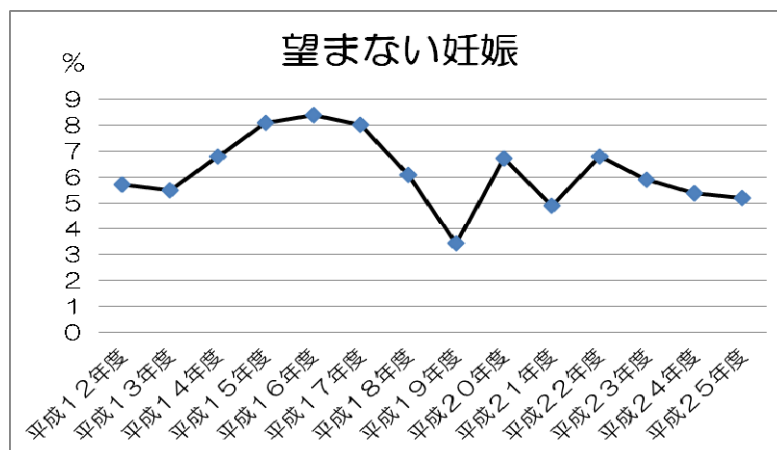


(市町村子ども虐待防止ネットワーク対応マニュアル: 千葉県ホームページより抜粋)

(1) 望まない妊娠

「望まない妊娠」は経済的理由等を含めた環境の準備が整っておらず、生まれてくる子どもを受容できない可能性もっています。妊娠届出時アンケートからこの項目を選んだ妊婦に対して、状況の把握とそれに応じた支援を行うため、全員に家庭訪問を実施しています。また、各健康診査、育児教室において育児状況や育児サポートの有無等を確認し、虐待予防や支援に努めています。平成25年度の望まない妊娠率は、5.2%でした。

今後も上記の支援を継続すると共に、母親両親教室や妊産婦訪問等にて家族計画指導も充実させていきます。



(2) 若年妊婦フォロー率

若年妊婦は養育者の準備が整っていない以外にも、育児サポート、育児能力等様々な面で問題を含んでいるということは、1.(3)で述べた通りです。虐待予防の観点からも、若年妊婦に妊娠期からの支援が重要です。

(統計や取り組み、今後の方針については、1.(3)参照)

(3) 未婚の妊娠

① 未婚の妊婦フォロー率

妊娠届出時における未婚者数は、平成25年度は31人で、全妊婦のうち7.7%でした。未婚の妊婦は、環境面の準備や親としての心構えが不十分であることが多く、生まれてくる子どもを受容できない可能性があります。それぞれの状況に応じた支援ができるよう、全数訪問に努め、不安感なく育児に向き合っていけるよう関わっています。未婚の妊婦は出産前に婚姻したり、市外へ転出するケースも多くみられます。

平成25年度は31人中、9人は転出、3人は流産したため、未婚妊婦総数は19人としています。

未婚の妊婦訪問件数は12件で、訪問率は63.2%でした。訪問できなかった対象者についても、電話や他の機会に面接するなど、状況把握は、ほぼできていたと考えています。

② ひとり親のフォロー率

①より、平成25年度の未婚の妊婦は19人であり、その内13人は婚姻、1人は転出、4人は未婚のままひとり親となっています。他1人は海外に在住のため婚姻関係は不明です。

また、ひとり親の内、パートナーや家族とも一緒に住んでいない人は1人でした。

平成25年度のひとり親家庭の産婦訪問率は100%でした。育児サポート体制や相談できる人の有無、経済状況などを訪問にて確認し、情報提供などの支援を行っています。

未婚の妊婦で、出産前に婚姻していても、家族としての生活と育児をスタートする時期がほとんど同時期であるため、適応するには多くのストレスがかかります。そのため乳幼児虐待ハイリスク要因となるため、未婚の妊婦はひとり親ではなくても、継続的に妊産婦訪問等を通して支援を行っていく必要があると思われます。

(4) 新生児・乳児訪問指導（こんにちは赤ちゃん訪問事業）

平成22年度より「こんにちは赤ちゃん訪問事業（乳幼児全戸訪問事業）」を開始し、市内の全ての乳児を対象に、保健師および助産師が全戸訪問を実施しています。

乳児の発育発達の確認や育児支援だけでなく、虐待予防のためにも養育者の身体的・精神的疲労の把握をし、早期に支援することも目的としています。

平成25年度の新生児・乳児訪問率は、96.5%でした。

長期の里帰りなどで訪問ができなかった対象者についても、4カ月健診時には全数現状が

把握できています。今後も出生届出時等で事業の周知をし、個別に合わせた対応をすることで訪問率の向上に努めます。

(5) 子どもに非常に不安を感じている母親（統計については統計編を参照）

養育者が子どもの発育発達や、育児に関する日常の些細なことにも不安を感じやすいため、乳児期最初の健診である4か月児健康診査にてそれらの解決、解消に努めています。

平成25年度の「子育てに非常に不安を感じている母親の率（人数）」は、5.2%（20人）でした。内容は乳児湿疹についての不安が多く、他に便秘、今後の発達、漠然とした不安などが挙げられていました。今後も出生届出時において相談窓口の周知を徹底し、新生児訪問による不安解消や電話を利用した個別相談の充実を図ります。

4. 子育てしやすい環境のために

現代社会では、少子・高齢化が進み、その中でも核家族化の進行、近隣や地域の人間関係の希薄化など、養育者が育児支援を得にくい状況にあります。

このような状況のなかで、養育者（主に母親）が育児で孤立することを防ぐため、地域の育児支援体制を整えていくことが大きな課題です。

(1) 母親両親教室の父親の参加率

母親両親教室は、4日間1コースで開催曜日を分散し、年4回開催しています。地域での仲間づくり、妊娠、出産、育児についての不安の軽減、夫婦で共に育てる自覚を促すことを目的に行っています。また父親や就労妊婦の参加も促す目的で、土曜日にも年3回、平日4日目と同様の内容（講義「親となる心の準備」、沐浴実習）を開催しています。

平成25年度の父親参加率は、41.6%でした。

（父親参加率＝両親教室の父親参加数／初妊婦数）

今後も父親がより教室に参加しやすいように、開催日程や内容について検討していきます。

(2) 育児を楽しんでいる人の割合（統計については統計編を参照）

各健康診査の問診票で「育児を楽しんでいるか」を聞き、養育者が抱えている育児のストレスや悩みなどを聞くように努めています。育児が楽しくないと答えた人には、育児負担を軽減できるように、地域の社会資源の紹介などをしています。

また、育児を楽しく思えない要因に、子どもの育てにくさもあげられます。発達に問題を抱えていたり、児に特徴がある場合には、養育者もどのように対応していけば良いか悩むこともあります。その場合には、心理発達相談員による相談の紹介や療育相談室等の紹介を行っています。

〈平成25年度の各健康診査で育児を楽しんでいる人の割合〉

- ・4か月児健康診査：99.7%
- ・1歳6か月児健康診査：97.5%
- ・3歳児健康診査：98.3%

今後も育児を楽しんでいるよう、各時期における子どもの発達の特徴を伝え、接し方のアドバイスをしたり、悩みや育児ストレスの内容に応じて社会資源の紹介に努めていきます。

(3) 育児協力者の有無

各健康診査の問診票で育児協力者の有無を確認しています。育児協力者がいない場合は、育児負担が大きく、悩みを抱え込み孤立化しやすい傾向にあります。育児協力者がいないと答えている養育者には、ヘルパーやファミリーサポートセンター等を案内しています。

〈平成25年度の各健康診査で育児協力者がいると答えた人の割合〉

- ・4か月児健康診査：98.2%
- ・1歳6か月児健康診査：96.3%
- ・3歳児健康診査：98.3%

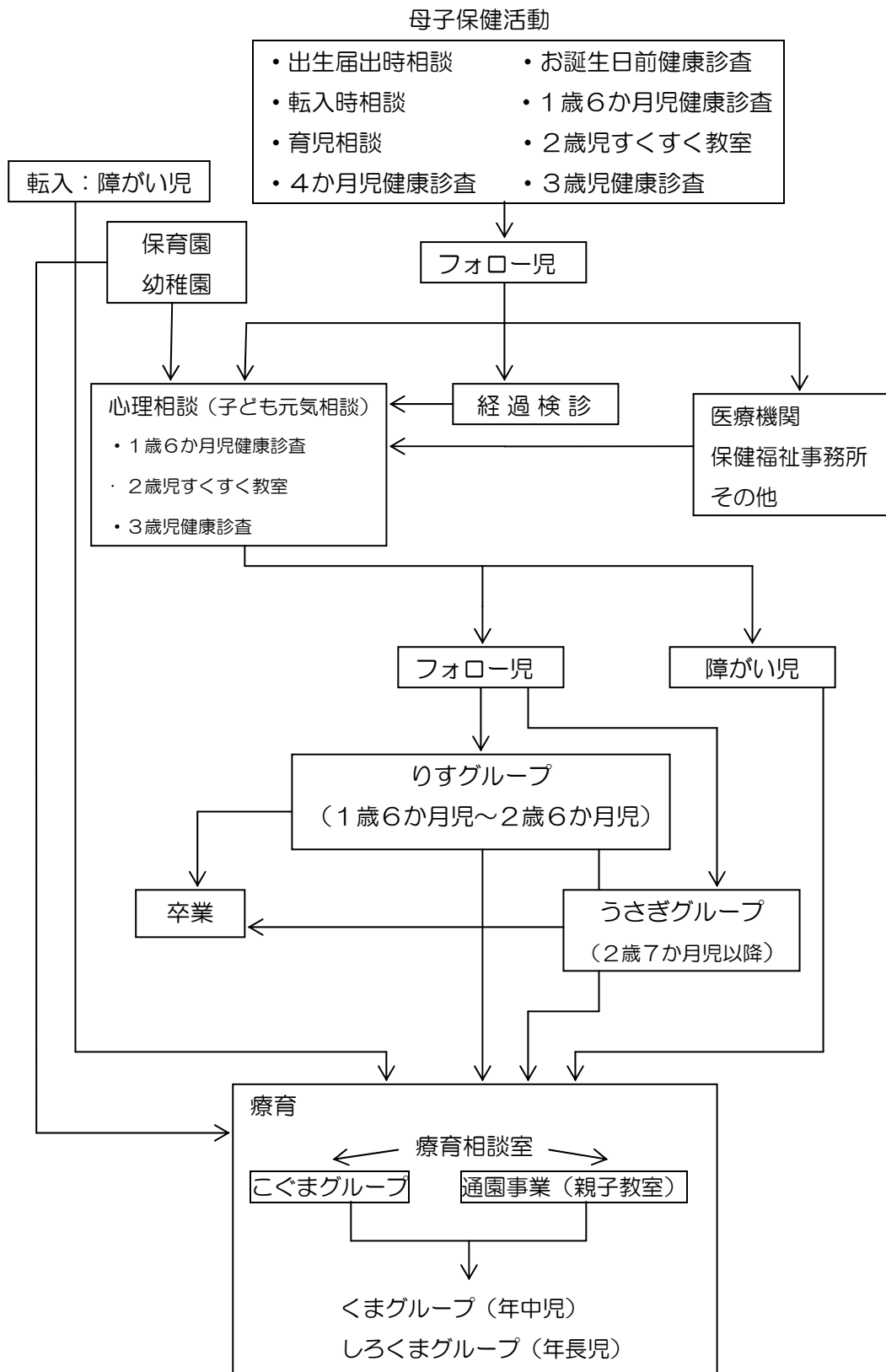
(4) こども元気相談（統計については統計編を参照）

幼児健康診査、2歳児すくすく教室、育児相談などで、精神面・心理発達面で問題のある児や養育者が児への対応で困っている場合、助言が必要な場合に、心理発達相談員に相談ができる「子ども元気相談」につなげています。「健やか親子21（第2次）」でも「育てにくさを感じる親に寄り添う支援」が重点課題として挙げられています。発達に課題がある児は養育者が育てにくさを感じている場合も多くあり、その育児負担感を軽減するために児への関わり方を助言したり、親子遊びのグループ※（5）参照 を相談にて紹介しています。今後も、気軽に養育者が相談できるように周知、案内に努めます。

平成25年度の子ども元気相談の利用者は、47名（延）でした。

(5) ハイリスク児フォローの流れおよび療育

図2 逗子市における障がい（ハイリスク）児の発見から支援までのながれ図



※療育相談室は、平成28年度より（仮称）こども発達支援センターへ移行予定

平成 26年12月現在

ア りすグループ

〈概要〉

1歳6か月児健康診査、2歳児すくすく教室時等で精神面・心理的発達に問題のある子ども達は、母子関係に課題のあることも多いため、親子遊びを十分に楽しむことで改善をはかり、子どもの発達を促すことを目的に実施しています。

〈対象児〉

- ① ことばの遅れ、友達と遊べない、人や物に無関心、集団生活に不慣れな児
- ② 親が児とうまく遊べない、言葉かけが少ない、児への対応が分からないなどにより、①のような様子がある児
- ③ 児に障がいや発達の遅れがみられるが、早期療育に結びついていない児

〈開催〉 月2回

〈スタッフ〉 保育士、心理相談員、保健師

イ うさぎグループ

〈概要〉

りすグループ終了後、さらにフォローが必要な児および3歳児健診からのフォロー児に対し、経験を積むことにより社会性を広げ発達を促すこと、また、養育者に対し育児不安の軽減を図ることを目的に実施しています。

〈対象児〉

- ① りすグループ終了後更にフォローが必要な児
- ② 3歳児健康診査からのフォロー児

〈開催〉 月2回

〈スタッフ〉 保育士、心理相談員、保健師

ウ（心身障害児通園事業）親子教室

〈概要〉

在宅の心身障がい児に対し、通園の場を設け、通園することにより必要な指導および訓練を行い、障がい児の発達を促すことを目的に実施しています。

〈対象児〉

- ① 市内に居住する障がい児
- ② 市長が生活上の指導および訓練の必要があると認めたもの

〈スタッフ〉 保育士、臨床心理士、嘱託医師（整形外科医、小児神経科医）、

理学療法士、作業療法士、言語療法士、その他関係機関の職員

※平成28年度より、(仮称)こども発達支援センターへ移行予定のため、内容や名称については変更の可能性があります。

5. 思春期における健康教育と保健対策

思春期の保健対策は、主に小中学校が保健体育の授業として取り入れたり、教育機関、保健福祉事務所が中心になって事業を行っています。今後も教育機関、保健福祉事務所等関係機関と連携し、課題の把握や対策を考えていきます。

(1) 各小学校、中学校の取り組み：飲酒・喫煙・薬物防止教育、性教育、エイズ教育等を実施。

参考：鎌倉保健福祉事務所における思春期保健事業の現状

(平成25年度鎌倉保健福祉事務所年報)

ア 個別相談 (保健福祉事務所管内)

単位：人

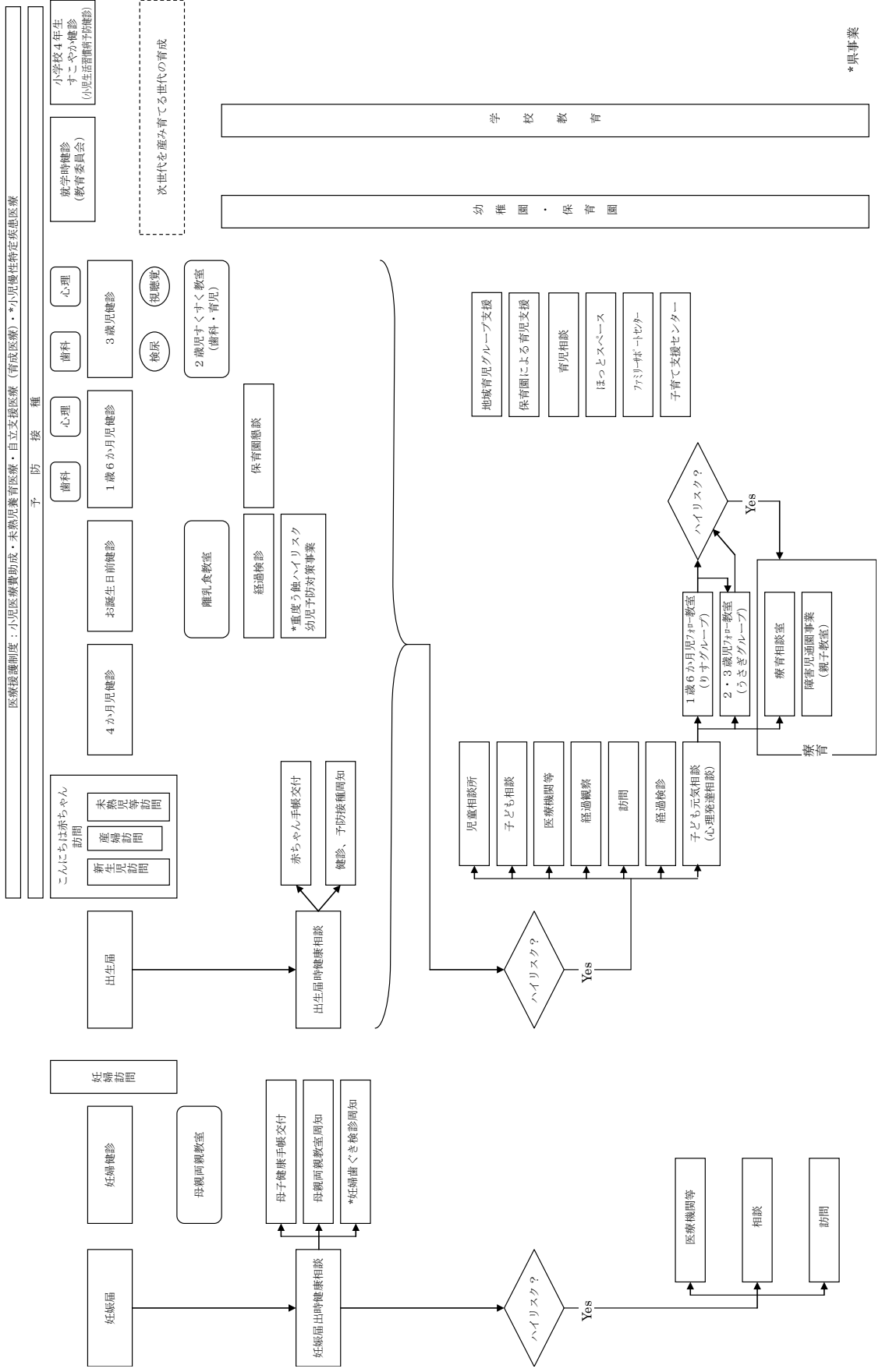
区分	相談方法			相談者(延)				相談内容(延)								事後指導(延)				
	電話	面接	計	本人	父母	その他	計	身体	性	妊娠	病気	家族	学校	その他	計	助言指導	面接継続	電話継続	その他	計
男	15	0	15	15	0	0	15	1	12	1	0	0	1	0	15	15	0	0	0	15
女	10	0	10	6	2	2	10	0	3	0	2	1	0	4	10	5	1	1	3	10
計	25	0	25	21	2	2	25	1	15	1	2	1	1	4	25	20	1	1	3	25

イ 健康教育 (逗子市内の学校で実施したもの)

月日	内容	場所	参加人数
6月28日	青少年エイズ・性感染症予防講演会 対象：高校1年生	逗葉高等学校	276人
2月19日	青少年エイズ・性感染症予防講演会 対象：中学3年生	逗子市立 沼間中学校	89人
2月28日	青少年エイズ・性感染症予防講演会 対象：中学3年生	逗子市立 逗子中学校	127人
3月13日	青少年エイズ・性感染症予防講演会 対象：高校1年生	逗子高等学校	279人
3月20日	薬物乱用防止教室 対象：中学2年生	逗子市立 久木中学校	200人

他に地域禁煙サポート推進事業として「禁煙・防煙講演会」も中学校や高等学校を対象に行っています。

母子保健活動フローチャート



6. 統計編

(1) 人口動態件数(死亡) 年次推移

年	出生数(人口千対)			死亡(人口千対)			乳児死亡(出生千対)			新生児死亡(出生千対)			周産期死亡(出産千対)			死産(出産千対)		
	遼子市 人数	神奈川県 比	全国 比	遼子市 人数	神奈川県 比	全国 比	遼子市 人数	神奈川県 比	全国 比	遼子市 人数	神奈川県 比	全国 比	遼子市 人数	神奈川県 比	全国 比	遼子市 人数	神奈川県 比	全国 比
昭和55	647	11.1	13.6	364	6.2	4.3	7	10.8	7.2	7.5	6	9.3	4.9	4.9	7	10.8	10.9	11.7
56	598	10.3	13.1	367	6.3	4.3	4	6.7	6.2	7.4	2	3.3	4.2	4.7	7	11.7	9.8	10.8
57	559	9.6	12.7	380	6.3	4.3	4	7.2	6.0	7.6	3	5.4	3.9	4.2	6	10.7	9.4	10.1
58	567	9.8	12.5	380	6.5	4.5	4	7.1	5.7	6.2	3	5.3	3.4	3.9	7	12.3	8.1	9.3
59	514	8.9	12.1	352	6.1	4.5	5	9.7	5.5	6.0	2	3.9	3.4	3.7	5	9.7	7.9	8.7
60	524	9.1	11.6	416	7.2	4.6	2	3.8	5.1	5.5	2	3.8	3.3	3.4	4	7.6	7.4	8.0
61	543	9.4	11.1	357	6.2	4.5	3	5.5	4.9	5.2	1	1.8	2.9	3.1	3	5.5	6.8	7.3
62	461	8.0	10.8	407	7.1	4.5	6	13.0	4.5	5.0	2	4.3	2.8	2.9	7	15.2	7.5	6.9
63	476	8.2	10.8	435	7.5	4.8	1	2.1	4.7	4.8	0	0.0	2.6	2.7	0	0.0	6.1	6.5
平成元	407	7.1	10.0	411	7.2	4.7	1	2.5	4.4	4.6	1	2.5	2.5	2.6	1	2.5	6.0	6.0
2	393	6.9	10.0	422	7.4	5.0	4	10.2	4.5	4.6	3	7.6	2.6	2.6	3	7.6	5.6	5.7
3	451	7.9	10.0	423	7.4	5.0	2	4.4	4.3	4.4	1	2.2	2.2	2.4	4	8.9	5.4	5.4
4	377	6.7	9.8	436	7.7	5.2	2	5.3	4.7	4.5	2	5.3	2.6	2.4	5	6.2	5.2	5.2
5	442	7.8	9.7	451	8.0	5.3	2	4.5	4.2	4.3	1	2.3	2.6	2.3	3	6.8	5.4	5.0
6	415	7.3	10.2	503	8.9	5.4	3	7.2	4.4	4.2	3	7.2	2.6	2.3	3	7.2	5.2	5.0
7	417	7.4	9.8	444	7.9	5.6	0	0.0	4.5	4.3	0	0.0	2.4	2.2	3	7.1	7.5	7.1
8	419	7.4	9.9	475	8.4	5.5	2	4.8	3.7	3.8	1	2.4	2.3	2.0	3	7.1	7.2	6.7
9	421	7.4	9.8	497	8.8	5.7	0	0.0	3.3	3.7	0	0.0	1.8	1.9	1	2.4	6.5	6.4
10	454	8.0	9.9	508	8.9	5.9	0	0.0	3.6	3.6	0	0.0	2.0	2.0	5	10.9	5.9	6.2
11	453	7.9	9.7	499	8.7	6.1	3	6.6	3.8	3.4	3	6.6	2.2	1.8	5	11.0	6.2	6.0
12	443	7.7	9.8	514	9.0	6.0	0	0.0	3.4	3.2	0	0.0	2.1	1.8	1	2.3	6.3	5.8
13	465	8.0	9.6	515	8.9	6.1	2	4.3	3.0	3.0	0	0.0	1.5	1.6	1	2.1	5.6	5.5
14	477	8.1	9.4	549	9.4	6.2	2	4.2	3.3	3.0	1	2.1	1.8	1.7	2	4.2	5.5	5.5
15	435	7.4	9.2	487	8.3	6.3	1	2.3	3.2	3.0	0	0.0	1.8	1.7	1	2.3	5.1	5.3
16	381	6.5	9.1	540	9.2	6.3	1	2.6	2.6	2.8	0	0.0	1.3	1.5	3	2.6	4.8	5.0
17	383	6.6	8.7	599	10.3	6.8	0	0.0	3.1	2.8	0	0.0	1.7	1.4	1	2.5	5.2	4.8
18	421	7.2	9.0	598	10.2	6.8	1	2.4	3.0	2.6	1	2.4	1.6	1.3	1	2.3	5.0	4.7
19	428	7.3	8.9	554	9.5	7.0	1	2.3	2.9	2.6	0	0.0	1.4	1.3	1	2.3	4.5	4.5
20	392	6.7	8.8	556	9.5	7.3	0	0.0	2.7	2.6	0	0.0	1.5	1.2	3	7.6	4.5	4.3
21	397	6.8	8.7	569	9.7	7.1	1	2.5	2.4	2.4	0	0.0	1.3	1.2	2	4.9	4.8	4.2
22	408	7.0	8.6	601	10.3	7.5	1	2.5	2.6	2.3	1	2.5	1.3	1.1	4	9.6	4.8	4.2
23	408	7.0	8.3	638	10.9	7.9	0	0.0	2.8	2.3	0	0.0	1.5	1.1	7	17.4	4.2	4.1
24	384	6.6	8.3	667	11.5	7.9	0	0.0	2.3	2.2	0	0.0	1.2	1.0	2	5.1	3.9	4.0

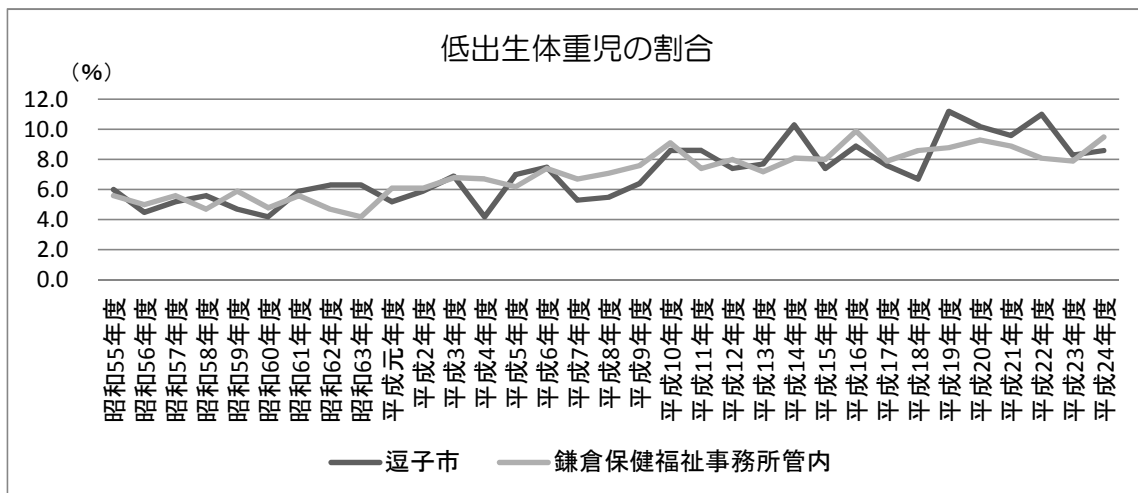
資料：厚生労働省統計表「データベース」
神奈川県衛生統計年報

* 平成3年以降「母子保護法」による人工妊娠中絶について、「妊娠満23週以前」から「妊娠満22週未満」に改められた。
* 平成7年からICD-10の適用に伴い、周産期死亡における後期死産の定義が「妊娠満28週以後」から「同22週以後」の死産へと変更された。

(2) 低出生体重児数

年 度	出生数(人)	低出生体重児数(人)	割合(%)	
			逗子市	鎌倉保健福祉事務所管内
昭和55	647	39	6.0	5.6
56	598	27	4.5	5.0
57	559	29	5.2	5.6
58	567	32	5.6	4.7
59	514	24	4.7	5.9
60	524	22	4.2	4.8
61	543	32	5.9	5.6
62	461	29	6.3	4.7
63	476	30	6.3	4.2
平成元	407	21	5.2	6.1
2	393	23	5.9	6.1
3	451	31	6.9	6.8
4	377	16	4.2	6.7
5	442	31	7.0	6.2
6	415	31	7.5	7.4
7	417	22	5.3	6.7
8	419	23	5.5	7.1
9	421	27	6.4	7.6
10	454	39	8.6	9.1
11	453	39	8.6	7.4
12	443	33	7.4	8.0
13	465	36	7.7	7.2
14	477	49	10.3	8.1
15	435	32	7.4	8.0
16	381	34	8.9	9.9
17	383	29	7.6	7.9
18	421	28	6.7	8.6
19	428	44	11.2	8.8
20	392	40	10.2	9.3
21	397	38	9.6	8.9
22	408	45	11.0	8.1
23	408	34	8.3	7.9
24	384	33	8.6	9.5

資料：鎌倉保健福祉事務所年報

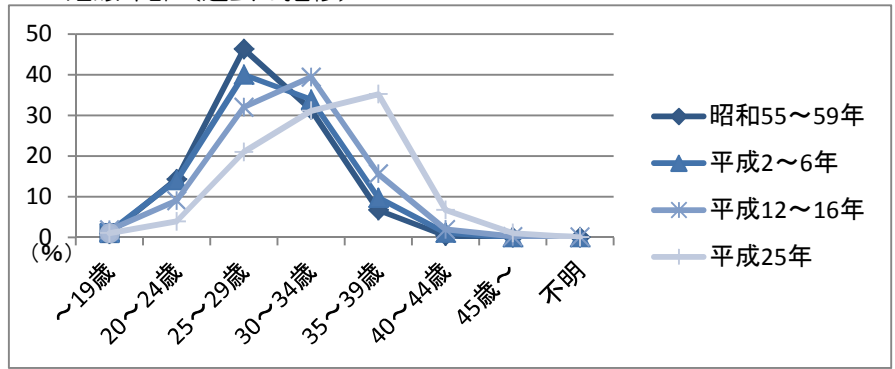


(3) 妊娠届出時健康相談

妊娠年齢（平成25年）

年齢（歳）	人数（人）	割合（%）
～19	4	1.0
20～24	16	3.9
25～29	87	21.0
30～34	129	31.1
35～39	146	35.2
40～44	28	6.7
45～	4	1.0
不明	0	0.0
未回答	1	0.2
計	415	100

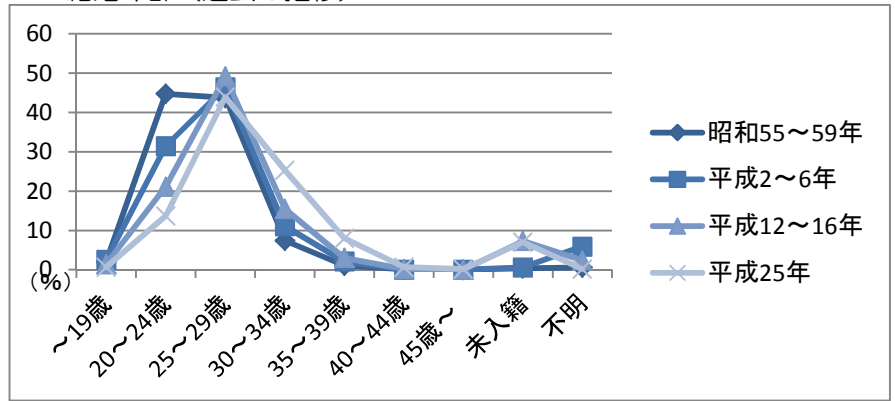
妊娠年齢（過去の推移）



結婚年齢（平成25年）

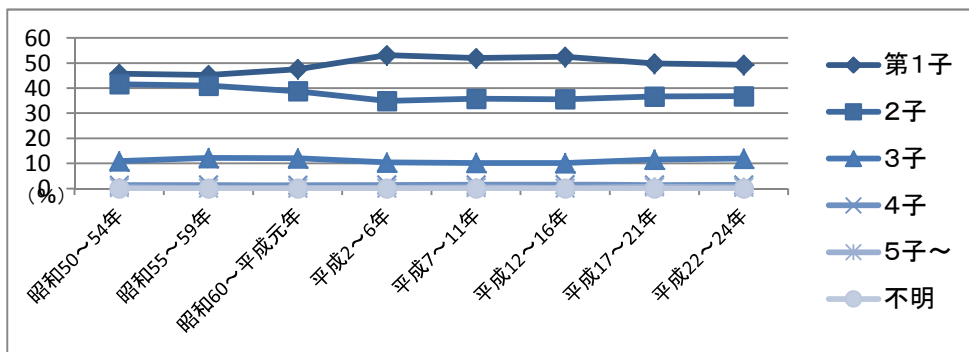
年齢（歳）	人数（人）	割合（%）
～19	3	0.7
20～24	57	13.7
25～29	182	43.9
30～34	105	25.3
35～39	33	8.0
40～44	3	0.7
45～	1	0.2
未入籍	29	7.0
不明	1	0.2
未回答	1	0.2
計	415	100

結婚年齢（過去の推移）



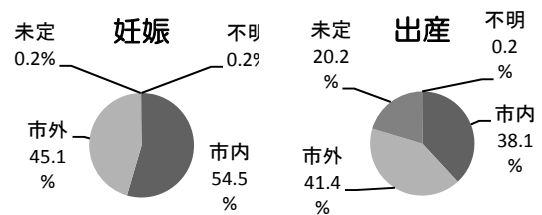
出産順位別の割合

年	昭和50～54	昭和55～59	昭和60～平成元	平成2～6	平成7～11	平成12～16	平成17～21	平成22～24
第1子	45.8	45.2	47.6	53.1	52	52.5	49.8	49.3
2子	41.6	41	38.8	34.9	35.8	35.6	36.7	36.8
3子	10.9	12.2	12	10.4	10.2	10.1	11.5	11.9
4子	1.3	1.4	1.3	1.4	1.5	1.6	1.4	1.5
5子～	0.4	0.2	0.2	0.2	0.4	0.2	0.7	0.5
不明	0	0	0.1	0	0.1	0	0	0
計	100	100	100	100	100	100	100	100



医療機関別（平成25年）

	妊娠		出産	
	人数（人）	割合（%）	人数（人）	割合（%）
市内	226	54.5	158	38.1
市外	187	45.1	172	41.4
未定	1	0.2	84	20.2
不明	1	0.2	1	0.2
計	415	100	415	100



(4) 妊娠届出時アンケート（平成25年妊娠届出時アンケート回答者411人）

逗子在住期間

	半年未満	半年～3年未満	3～5年未満	5年以上
数(人)	30	140	78	163
割合(%)	7.3	34.1	19.0	39.7

近所付き合い

	ある	ない	無回答
数(人)	296	113	2
割合(%)	72.0	27.5	0.5

妊娠に気付いた時の気持ち

	嬉しかった	困惑した	両方回答	無回答
数(人)	373	30	5	3
割合(%)	90.8	7.3	1.2	0.7

パートナーに妊娠を伝えた時の様子

	喜んだ	困惑した	両方回答	無回答
数(人)	397	10	2	2
割合(%)	96.6	2.4	0.5	0.5

「困惑」の内容(複数回答)

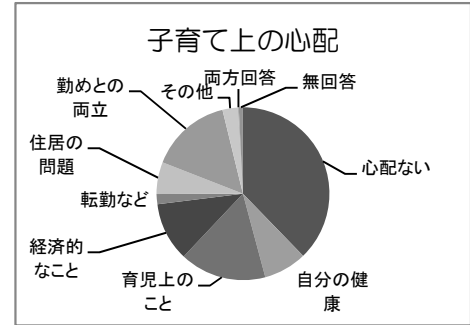
	妊娠時期	経済的理由	住居のこと	その他	未記入
数(人)	1	2	1	5	3
割合(%)	8.3	16.7	8.3	41.7	25.0

子育て上の心配

	心配はない	心配がある	両方回答	無回答
数(人)	196	210	1	4
割合(%)	47.7	51.1	0.2	1.0

「心配」の内容(複数回答)

	自分の健康	育児上のこと	経済的なこと	転勤など	住居の問題	勤めとの両立	その他
数(人)	42	84	57	10	31	79	15
割合(%)	13.2	26.4	17.9	3.1	9.7	24.8	4.7



家族計画について

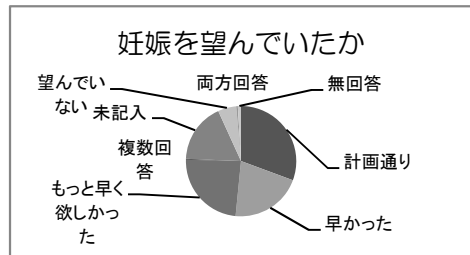
	していた	していなかった	両方回答	無回答
数(人)	331	76	1	3
割合(%)	80.5	18.5	0.2	0.7

今回の妊娠は望んでいたものか

	はい	いいえ	両方回答	無回答
数(人)	383	22	2	4
割合(%)	93.2	5.4	0.5	1.0

「望んでいた」の内容

	計画通り	早かった	もっと早く欲しかった	複数回答	未記入
数(人)	126	86	98	1	72
割合(%)	32.9	22.5	25.6	0.3	18.8

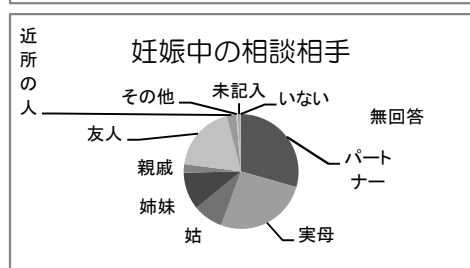


妊娠中の相談相手

	いる	いない	無回答
数(人)	409	1	1
割合(%)	99.5	0.2	0.2

「相談相手」の内容(複数回答)

	パートナー	実母	姑	姉妹	親戚	友人	近所の人	その他	未記入
数(人)	356	319	102	128	29	229	33	4	10
割合(%)	29.4	26.4	8.4	10.6	2.4	18.9	2.7	0.3	0.8



産前産後の手伝いを誰に頼む予定か(複数回答)

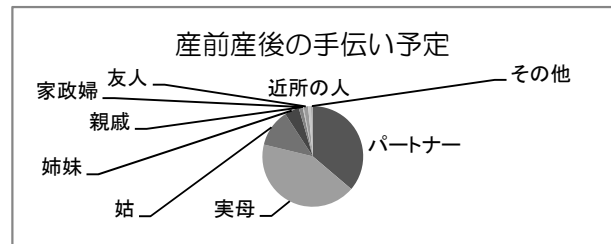
	パートナー	実母	姑	姉妹	親戚	家政婦	友人	近所の人	その他
数(人)	287	338	95	37	10	3	11	7	5
割合(%)	36.2	42.6	12.0	4.7	1.3	0.4	1.4	0.9	0.6

赤ちゃんの世話の経験

	ある	ない
数(人)	296	115
割合(%)	72.0	28.0

母乳で育てたいと思いますか

	はい	いいえ	両方回答	無回答
数(人)	395	10	4	2
割合(%)	96.1	2.4	1.0	0.5



(5) 出生届出時アンケート（平成25年出生届出時アンケート回答者396人）

回答者（赤ちゃんから見て）

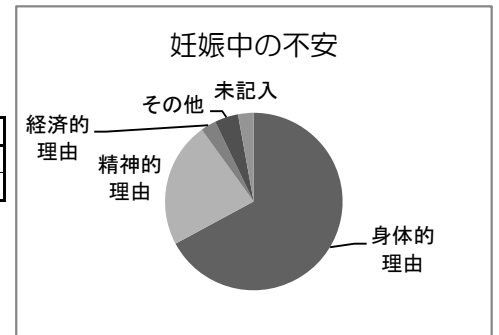
	母親	父親	祖母	祖父	その他
数(人)	116	264	14	2	0
割合(%)	29.3	66.7	3.5	0.5	0.0

母親の妊娠中の様子

	落ち着いていた	不安があった	無回答	両方回答
数(人)	330	64	1	1
割合(%)	83.3	16.2	0.3	0.3

「不安」の内容（複数回答）

	身体的理由	精神的理由	経済的理由	その他	未記入
数(人)	47	16	2	3	2
割合(%)	67.1	22.9	2.9	4.3	2.9



妊娠中の父親の協力について

	協力的だった	協力的でなかった	無回答	両方回答
数(人)	339	32	5	20
割合(%)	85.6	8.1	1.3	5.1

「協力」の内容（複数回答）

	精神面の支え	上の子の世話	買い物	洗濯	布団の上げ下ろし	帰宅時間配慮	その他	未記入
数(人)	156	110	163	115	71	70	12	105
割合(%)	19.5	13.7	20.3	14.3	8.9	8.7	1.5	13.1

協力できなかった理由

	仕事のため	出張が多かった	勤務時間が不規則	親に任せていた	その他	未記入
数(人)	31	6	13	6	3	5
割合(%)	48.4	9.4	20.3	9.4	4.7	7.8

出産前後の世話は誰がしたか（複数回答）

	夫	実母	姑	姉妹	親戚	家政婦	友人	その他
数(人)	235	284	68	13	6	2	4	3
割合(%)	38.2	46.2	11.1	2.1	1.0	0.3	0.7	0.5

出産はどこへ戻ったか

	自宅	里帰り	その他
数(人)	194	199	3
割合(%)	49.0	50.3	0.8

入院するときの様子（複数回答）

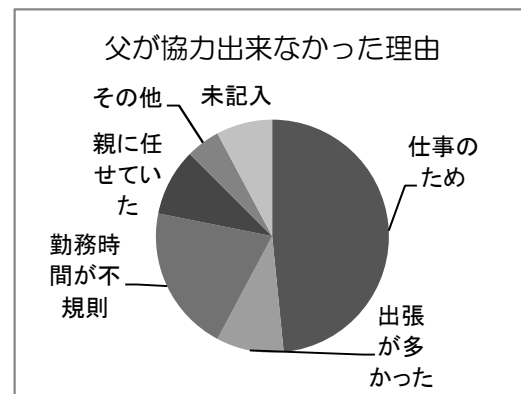
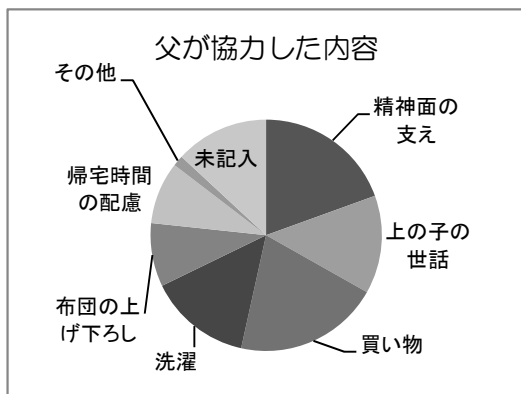
	陣痛始まってから	破水していた	計画的入院	その他	無回答
数(人)	224	78	78	18	2
割合(%)	56.0	19.5	19.5	4.5	0.5

入院の時誰が付き添ったか（複数回答）

	1人で	夫	実母	姑	姉妹	親戚	友人	その他
数(人)	34	274	131	15	15	2	1	13
割合(%)	7.0	56.5	27.0	3.1	3.1	0.4	0.2	2.7

出産の時父親はどこにいたか

	立ち会った	産院内にいた	家にいた	職場にいた	その他	無回答
数(人)	196	122	26	41	9	2
割合(%)	49.5	30.8	6.6	10.4	2.3	0.5



(6) 乳幼児健康診査受診状況

4か月児健康診査

年度	対象数(人)	受診数(人)	受診率(%)
昭和55	649	546	84.1
56	604	505	83.6
57	558	510	91.4
58	598	500	83.6
59	467	413	88.4
60	503	467	92.8
61	507	444	87.6
62	487	441	90.6
63	469	413	88.1
平成元	419	395	94.3
2	392	372	94.9
3	427	402	94.1
4	388	364	93.8
5	424	390	92.0
6	443	401	90.5
7	411	387	94.2
8	413	385	93.2
9	406	382	94.1
10	455	432	94.9
11	439	405	92.3
12	459	422	91.9
13	445	414	93.0
14	462	427	92.4
15	437	415	95.0
16	381	361	94.8
17	395	381	96.5
18	410	375	91.5
19	408	401	98.3
20	382	368	96.3
21	404	392	97.0
22	410	400	97.6
23	395	380	96.2
24	397	392	98.7
25	390	384	98.5

お誕生日前健康診査

年度	対象数(人)	受診数(人)	受診率(%)
昭和55	712	519	72.9
56	592	468	79.1
57	523	417	79.7
58	582	448	77.0
59	488	394	80.7
60	535	384	71.8
61	485	408	84.1
62	488	373	76.4
63	464	368	79.3
平成元	451	337	74.7
2	415	318	76.6
3	377	304	80.6
4	410	333	81.2
5	433	296	68.4
6	414	326	78.7
7	410	324	79.0
8	480	341	71.0
9	408	308	75.5
10	467	358	76.7
11	427	368	86.2
12	436	382	87.6
13	462	425	92.0
14	446	402	90.1
15	453	415	91.6
16	403	369	91.6
17	407	378	92.9
18	387	352	91.0
19	431	398	92.3
20	397	390	98.2
21	410	373	91.0
22	403	388	96.3
23	410	389	94.9
24	398	369	92.7
25	388	384	99.0

1歳6か月児健康診査

年度	対象数(人)	受診数(人)	受診率(%)
昭和55	614	521	84.9
56	663	562	84.8
57	573	515	89.9
58	579	430	74.3
59	537	450	83.8
60	517	460	89.0
61	521	470	90.2
62	472	440	93.2
63	469	427	91.0
平成元	458	402	87.8
2	409	365	89.2
3	387	353	91.2
4	417	359	86.1
5	372	349	93.8
6	428	376	87.9
7	400	364	91.0
8	427	384	89.9
9	383	342	89.3
10	422	343	81.3
11	480	439	91.5
12	451	397	88.0
13	452	396	87.6
14	468	434	92.7
15	458	385	84.1
16	426	402	94.4
17	399	355	89.0
18	397	353	88.9
19	436	377	86.5
20	429	411	95.8
21	406	390	96.1
22	433	384	88.7
23	404	400	99.0
24	376	349	92.8
25	423	401	94.8

1歳6か月児歯科健康診査

年度	受診数(人)	歯罹患数(人)	歯罹患率(%)
昭和55	299	23	7.7
56	293	24	8.2
57	287	16	5.6
58	270	16	5.9
59	283	15	5.3
60	231	17	7.4
61	285	12	4.2
62	240	17	7.1
63	275	4	1.5
平成元	276	10	3.6
2	255	9	3.5
3	240	11	4.6
4	227	9	4.0
5	220	12	5.5
6	203	7	3.4
7	364	3	0.8
8	384	16	4.2
9	342	10	2.9
10	343	5	1.5
11	438	9	2.1
12	397	9	2.3
13	396	4	1.0
14	435	3	0.7
15	386	5	1.3
16	401	3	0.7
17	353	4	1.1
18	353	1	0.3
19	377	12	3.2
20	411	8	1.9
21	390	2	0.5
22	384	1	0.3
23	399	4	1.0
24	349	7	2.0
25	401	2	0.5

3歳児健康診査

年度	対象数(人)	受診数(人)	受診率(%)
昭和55	759	532	70.1
56	719	497	69.1
57	660	529	79.8
58	673	460	68.4
59	517	402	77.8
60	547	417	76.2
61	494	430	87.0
62	484	378	78.1
63	478	402	84.1
平成元	469	359	76.5
2	418	351	84.0
3	452	370	81.9
4	365	300	82.2
5	387	331	85.5
6	408	343	84.1
7	403	330	81.9
8	418	330	78.9
9	404	347	85.9
10	424	378	89.2
11	424	394	92.9
12	447	390	87.2
13	491	431	87.8
14	464	409	88.1
15	478	429	89.7
16	469	423	90.2
17	480	449	93.5
18	446	383	85.9
19	435	403	92.6
20	414	380	91.8
21	457	418	91.5
22	445	396	89.0
23	446	408	91.5
24	446	423	94.8
25	417	401	96.2

3歳児歯科健康診査

年度	受診数(人)	歯罹患数(人)	歯罹患率(%)	平均歯数(本)
昭和55	530	320	60.4	3.2
56	490	287	58.6	3.0
57	529	318	60.1	3.5
58	458	272	59.4	3.2
59	401	218	54.4	2.8
60	417	192	46.0	2.3
61	408	201	49.3	2.4
62	372	176	47.3	2.2
63	396	182	46.0	2.1
平成元	355	159	44.8	2.0
2	346	150	43.4	1.9
3	328	121	36.9	1.9
4	298	109	36.6	1.3
5	327	104	31.8	1.2
6	342	87	25.4	0.9
7	327	89	27.2	1.1
8	327	96	29.4	1.0
9	347	96	27.7	0.8
10	375	89	23.7	0.7
11	391	89	22.8	0.8
12	387	82	21.2	0.8
13	427	72	16.9	0.6
14	402	101	25.1	0.8
15	429	92	21.4	0.6
16	422	80	19.0	0.6
17	446	78	17.4	0.7
18	483	46	12.1	0.4
19	403	96	23.8	0.7
20	380	61	16.1	0.5
21	418	171	41.1	0.6
22	396	64	16.2	0.5
23	408	50	12.3	0.3
24	423	59	13.9	0.4
25	401	60	15.0	0.5

図1 う歯罹患率の推移

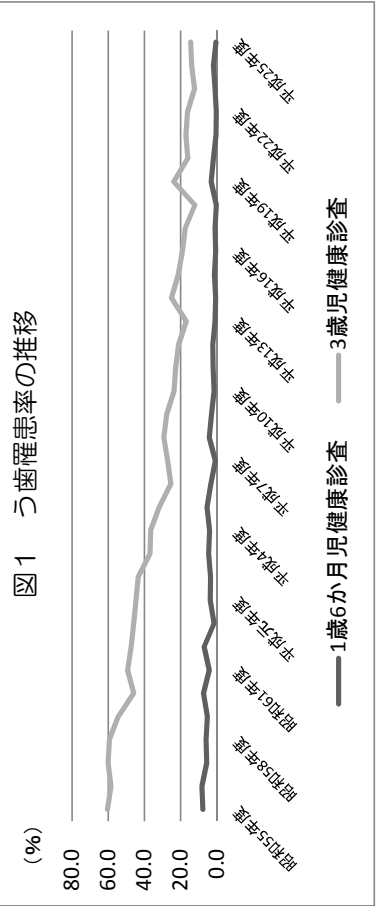
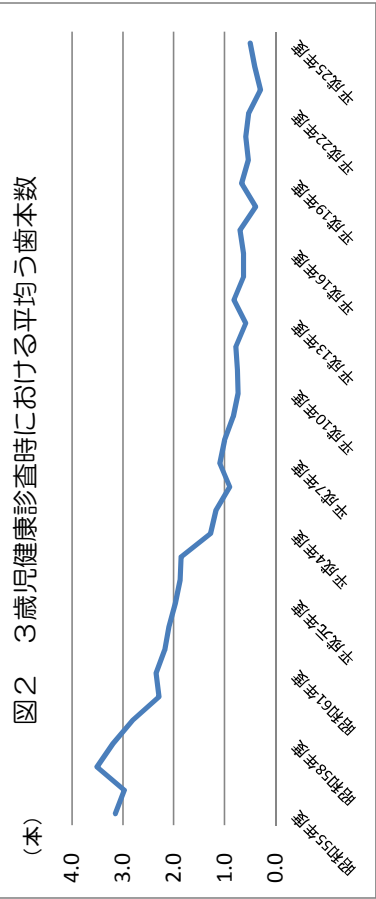


図2 3歳児健康診査時における平均歯本数

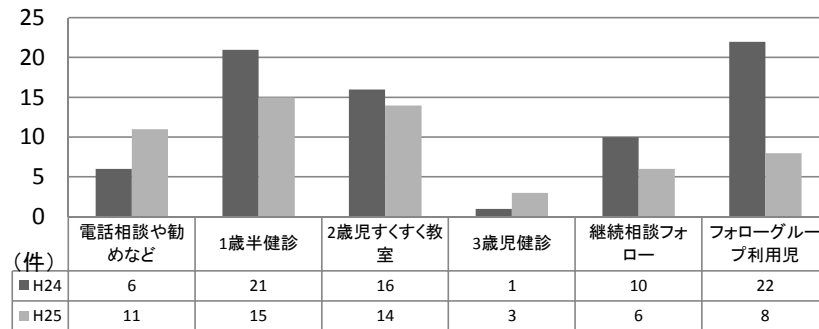


(7) 子ども元気相談（心理発達相談）実施状況

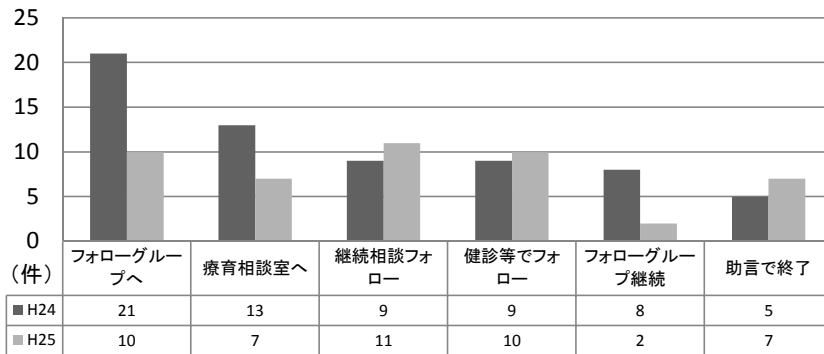
① 相談件数

平成24年度		平成25年度	
予約	来所	予約	来所
76	65	57	47

② 予約相談経緯



③ 来所相談結果



(8) 育児教室（離乳食教室・2歳児すくすく教室）実施状況

① 離乳食教室

年度	開催回数(回)	参加人数(人)	1回平均参加人数(人)
平成10	12	135	11.3
11	12	109	9.1
12	12	133	11.1
13	12	139	11.6
14	12	132	11.0
15	12	107	8.9
16	12	107	8.9
17	12	122	10.2
18	12	118	9.8
19	7	161	23.0
20	6	142	23.7
21	6	132	22.0
22	6	140	23.3
23	6	133	22.2
24	6	167	27.8
25	6	161	26.8

② 2歳児すくすく教室（隔月）

年度	対象数(人)	出席数(人)	出席率(%)
平成10	406	249	61.3
11	457	269	58.9
12	459	305	66.4
13	468	297	63.5
14	462	331	71.6
15	453	328	72.4
16	458	307	67.0
17	406	286	70.4
18	414	262	63.3
19	395	230	58.2
20	446	265	59.4
21	421	259	61.5
22	428	267	62.4
23	412	262	63.6
24	415	245	59.0
25	386	242	62.7

(9) 健康診査等における育児状況 ～問診票より～

① 育児に対する気持ちについて

平成25年度の4か月児健康診査から3歳児健康診査の問診票において、
「育児は楽しいですか」の集計結果

	4か月児 健康診査	お誕生日前 健康診査	1歳6か月児 健康診査	3歳児 健康診査
楽しい	275人	247人	248人	202人
	(71.6%)	(63.5%)	(61.7%)	(50.2%)
まあ楽しい	108人	134人	143人	193人
	(28.1%)	(34.4%)	(35.6%)	(48.0%)
どちらかというとな 楽しくない	1人	6人	4人	5人
	(0.3%)	(1.5%)	(1.0%)	(1.2%)
楽しくない	0人	2人	2人	2人
	(0.0%)	(0.5%)	(0.5%)	(0.5%)
未記入・その他 (「ふつう」)	0人	0人	5人	0人
	(0.0%)	(0.0%)	(1.2%)	(0.0%)
合計	384人	389人	402人	402人
	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)

② 育児への不安について

4か月児健康診査の問診票において、
「赤ちゃんについて非常に不安を感じる」と答えた者の割合

	平成15年度	平成20年度	平成25年度
受診者数	415人	368人	384人
非常に不安を感じる者の数	26人	26人	20人
非常に不安を感じる者の割合	6.3%	7.1%	5.2%

③ 食生活について

2歳児すくすく教室の問診票において、
「3食規則正しく食べている」と答えた者の割合

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
受診者数	260人	267人	262人	245人	242人
規則正しく食べている者の数	229人	238人	237人	225人	226人
規則正しく食べている者の割合	88.1%	89.1%	90.5%	91.8%	93.4%

(10) ハイリスクおよび要フォロー者の基準

① ハイリスク妊婦基準

1. 血族結婚
2. 疾病：心臓病、腎臓病、糖尿病、感染症、喘息、精神疾患等
3. 異常出産歴：骨盤位、死産、巨大児、未熟児
4. 高年齢出産：35歳以上初妊婦、40歳以上経産婦
5. 若年出産：19歳以下
6. 多産婦：5回以上
7. 強度の肥満：肥満度 20%以上
8. 血液型不適合
9. 妊娠に影響する薬、放射線照射
10. 不妊治療、不妊が続いた後の妊娠
11. 多胎妊娠
12. 妊娠高血圧症候群
13. 習慣性流産の既往
14. 異常児出産歴：先天性心臓病、奇形等
15. 異常分娩歴：臍帯巻絡、難産、帝王切開、胎勢胎向異常、遷延分娩、早産、過期産
16. 性器腫瘍（治癒は除く）
17. 狭骨盤
18. 環境：孤独、未婚、貧困、望まない妊娠、日本に不慣れな外国人等

② 妊婦重点訪問

1. 疾病：心臓病、腎臓病、糖尿病、感染症、喘息、精神疾患等
2. 低出生体重児出産歴
3. 35歳以上の初妊婦、19歳以下の妊婦
4. 強度の肥満：肥満度20%以上
5. 妊娠中毒症
6. 環境：孤独、未婚、貧困、望まない妊娠、日本に不慣れな外国人等
7. 不妊治療による妊娠

③ 要フォロー者基準

要フォロー者とはハイリスク基準外で生後から各健診において継続してフォロー（確認）が必要と考えられる者

1. 母の条件
 - ① 若年出産（19歳以下）
 - ② 望まない妊娠
 - ③ 未婚（婚姻予定なし）
 - ④ 外国人
 - ⑤ 日常生活に支障を来たすような疾患に罹患（精神疾患、難病等）
 - ⑥ 知的に低い、精神的に幼い、養育力の弱さ
 - ⑦ 継母
2. 児の状況
 - ⑧ 2500g以上の双子
3. 家族の状況
 - ⑨ 父の体調不良（日常生活に支障を来たす）
 - ⑩ 経済面の問題あり
 - ⑪ 兄、姉についてフォロー有り（知的や身体障害児）
 - ⑫ ひとり親
 - ⑬ 再婚（継父）
 - ⑭ 養子縁組
 - ⑮ 夫婦不和
 - ⑯ きょうだい事故死
4. 訪問、健診時にフォロー必要と判断されたケース
 - ① 育児楽しいかの項目について「どちらか」というと「楽しくない」・「楽しくない」にチェックあり

④ 新生児ハイリスク基準

1. 障害児	8. チアノーゼ
2. 低出生体重児	9. 中枢神経の異常
3. 巨大児	10. 重症黄疸
4. 仮死分娩	11. 出血
5. 奇形	12. 貧血
6. 分娩障害	13. 感染
7. 呼吸障害	14. その他の疾患

⑤ 4か月児健診ハイリスク基準

1. 障害児
2. 低出生体重児
3. 巨大児
4. 奇形
5. 先天性心疾患
6. 運動発達の遅れ：首すわり、追視、無表情、筋緊張異常、体重5kg未満
7. その他：斜視、斜頸、開排制限、ヘルニア、陰嚢水腫、停留睾丸、外・内反足、その他の疾病

⑥ 1歳6か月児ハイリスク基準

1. 障害児
2. 低出生体重児
3. 奇形
4. 先天性心疾患
5. 運動発達の遅れ：未歩行、よく転ぶ
6. 精神発達の遅れ：視線を合わせない、周囲の人や物に関心を示さない、多動、異常におとなしい
7. 言語発達の遅れ：自発語がない・少ない、親の言うことを理解できない、絵本の指差しをしない
8. 発育の偏り
9. その他 斜視、難聴、けいれん、跛行、外・内反足、O脚、X脚、その他の疾病

※ 3歳児健診ハイリスク基準は1歳6か月児ハイリスク基準に準ずる。

⑦ 乳幼児虐待ハイリスク要因

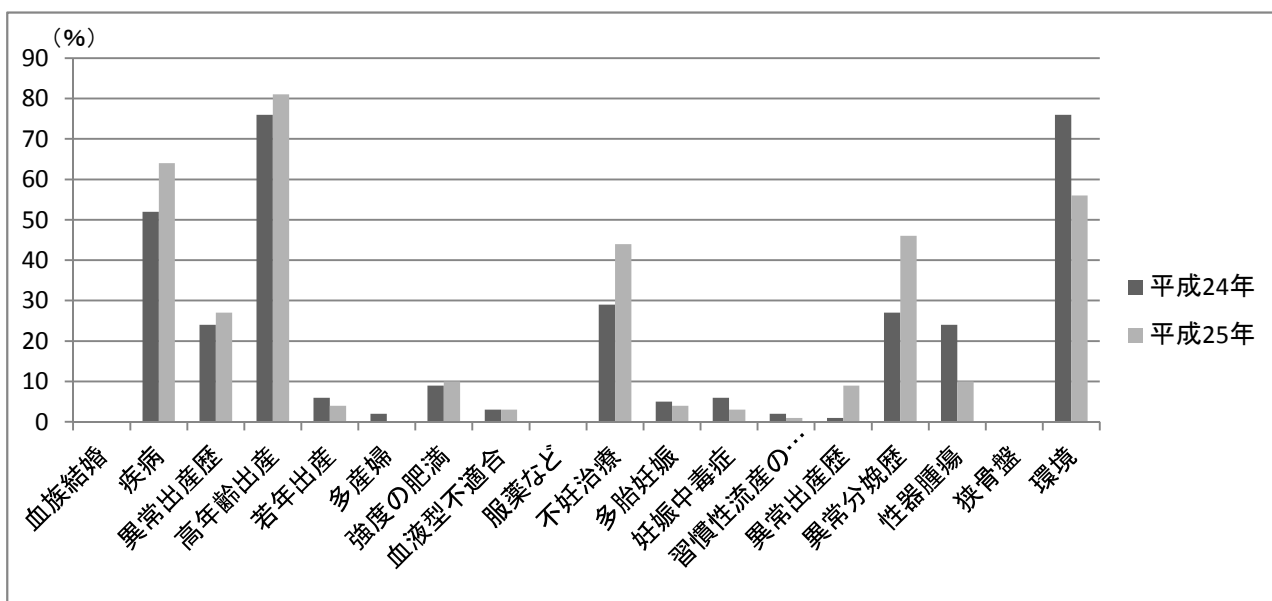
児に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・多胎児・双生児 ・未熟児 ・先天障害 ・発育の遅れ ・発達の遅れ・発達障害 ・行動問題 ・病気にかかりやすい ・1か月以上の親子の分離 	親に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・望まぬ妊娠 ・若年（10代）の妊娠 ・未婚の妊娠 ・知的障害 ・精神障害、産後うつ病 ・性格の問題 ・成育歴の問題（被虐待経験あり） ・未成熟
家庭に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・経済的困難 ・夫婦不和 ・家庭内暴力（DV） ・孤立家族 ・母子家庭 ・父子家庭 ・再婚・継子（連れ子） 	養育に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・健康診査未受診 ・不適切な養育（一方的なしつけ、育児能力の問題）

参考文献：

- 1) 松井一郎 谷村雅子：虐待予防地域システムの構築と母子保健，生活教育，7，7-12，2001.
- 2) 大阪府における子どもの虐待の実態とその援助，家族と健康，567号，2001.
- 3) 山田不二子作成、「児童虐待リスクファクター」、2004

(11) ハイリスク妊婦の内容

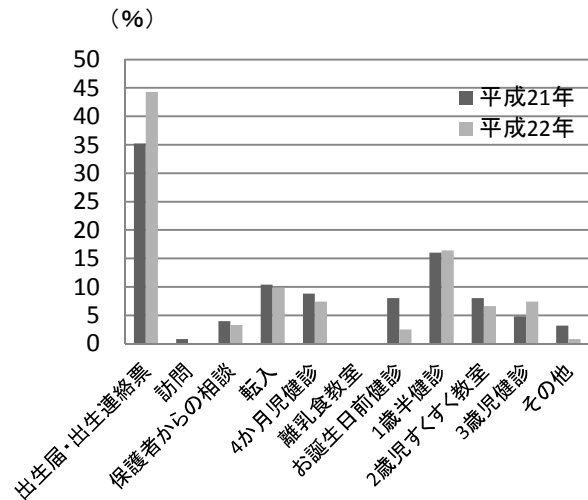
		平成24年		平成25年	
		(人)	(%)	(人)	(%)
1	血族結婚	0	0.0	0	0
2	疾病	52	15.2	54	17.7
	内訳				
	精神疾患	21	40.4	27	50
	心の相談歴あり	7	13.5	4	7.4
	その他の疾患	24	46.2	23	42.6
3	異常出産歴	24	7.0	27	7.5
4	高年齢出産	76	22.2	86	22.4
	内訳				
	35歳以上の初産婦	60	78.9	67	77.9
	40歳以上の経産婦	16	21.1	19	22.1
5	若年出産	6	1.8	4	1.1
6	多産婦	2	0.6	0	0
7	強度の肥満	9	2.6	10	2.8
8	血液型不適合	3	0.9	3	0.8
9	妊娠に影響する薬、放射線照射	0	0.0	0	0
10	不妊治療、不妊が続いた後の妊娠	29	8.5	44	12.2
11	多胎妊娠	5	1.5	4	1.1
12	妊娠高血圧症候群	6	1.8	3	0.8
13	習慣性流産の既往	2	0.6	1	0.3
14	異常出産歴	1	0.3	9	2.5
15	異常分娩歴	27	7.9	46	12.7
16	性器腫瘍	24	7.0	10	2.8
17	狭骨盤	0	0.0	0	0
18	環境	76	22.2	56	15.5
	内訳				
	未婚	49	64.5	30	53.6
	望まない妊娠	22	28.9	21	37.5
	日本に不慣れな外国人等	5	6.6	5	8.9
計		342	100	362	100



(12) ハイリスク児の内容

① ハイリスク児の把握契機

把握契機	平成21年生まれ		平成22年生まれ	
	実数(人)	割合(%)	実数(人)	割合(%)
出生届・出生連絡票	44 【2】	35.2	54 【4】	44.3
訪問	1	0.8	0	0.0
保護者からの相談	5 【1】	4.0	4	3.3
転入	13	10.4	12	9.8
関係機関からの連絡	1	0.8	2	1.6
4か月児健診	11	8.8	9 【1】	7.4
離乳食教室	0	0.0	0	0.0
お誕生日前健診	10	8.0	3 【1】	2.5
1歳半健診	20 【1】	16.0	20 【1】	16.4
2歳児すくすく教室	10	8.0	8 【1】	6.6
3歳児健診	6	4.8	9	7.4
その他	4	3.2	1	0.8
計	46	100.0	122	100.0



※ 【 】内は、虐待及びその疑いのある者の再掲

② ハイリスク児の内訳

把握契機	内訳	平成21年生まれ	平成22年生まれ
		延数(人)	延数(人)
出生届・出生連絡票	低出生体重児	38 【2】	45 【3】
	巨大児	3	3
	障害児	2	0
	呼吸障害	2	3 【1】
	その他の疾患	4	5
訪問	呼吸障害	1	0
保護者からの相談	障害児	0	1
	精神発達の遅れ	0	2
	言語発達の遅れ	3	1
	その他の疾病	2 【1】	1
転入	低出生体重児	8	7
	巨大児	2	0
	障害児	1	0
	言語発達の遅れ	1	1
関係機関からの連絡	その他の疾病	2	4
	精神発達の遅れ	1	2
関係機関からの連絡	言語発達の遅れ	1	0

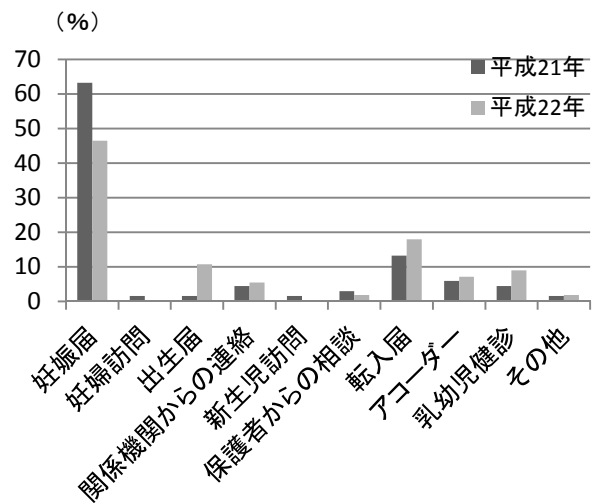
把握契機	内訳	平成21年生まれ	平成22年生まれ
		延数(人)	延数(人)
4か月児健診	開排制限	3	4 【1】
	その他の疾病	8	5
お誕生日前健診	運動発達の遅れ	0	1
	その他の疾病	11	2 【1】
1歳半健診	未歩行	0	5
	精神発達の遅れ	4	2
	運動発達の遅れ	【1】	【1】
	言語発達の遅れ	3	0
2歳児すくすく教室	その他の疾病	6	13
	その他の疾病	7	0
	精神発達の遅れ	0	4 【1】
3歳児健診	言語発達の遅れ	10	4
	精神発達の遅れ	2	2
3歳児健診	言語発達の遅れ	2	3
	その他の疾病	2	5
	その他の疾病	2	5
その他	言語発達の遅れ	3	0
	その他の疾病	1	1

※ 【 】内は、虐待及びその疑いのある者の再掲

(13) 要フォロー児の内容

① 要フォロー児の把握契機

把握契機	平成21年生まれ		平成22年生まれ	
	実数(人)	割合(%)	実数(人)	割合(%)
妊娠届	43	63.2	26 【3】	46.4
妊婦訪問	1	1.5	0	0.0
出生届	1	1.5	6	10.7
関係機関からの連絡	3 【3】	4.4	3 【1】	5.4
新生児訪問	1	1.5	0	0.0
保護者からの相談	2 【1】	2.9	1	1.8
転入届	9	13.2	10	17.9
アコーダー	4	5.9	4	7.1
乳幼児健診	3	4.4	5 【2】	8.9
その他	1	1.5	1 【1】	1.8
計	68 【4】	100.0	56 【7】	100.0



※ 【 】内は、虐待及びその疑いのある者の再掲

② 要フォロー児の内訳

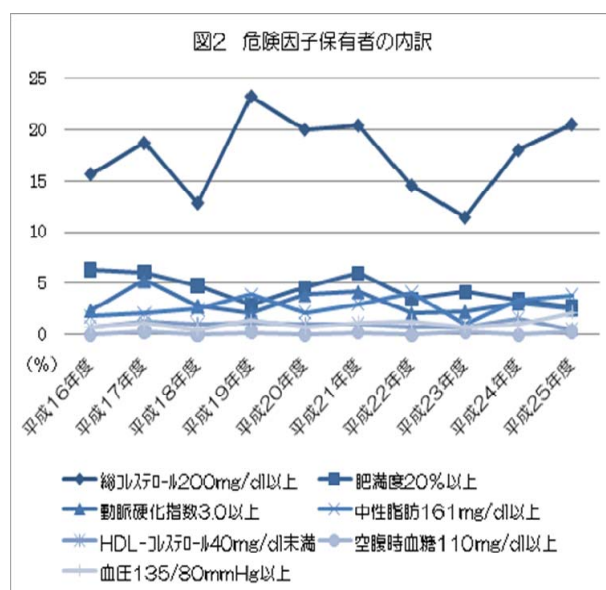
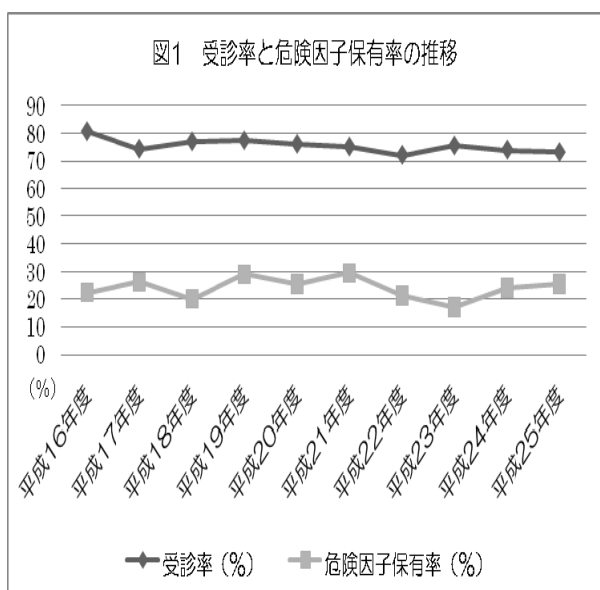
把握契機	内訳	平成21年生まれ	平成22年生まれ
		延数(人)	延数(人)
妊娠届	母若年	3	1
	望まない妊娠	15	15 【3】
	日本に不慣れな外国人	3	0
	母に心の相談歴	17	8
	母に疾病	2	5
	養育力の弱さ	1	0
	父の体調不良	0	1
	兄弟にフォロー有	2	0
	ひとり親	7	3
妊婦訪問	ひとり親	1	0
出生届	日本に不慣れな外国人	0	1
	母に心の相談歴	0	2
	2500g以上の双子	1	1
	兄弟にフォロー有	0	1
	ひとり親	0	1
関係機関からの連絡	母に心の相談歴	0	3 【1】
	母に疾病	1	0
	養育力の弱さ	2 【2】	0
	ひとり親	1 【1】	1
新生児訪問	日本に不慣れな外国人	1	0
	父の体調不良	1	0

把握契機	内訳	平成21年生まれ	平成22年生まれ
		延数(人)	延数(人)
保護者からの相談	母に心の相談歴	2	0
	母に疾病	1	1
	父の体調不良	1 【1】	0
転入	望まない妊娠	1	0
	日本に不慣れな外国人	1	1
	母に心の相談歴	0	1
	母に疾病	0	1
	2500g以上の双子	0	1
	ひとり親	5	3
	養子縁組	1	3
夫婦不和	0	1	
アコーダー	母若年	1	0
	日本に不慣れな外国人	1	0
	ひとり親	3	3
	養子縁組	0	1
乳幼児健診	母に心の相談歴	0	1
	母に疾病	1	1 【1】
	夫婦不和	0	1
	育児が楽しくない	2	2 【1】
その他	母に疾病	1	0
	夫婦不和	0	1 【1】

※ 【 】内は、虐待及びその疑いのある者の再掲

(14) 小児生活習慣病予防健診事業

年 度	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	危険因子 保有者数 (人)	危険因子 保有率 (%)
16	472	381	80.7	85	22.3
17	514	382	74.3	99	26.1
18	514	396	77.0	79	19.9
19	541	417	77.4	121	29.0
20	539	410	76.1	104	25.4
21	535	402	75.1	118	29.4
22	552	398	72.1	84	21.1
23	507	383	75.5	65	17.0
24	521	384	74.0	93	24.0
25	499	365	73.1	93	25.5
計	5194	3918	75.4	941	24.0



資料3 計画策定の経緯

(1) 平成25年度 逗子市子ども・子育て会議

平成25年度 開催回	開催日	主な審議内容	その他
第1回	平成25年 5月27日	(1)会長、職務代理者の選任について (2)逗子市子ども・子育て会議の設置趣旨等について (3)(仮称)子ども・子育て支援事業計画の基本理念について(諮問)(答申) (4)その他	
第2回	〃 7月1日	(1)内閣第3回子ども・子育て会議の概要について (2)逗子市保育所保育料の現状と課題について (3)その他	
第3回	〃 7月22日	(1)保育所保育料の見直しに関する基本的な考え方について(諮問) (2)ニーズ調査について (3)その他	
第4回	〃 8月26日	(1)逗子市保育所保育料の見直しについて (2)ニーズ調査について (3)その他	
第5回	〃 9月30日	(1)逗子市保育所保育料見直しに係る答申について(答申) (2)ニーズ調査について (3)その他	
第6回	〃 10月28日	(1)ニーズ調査について (2)逗子市次世代育成支援行動計画及び逗子市母子保健計画について (3)その他	委員勉強会の開催(内閣府参事官による新制度説明会)
第7回	〃 11月25日	(1)ニーズ調査について (2)逗子市次世代育成支援行動計画(後期計画)について (3)(仮称)逗子市子ども・子育て支援事業計画について (4)その他	逗子市子ども子育て支援事業計画策定に伴うアンケート調査(未就学児調査)の実施(10/30~11/13)
第8回	平成26年 1月27日	(1)ニーズ調査(未就学児調査)単純集計結果について (2)子ども・子育て支援新制度について (3)その他	逗子市子ども子育て支援事業計画策定に伴うアンケート調査(小学生調査)の実施(1/24~2/3)
第9回	〃 3月24日	(1)逗子市母子保健計画の進捗状況について (2)ニーズ調査の概要について (3)その他	

(2) 平成26年度 逗子市子ども・子育て会議

平成26年度 開催日	開催日	主な審議内容	その他
第1回	平成26年 4月28日	(1)年間スケジュールについて(説明) (2)子ども・子育て支援事業計画について(諮問予定案件) ①区域の設定について ②就労時間の下限時間設定について (3)教育・保育の基準条例等について(諮問予定案件)	
第2回	〃 5月26日	・子ども・子育て支援事業計画の策定について(ほか3件(諮問)) (1)逗子市子ども・子育て支援事業計画について ①逗子市子ども・子育て支援事業計画骨子について ②区域の設定について ③就労時間下限時間の設定について ④教育・保育の量の見込みについて (2)利用者負担の設定について (3)教育・保育の基準条例の概要について (報告1)ニーズ調査(小学生調査)単純集計結果について (報告2)ワークショップについて	

第3回	〃 6月23日	(1)逗子市子ども・子育て支援事業計画について (2)保育の確保量と確保策及び地域子ども・子育て支援事業における量の見込みについて (3)教育・保育の基準条例について (4)逗子市保育料の改定について (報告1)保育所待機児童数について (報告2)新保育園の誘致進捗状況について (報告3)居住実態が把握できない児童に関する調査について (報告4)逗子市総合計画に対する意見等について (報告5)まちづくりトークの開催について	
第4回	〃 7月28日	(1)保育の必要性の認定及び利用調整の基準について(答申) (2)保育所保育料について (3)子ども・子育て支援事業計画について (4)まちづくりトークの結果について(報告) (5)総合計画後期実施計画事業管理表(事業カルテ)に対する委員意見のとりまとめについて(報告)	まちづくりトーク (ワークショップ) 「逗子子育てしたいまちにするために」(7/13)
第5回	〃 8月25日	(1)各種基準条例の骨子案についてのパブリックコメントの実施結果について (2)子ども・子育て支援事業計画について (3)量の見込みと確保策について (4)保育の必要性の認定及び利用調整の基準について (5)放課後児童クラブ基準条例について	
第6回	〃 9月22日	(1)子ども・子育て支援事業計画について (2)量の見込みと確保策について (3)保育の必要性の認定及び利用調整の基準について (4)その他(保育料について)	子ども・子育て支援新制度に関する利用者向け市民説明会の開催(9/27)
第7回	〃 10月27日	(1)保育の必要性の認定及び利用調整の基準について (2)保育料について (3)量の見込みと確保策について (4)子ども・子育て支援事業計画について (5)放課後児童健全育成事業の基準条例の骨子について	子ども・子育て支援新制度について広報(広報ずし10月号へ掲載)
第8回	〃 11月13日	・子ども子育て支援新制度に係る逗子市の利用者負担について(答申) (1)会長の選出 (2)子ども・子育て支援事業計画(案)について (3)放課後児童健全育成事業の基準条例の骨子について (4)その他	
第9回	〃 12月18日	(1)放課後児童健全育成事業の基準条例の骨子について(答申) (2)逗子市子ども・子育て支援事業計画(案)について(答申) (3)その他	
第10回	平成27年 1月28日	(1)子ども・子育て支援事業計画について (2)次世代育成支援行動計画(後期計画)について (3)「保育料の見直しについて」及び「保育の必要性の認定基準と利用調整の基準について」パブリックコメントの結果について (4)その他	
第11回	〃 2月19日	(1)パブリックコメントの結果について ①放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について ②逗子市子ども・子育て支援事業計画(案)について (2)逗子市子ども・子育て支援事業計画(案)について ①法定協議における修正等について ②資料編について (3)母子保健計画への対応について (4)平成27年度予算案等について (5)その他	
第12回	〃 3月16日	(1)逗子市母子保健計画の進捗状況について (2)逗子市子ども・子育て支援事業計画(案)について (3)特定教育・保育施設等の確認について (4)その他	

資料4 逗子市子ども・子育て会議委員名簿

平成27年3月31日現在

区 分	氏 名	選 出 団 体 等	備考
公 募 に よ る 市 民	つだ しやうこ 津田 尚子	公 募 市 民 委 員	
〃	たか はし ひとみ 高橋 瞳	〃	
〃	いなば みき 稲葉 美紀	〃	
子ども・子育て支援に関する 団体から推薦を受けた者	いちやなぎ えり 一柳 恵理	逗子市育児サークル連絡協議会	
〃	くさやなぎ ゆきゑ 草柳 ゆきゑ	逗子市民生委員児童委員協議会	
〃	おぜき ふみえ 小関 富美江	逗子市放課後児童クラブ 保護者会連絡会	
〃	こばやし ひさし 小林 壽志	逗子市青少年指導員連絡協議会	
〃	なかの ゆみこ 中野 由美子	逗子市手をつなぐ育成会	
子ども・子育て支援に関する 事業に従事する者	いしい としえ 石井 稔江	かぐのみ幼稚園園長	
〃	よこち みどり 横地 みどり	双葉保育園園長	○
子ども・子育て支援に関し 学識経験のある者	みたに だいき 三谷 大紀	関東学院大学	◎
〃	あづま こうじ 東 浩司	NPO 法人ファザーリング・ ジャパン	
関係行政機関の職員	かとう まさよ 加藤 昌代	神奈川県鎌倉三浦地域 児童相談所所長	
〃	しげまつ みちこ 重松 美智子	神奈川県鎌倉保健福祉事務所 保健福祉部保健福祉課長	
〃	やなはら まさひろ 柳原 正廣	逗子市教育委員会 教育部学校教育課長	

◎：会長、○：職務代理者

資料5 逗子市子ども・子育て会議条例（平成25年4月1日施行）

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条の規定により、逗子市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第2条 子ども・子育て会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項に関し調査審議し、及び答申し、又は意見を述べることができる。

- (1) 逗子市子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。
- (3) 特定教育・保育施設に関すること。
- (4) 特定地域型保育事業に関すること。
- (5) 児童福祉、母子福祉、母子保健等に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。

（組織等）

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 公募による市民
 - (2) 子どもの保護者
 - (3) 子ども・子育て支援に関する関係団体から推薦を受けた者
 - (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
 - (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
 - (6) 関係行政機関の職員
 - (7) その他市長が特に必要があると認める者
- 2 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 子ども・子育て会議に会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(協力の要請)

第6条 会長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども・子育て支援に関する施策を所掌する課かいにおいて処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営について必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(招集の特例)

2 審議会の最初の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

資料6 子ども・子育て支援法（抄）（平成24年8月20日法律第65号）

（第一条～三条、六十条～六十一条、七十七条のみ抜粋）

（目的）

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

（市町村等の責務）

第三条 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

一 子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。

二 子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用するために必要な援助を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。

三 子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保すること。

第五章 子ども・子育て支援事業計画

（基本指針）

第六十条 内閣総理大臣は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 子ども・子育て支援の意義並びに子ども・子育て支援給付に係る教育・保育を一体的に提供する体制その他の教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項

二 次条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画において教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準その他当該市町村子ども・子育て支援事業計画及び第六十二条第一項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する事項

三 児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項

四 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該

教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

- 二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 三 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
- 3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
 - 一 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項
 - 二 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
 - 三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- 4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。
- 5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。
- 6 市町村子ども・子育て支援事業計画は、社会福祉法第一百七十七条に規定する市町村地域福祉計画、教育基本法第十七条第二項の規定により市町村が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画（次条第四項において「教育振興基本計画」という。）その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かななければならない。
- 8 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 9 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県に協議しなければならない。
- 10 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

第七章 子ども・子育て会議等

（市町村等における合議制の機関）

- 第七十七条** 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。
- 一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。
 - 二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第三項に規定する事項を処理すること。
 - 三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。
 - 四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
- 2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。

資料7 次世代育成支援対策推進法（抄）（平成15年7月16日法律第120号）

（市町村行動計画）

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定するものとする。

2 市町村行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標

二 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

3 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

5 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、都道府県に提出しなければならない。

6 市町村は、おおむね一年に一回、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況を公表するよう努めるものとする。

7 市町村は、定期的に、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況に関する評価を行い、市町村行動計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更することその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

8 市町村は、市町村行動計画の策定及び市町村行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

資料8 用語集（あいうえお順）

【あ行】

内容は、平成 27 年 4 月の新制度のものです

用 語	内 容
育児休業	育児を目的として休業できる制度。育児休業中は、雇用保険から休業前の賃金の 40%程度相当が育児休業給付として支給されます。
一時預かり	保護者の病気や冠婚葬祭、育児疲れのリフレッシュなど、日頃保育所を利用していなくても、一時的に利用できる制度です。市内では私立保育園 3 園で実施しています。 ◆利用料：各園が設定（1 時間あたり 700 円程度）。
親子遊びの場	小坪（逗子市小坪 5-21-15）と沼間（逗子市沼間 1-2-20）、池子（第一運動公園内）の 3 箇所にあります。乳幼児とその親が気軽に地域の他の親と交流することができる自由で開放的な場所です。貸しスペースとして地域の子育てサークルのみなさんの活動の場としても利用できます。小坪及び沼間親子遊びの場では、子育てアドバイザーの巡回相談も定期的に行っています。

【か行】

家庭的保育	0 歳～2 歳までのお子さんを対象とし、家庭的保育者（保育ママ）が自宅等にて 5 人以下の少人数の保育を行います。 ◆利用料：保護者の所得により異なります。
教育・保育施設	学校教育法第 1 条に規定する「幼稚園」、児童福祉法第 39 条第 1 項に規定する「保育所」及び認定こども園法第 2 条第 6 項規定する「認定こども園」をいいます。 （法第 7 条）
居宅訪問型保育	障がい・疾患などで個別のケアが必要な場合等子どもの自宅に訪問し、1 対 1 の保育を行います。 ◆利用料：保護者の所得により異なります。
合計特殊出生率	15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したものです。
子育て支援センター	逗子市桜山 1-5-42 に所在。子育てに悩みや不安を抱える保護者に対して、身近で気軽に利用できる支援拠点として平成 14 年 12 月に開設。自由に過ごせる子育てひろばの他、保健師相談や赤ちゃん相談を行っています。トイレトレーニングについてやパパ向け講座などのミニ講演会も行っています。子育てアドバイザーが常駐しているので、小さいお子さんを遊ばせながら育児相談ができます。小坪・沼間親子遊びの場において巡回相談も実施しています。

子育てネットワーク会議	平成 27 年度から開催予定。子育てに関するテーマごとにワークショップ形式でメンバーを固定せず多くの子育てに関心ある方に参加してもらい会議を開催する予定です。
子ども・子育て関連3法	平成 24 年 8 月に成立した次の3法のことです。 ①「子ども・子育て支援法」(以下、「法」という。) ②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律」(認定こども園法の一部改正法) ③「子ども・子育て支援法及び認定こども園法及び認定こども園法の一部改正の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(一部改正等関係法律の整備法)
子ども相談室	子ども本人や保護者等からの心配事や悩み事などの相談を受け付けています。逗子市役所庁舎内に、設置しています。 月曜日～金曜日 8:30～17:15 電話 046-871-8801 (直通)
(仮)こども発達支援センター	本市の療育推進事業の拠点として、教育研究所と機能的にも連携をしつつ支援を展開していくため、青少年会館を改修し平成 28 年度中の開設に向けた取り組みを進めています。 0 歳から 18 歳までの障がいのある子どもや発達に心配があり支援を必要としている子ども及びその保護者などが地域で不安なく安心した暮らしが保てるよう療育的な支援を行う中核的な施設です。

【さ行】

事業所内保育施設	企業や病院などが従業員のために設置した保育施設です。原則として従業員のみが利用できます。 ◆利用料：各施設が設定。
施設型給付	新制度における保育所・幼稚園・認定こども園に対する財政措置。国が定める公定価格から市町村が定める利用者負担額を差し引いた額を給付費として、県が認可し市町村が確認した施設に支払います。(保育所を除く。)
児童相談所	児童福祉法に基づき、原則 18 歳未満の子どもに関する様々な相談に応じる機関です。子育ての悩み・虐待に関する相談・言葉や発達の遅れに関する相談・生活やしつけの相談・非行の相談・不登校の相談・里親に関する相談等本人、家族、学校の先生、地域の方々等からの相談に専門スタッフが応じる行政機関です。逗子市は、鎌倉三浦地域児童相談所の管轄です。

児童養護施設	児童福祉法に基づく児童福祉施設の一つ。保護者がいない、虐待されているなど家庭養育が困難な子どもを入所させて養育する施設。 近隣に、鎌倉児童ホーム（鎌倉市）、春光学園（横須賀市）、幸保愛児園（葉山町）、誠心学園（横浜市磯子区）などがあります。
社会福祉協議会	逗子市社会福祉協議会は、逗子市桜山 5-32-1 に所在しています。公共性・公益性のある社会福祉団体として、地域福祉の向上や地域福祉事業の推進役として活動をし、在宅福祉サービス各種相談、ボランティアのコーディネート、子育て支援事業、療育相談などにも取り組んでいます。
小規模保育施設	0 歳～2 歳までのお子さんを対象とした、定員 6 人～19 人の保育施設。 ◆利用料：世帯の所得（同居親族を含む）とお子さんの年齢によって異なります。
ショートステイ	逗子市では子どもを預かるショートステイ事業は行っていません（障害程度区分 1 以上の障がい者向けのみ実施）。 保護者の入院や育児疲れ等により一時的に養育困難となったお子さんを乳児院・児童養護施設で短期間お預かりする事業で、近隣では横須賀市で行っています。
健やか親子 21	「健やか親子 21」は、21 世紀の母子保健の主要な取組を提示するビジョンであり、関係者、関係機関・団体が一体となって、その達成に向けて取り組む国民運動計画として、「健康日本 21」の一翼を担うものです。平成 27 年 4 月から 10 年計画で開始する「健やか親子 21（第 2 次）」では、「すべての子どもが健やかに育つ社会」の実現を目指しています。
ずし子育てわくわくメール（メルマガ）	0～2 歳児向け、3～5 歳児向け、6～11 歳児向けの 3 区分があります。子育てに関するイベントや講座、子どもの健診、施設の案内などお知らせをメールで配信します。
青少年指導員	逗子市青少年指導員は、神奈川県と逗子市の委嘱を受けて、子どもたちの創造的、自発的活動の推進と支援、青少年のための地域環境づくりなどのお手伝いをしています。

【た行】

体験学習施設スマイル	市民の世代間交流を図り、児童青少年の健全育成及び市民の憩いの場となるよう、第一運動公園内に平成 26 年 4 月にオープンしました。 小さい子どもと保護者のためのプレイルーム、どなたでも利用できるラウンジ、文化活動からスポーツまで、いろいろな活動を行う多目的室、勉強部屋やカフェなど、さまざまな設備があります。
------------	--

短時間勤務制度	3歳未満の子を養育する従業員が対象。申し出により、短時間勤務（1日6時間勤務）ができる制度。平成24年7月1日法改正により従業員数100人以下の事業所も適用となっています。
地域型保育給付	新制度における小規模な保育施設に対する財政措置。小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育の4つの保育事業について市町村が認可・確認した事業に対して支払います。給付費は国が定める公定価格から市町村が定める利用者負担額を差し引いた額。
地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。逗子市では、子育て支援センターが地域子育て支援拠点となっています。
トワイライトステイ	逗子市では実施していません。 保護者が、仕事その他の理由により平日の夜間または休日に不在となり家庭において児童を養育することが困難となった場合その他緊急の場合において、その児童を児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供を行う事業です。

【な行】

2歳児すくすく教室	内容：お話（生活・歯・食事について）、育児相談、歯科相談、栄養相談（希望者のみ）、計測（希望者のみ）などです。
乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）	お母さんと赤ちゃんが心身ともに健康に生活できるよう、生後4カ月までの赤ちゃんがいる全ての家庭へ助産師・保健師が訪問を行います。
認可外保育施設	児童福祉法第39条に規定する業務（就学前児童の保育）を目的とする施設で、同法第35条第4項の規定に基づく認可を受けていない保育施設。乳幼児の定員が6人以上の施設など、一定の条件を満たすものは市町村への届出が必要となります。
認可保育所（公立・私立）	保護者が仕事・病気などで、昼間にお子さんを保育できない場合に、保護者に代わって保育する児童福祉施設。市内に公立2園（湘南保育園、小坪保育園）、私立4園（双葉保育園、沼間愛児園、桜山保育園、湘南アイルド逗子保育園）があります。 ◆利用料：世帯の所得（同居親族を含む）とお子さんの年齢によって異なります。
認定こども園（幼保連携型）	教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持つほか、認定こども園法に基づく地域の子育て支援を行います。

	◆利用料：世帯の所得（同居親族を含む）とお子さんの年齢によって異なります。
妊婦健康診査	母子保健法に基づき、妊婦及び胎児の健康を確保し健康管理の充実を図るため、実施される健診です。補助対象者1人につき14枚の妊婦健康診査費用補助券を母子手帳交付と同時に交付します。補助券の利用により、妊婦健康診査費用の一部を市で負担しています。

【は行】

母親両親教室	妊娠や出産、育児の不安をなくし、健康で元気な赤ちゃんを育てることを目的として、母親両親教室を行っています。妊婦体操や赤ちゃんのお風呂の入れ方など基礎知識を学びます。土曜開催コースも実施しています。
ピアカウンセリング	同じ職業や障がい、痛みを抱えている状況など、同じ立場にある仲間どうしによる共感的カウンセリング、情報交換。
病児・病後児保育施設	逗子市内では、ファミリーサポートセンター事業において「病児・病後児預かり」を実施していますが、現在のところ、市内に病児・病後児保育施設はありません。 近隣では、鎌倉市（ネステ大船）、横須賀市（乳幼児支援デイサービスセンター）、藤沢市（保育園キディ）などで実施しています。 発熱時など病気のときに、病院や保育施設に付設された専用スペースで看護師などが一時的に保育する事業。近年は都市部を中心に、保育者を家庭に派遣する事業も展開されています。
ファミリーサポートセンター	所在地は逗子市桜山1-5-42で、子育て支援センターに併設されています。会員制で、子どもの保育所等への送迎や一時預かりなどを互助援助活動として行います。支援会員・依頼会員・両方会員があります。 ◆利用料は、依頼会員が支援会員へ直接支払います。 小学6年生まで利用可能です。 ◆平日（7時～20時） 1時間あたり700円 ◆土日祝・時間外 1時間あたり900円 ◆その他の実費は保護者の負担となります。 ※平成26年度より「病児・病後児預かり」および「ひとり親家庭等への助成」も開始しました。
ふれあいスクール (放課後子ども教室)	市立小学校の施設を活用し、パートナーと呼ぶ非常勤職員等を配置して、放課後の子どもの遊びの場を開設している事業です。子どもたちの豊かな人間性の育成を目的としています。

プレイパーク	プレイパークは、逗子の豊かな自然環境を活用して、子どもたちが自然とふれあいながら、泥んこ遊びやロープ遊びなど、自分で決めて遊ぶことができる遊び場です。長年、市内での外遊びの活動を続けてきた市民団体に業務を委託し、逗子市と協力して実施しています。
プレイリヤカー	プレイリヤカーは、乳幼児と保護者が気軽に楽しく外遊びができるよう、リヤカーにおもちゃを乗せて月2回第一運動公園で開催します。また、地域の公園で実施を希望される方に対して、リヤカーを含めた機材・おもちゃの貸し出しも行っています。
保育の必要性の認定	子ども子育て支援新制度では、保護者の申請を受けた市町村が、国の定める基準に基づき、保育の必要性を認定したうえで給付を支給することになります。
放課後児童クラブ (学童保育)	小学生を対象とし、保護者が仕事などで放課後家庭にいないお子さんの遊びや生活の場を提供する施設です。市内の小学校区毎に1箇所ずつ整備し、5箇所あります。 利用料：0円～12,000円/月 延長保育料は別途1000円/月かかります。
保健センター	逗子市池子字棧敷戸1892-6に所在し、子どもの健診や、大人の健診(検診)、栄養講座など各種講座などの会場となっています。
ほっとスペース	乳幼児とその保護者が自由にご利用でき、くつろげる交流の場であり遊びの場。市内に5か所設置しています(逗子・小坪・久木・沼間・池子)。親子体操や手遊び、お誕生日会などを行っています。
ポータルサイト	ポータルサイトとは、インターネットにアクセスする際の入り口(玄関)となるページのことです。本計画におけるポータルサイトは、子育てに関する情報を一元的に提供するための、専用ホームページのトップページ及び一連のページを指しています。平成27年度中の開設を予定しています。

【ま行】

民生委員・児童委員	民生委員・児童委員は、「民生委員法」「児童福祉法」によって設置された厚生労働大臣から委嘱されている委員です。社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるものとされており、地域住民を支援しています。守秘義務があるので、困りごとがあれば気軽に相談できます。困りごとを解決するために、福祉の制度など、さまざまな支援サービスをご紹介します。
-----------	--

【や行】

幼稚園	<p>満3歳になった次の4月～小学校入学前までの幼児を対象に、学校として幼児教育を行っています。（一部の園では、満3歳になった時点で随時受入）</p> <p>市内には5園あり、すべて私立幼稚園です。</p> <p>（かぐのみ幼稚園、逗子幼稚園、第二逗子幼稚園、聖和学院幼稚園、聖マリア幼稚園）</p> <p>◆利用料：おおむね20,000円～28,000円/月 入園料・月謝等は園によって異なります。</p>
幼稚園の預かり保育	<p>幼稚園の正規の教育時間（1日4時間が標準）の前後や夏休み期間などに、在園児を預かり保育します。市内で4園が実施しています。</p> <p>◆利用料：各園が設定。</p>

【ら行】

離乳食教室	<p>離乳食開始時期の乳児を対象に、おんぶ体験、離乳食に関するお話、試食、質疑応答を行っています（予約制）。対象月以外でも受講可能です。</p>
療育	<p>障がいのある子どもや心身の発達に心配がある子どもを対象に、人とかかわる力や考える力、社会に適應する力、生活能力の向上に向けて集団や個別、その他必要な支援を行うもの。</p>
療育相談室	<p>逗子市福祉会館において、在宅の心身障がい児ほか発達に心配のある児童の早期療育を促し支援を行うため、児童の心身の発達や発育に関する相談や指導、専門員による機能訓練等を行っています。</p> <p>※平成28年度より(仮)こども発達支援センターへ移行予定</p>
利用者支援事業	<p>子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業。</p>
レスパイト	<p>レスパイトは、息抜きの意。「レスパイトサービス」は、お子さんを一時的に預かって家族の負担を軽減する援助サービス。</p>

逗子市子ども子育て支援事業計画
～誰もが心豊かに子育てできるまち 逗子～

平成 27 年 3 月

発行 逗子市

〒249-8686 神奈川県逗子市逗子 5-2-16

編集 逗子市 福祉部 子育て支援課

Tel 046-873-1111(内線 266)